

すべての子どもが**尊重**され、
保護者の**愛情**に包まれて
健やかに育ち、
その育ちを地域全体で
応援するまちにします。

大田区子ども・子育て支援計画最終案

(令和2年2月13日大田区子ども・子育て会議資料)

大田区子ども・子育て支援計画
第4期大田区次世代育成支援行動計画
第2期大田区子ども・子育て支援事業計画

2020-2024

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 計画の策定体制	5
6 計画の進行管理	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 人口と出生の現状.....	9
2 母親の就労状況.....	12
3 教育・保育事業の利用	14
4 おおた子ども・子育てかがやきプランの評価.....	15
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念と基本的な視点	21
2 施策の体系	25
第4章 施策の展開.....	29
1 計画の成果指標.....	31
2 基本目標と達成に向けた施策	32
基本目標1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います.....	32
基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します	46
基本目標3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります.....	52
基本目標4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます.....	60
基本目標5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します	66
第5章 子ども・子育て支援事業の推進（大田区子ども・子育て支援事業計画）.....	69
1 子ども・子育て支援事業計画とは	71
2 教育・保育提供区域の設定	73
3 子どもの人数（将来推計）	74
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	75
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	82

資料編	97
1 事業一覧	99
2 大田区子ども・子育て会議条例	118
3 大田区子ども・子育て会議条例施行規則	119
4 大田区子ども・子育て会議委員名簿	120
5 策定経過	121
6 用語解説(50音順)	122

第1章 計画策定の概要

I 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進む中で、待機児童の解消など、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立を感じる家庭もあり、子どもや子育てをめぐる環境には、多くの課題があります。

子どもは社会の希望、未来をつくる存在であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、策定指針を示して、地方公共団体が行動計画を策定できるようになりました。大田区では、同法の市町村行動計画にあたる「おおた子育てすくすくプラン(平成17年度～平成21年度)」、「おおたのびのび子育てプラン(平成22年度～平成26年度)」を策定し、子どもと子育ての課題への取り組みを推進しました。

平成24年には、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていたことから、「子ども・子育て関連3法」(注1)が制定されました。この子ども・子育て関連3法に基づき、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②待機児童を解消し、子育てしやすい環境の整備、③幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上、④地域の多様な子育て支援の充実を目指しています。また、子ども・子育て支援法では、実効ある取り組みを確保するため、基本指針を示して、市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定を求めました。

大田区では、「おおたのびのび子育てプラン」の後継計画として、これまでの次世代育成支援市町村行動計画に加え、子ども・子育て支援事業計画の性格を併せ持つ「おおた子ども・子育てかがやきプラン(平成27年度～平成31年度)」を策定し、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、幼稚園や保育所、その他子どもに対する子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、取り組みを強化してきました。

しかし、依然として、女性の就業率の向上等に伴い増加する保育需要への対応や、保育環境の整備、生活困難層へのさらなる対応、深刻化する児童虐待への対策強化などが求められており、必要な支援も多様化しています。

これらの課題やニーズの変化に対応するため、「大田区子ども・子育て支援計画(第4期大田区次世代育成支援行動計画、第2期大田区子ども・子育て支援事業計画)」(以下、本計画という)を策定します。

区の基本構想・基本計画では、「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育おまちにします」を子育て分野における個別目標としています。本計画は、区の基本構想・基本計画の目標を実現していくための個別計画として、取り組みを推進します。

(※注1)子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

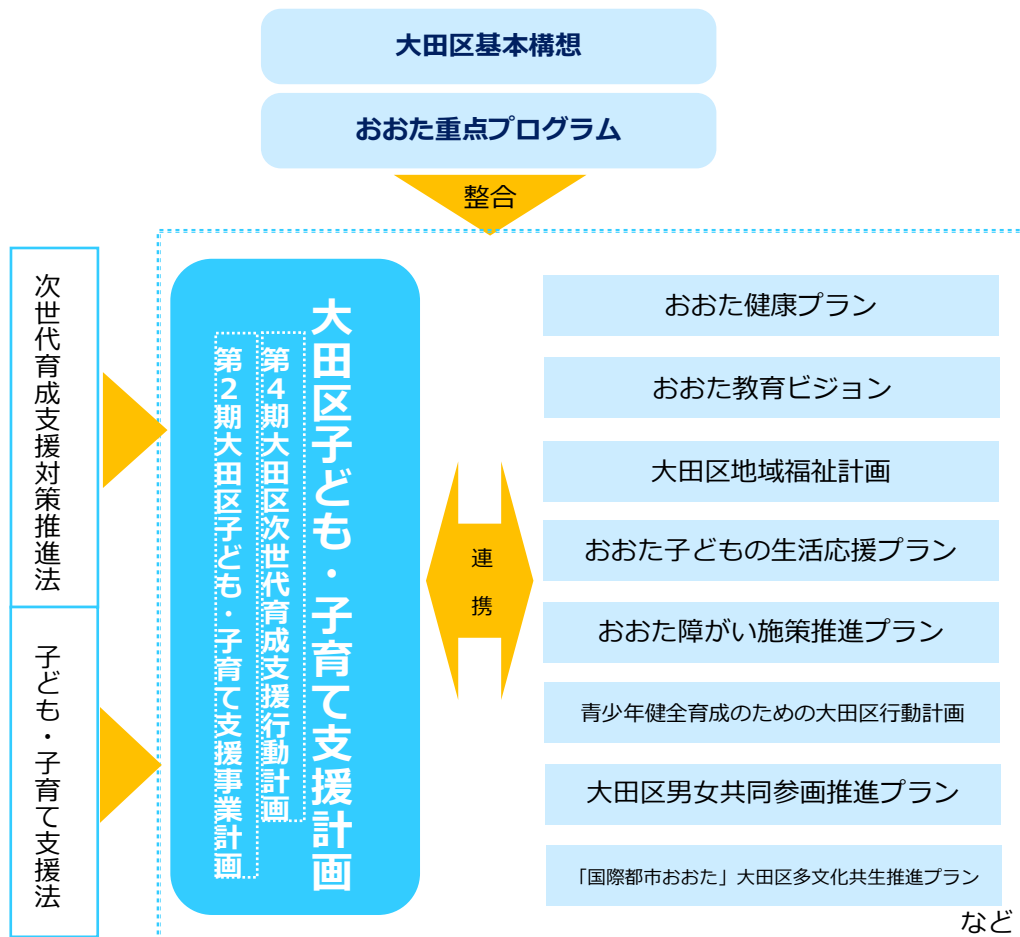
本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」との性格を併せ持つ、大田区の子ども・子育てに関する個別計画です。

なお、策定にあたっては、区民、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育てに関する事業者及び関係機関、区議会議員から構成される子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

(2) 関連計画との連携

- 本計画は、子どもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てを推進するための「区の取り組み」を整理したものです。
- 本計画は、上位計画である大田区基本構想、「おおた重点プログラム」との整合性を図ります。
- 本計画は、子育て支援に関連する各分野の部門別計画との連携・整合を図ります。
- 新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。また、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
策定					

4 計画の対象

本計画は、原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもとその家庭を対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 保護者ニーズ調査及び中高生本人を対象としたアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的な指針に基づき、就学前及び小学校児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」（以下、「保護者ニーズ調査」と言います。）を実施し、区内に居住する子育て家庭の生活実態やニーズ等の把握を行いました。

これに加えて、区独自の取り組みとして、区内在住の中高生を対象とした「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」（以下、「中高生アンケート調査」と言います。）を実施し、中高生の日常生活や地域活動の状況、将来についての意向、要望等の把握を行いました。

対象者	配布数	回収数	回収率	調査期間
就学前児童の保護者	2,500件	1,234件	49.4%	平成30年11月16日 から12月3日
小学校児童の保護者	2,500件	1,398件	55.9%	
中学生	850件	247件	29.1%	
高校生世代	850件	217件	25.5%	

この結果については、「子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書（平成31年3月）」にまとめています。

(2) 「大田区子ども・子育て会議」の開催

区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大田区子ども・子育て会議」を開催しており、本計画は、「大田区子ども・子育て会議」での意見を踏まえて策定しました。

6 計画の進行管理

本計画の目標を達成するため、計画事業の進行管理や部局間の連携・調整を行う体制を整備します。

その上で、計画事業を着実に推進し実効性のあるものとするため、各年度の実績や評価を「大田区子ども・子育て会議」に諮り、区民に公表します。

ただし、本計画以外の区の個別計画で進行管理を行う施策については、施策の体系に位置づけませんが、本計画における進行管理は行わず、各個別計画で進行管理を行うこととします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合等は、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

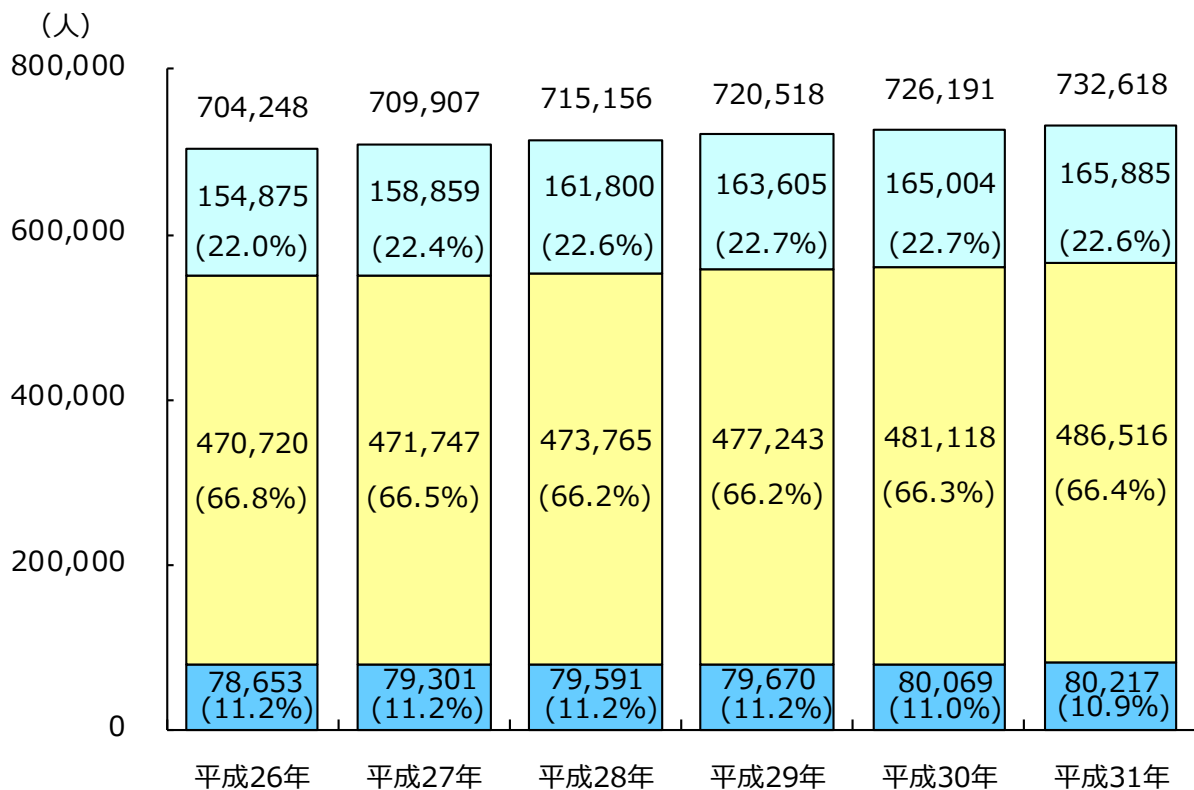
I 人口と出生の現状

(1) 区の人口

大田区の人口は、平成26年以降増加しており、平成31年4月1日現在の人口は732,618人となっています。

年齢3区分別にみると、高齢者人口に加え、生産年齢人口及び年少人口もそれぞれ増加しており、各年齢区分別の割合自体に大きな変化はみられません。

【人口の推移】



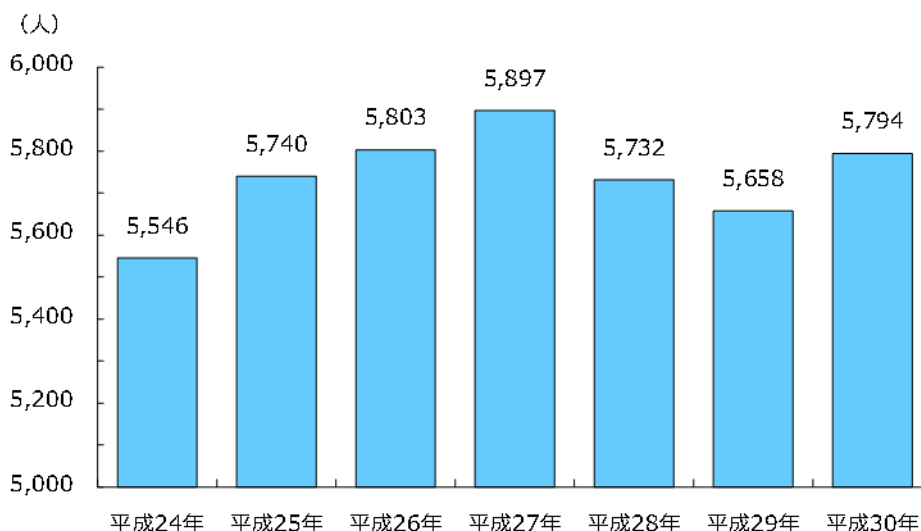
■ 年少人口 (0歳～14歳) ■ 生産年齢人口 (15～64歳) ■ 高齢者人口 (65歳以上)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生人口

大田区の出生人口は、平成24年から平成27年にかけて増加し、平成28年からは減少していましたが、平成30年には5,794人と再び増加に転じています。

【出生人口の推移】

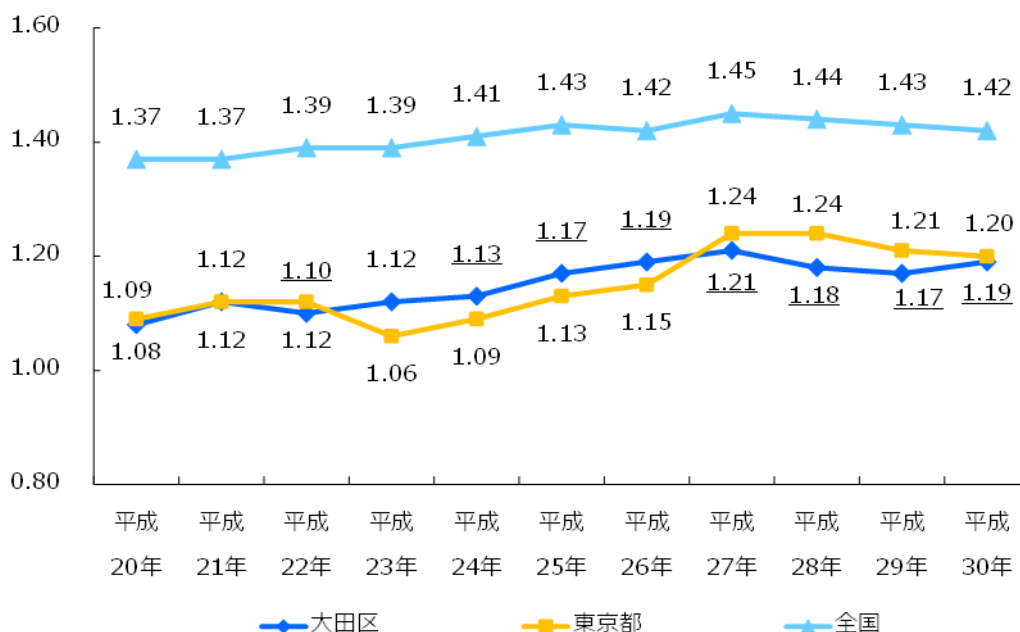


資料：人口動態統計

(3) 合計特殊出生率

大田区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移しており、平成27年までは上昇傾向にありましたが、平成28年以降は横ばいで推移しています。また、平成23年から平成26年までは東京都の平均を上回っていましたが、平成27年度以降は下回っています。

【合計特殊出生率の推移】

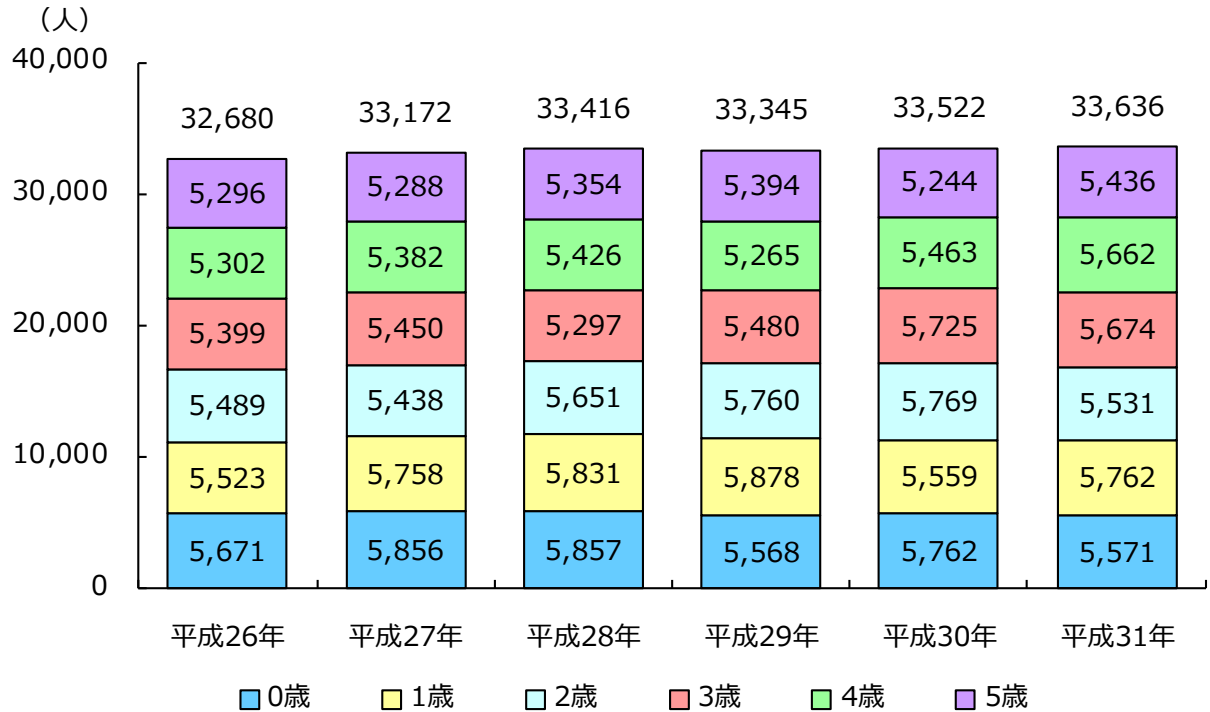


資料：人口動態統計

(4) 就学前人口

大田区の就学前人口(0~5歳)は、全体で見ると微増傾向となっています。

【就学前人口の年齢別推移】

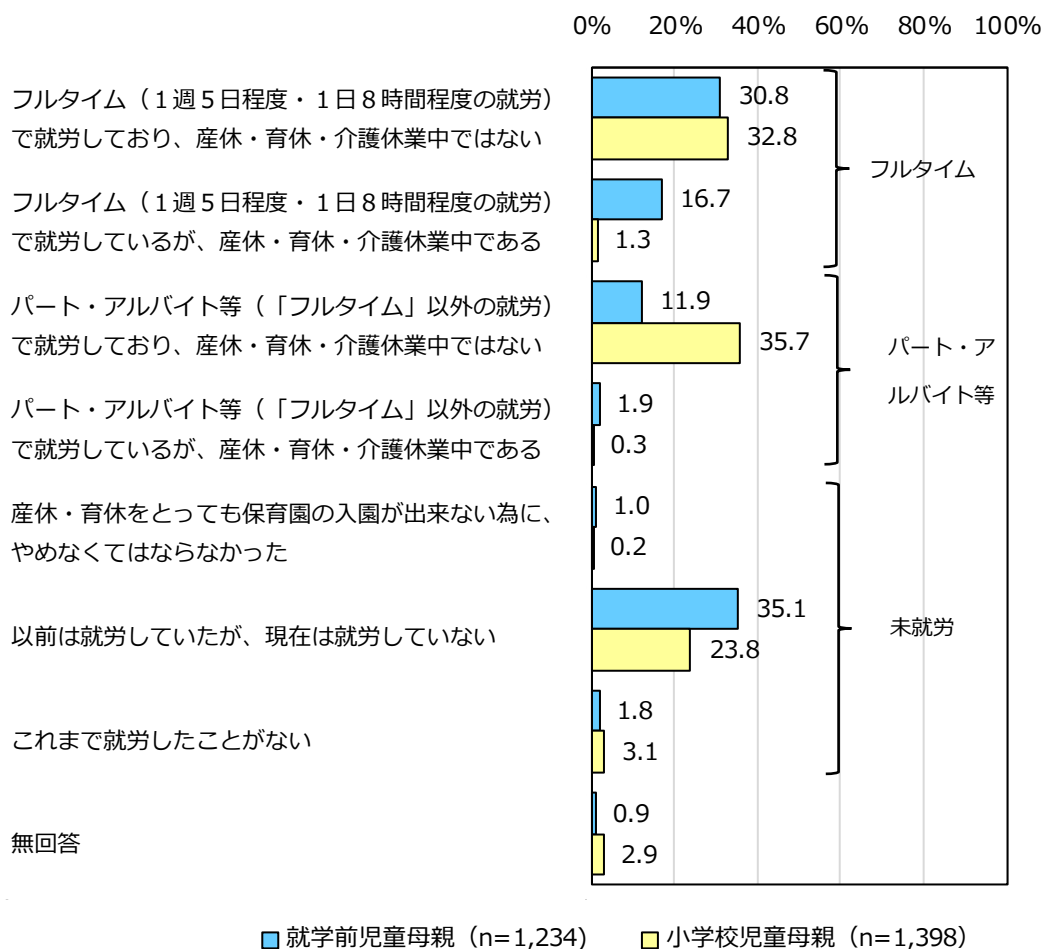


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 母親の就労状況

(1) 母親の現在の就労状況

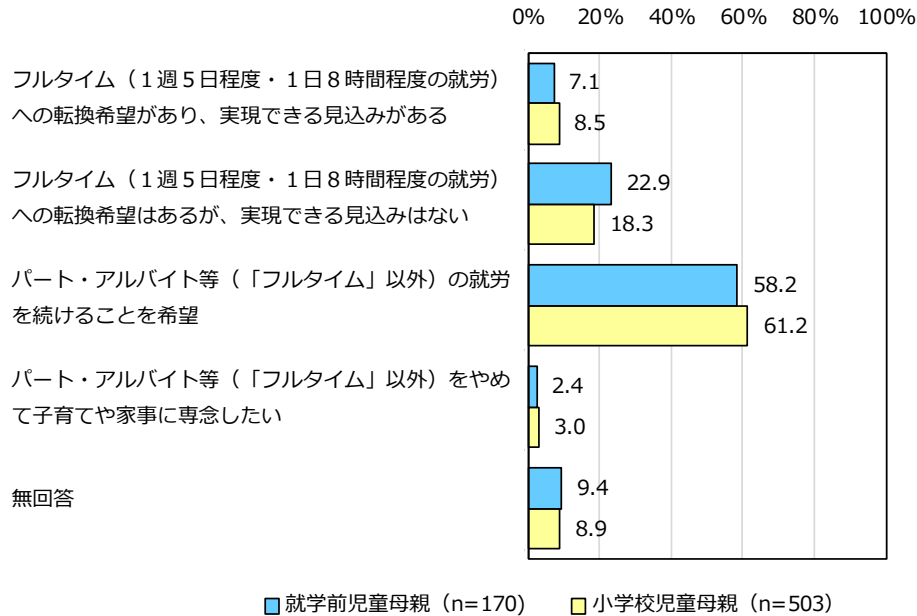
就学前児童の母親の現在の就労状況は、産休等を含むフルタイムでの就労が5割弱、産休等を含めたパート・アルバイト等が1割台、未就労が4割弱となっています。小学校児童の母親の就労状況は、産休等を含むフルタイムでの就労と産休等を含めたパート・アルバイト等がそれぞれ3割台、未就労が3割弱となっており、就学前児童の保護者と比べ、パート・アルバイトの割合が多くなっています。



資料：大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書（平成31年3月）

(2) パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

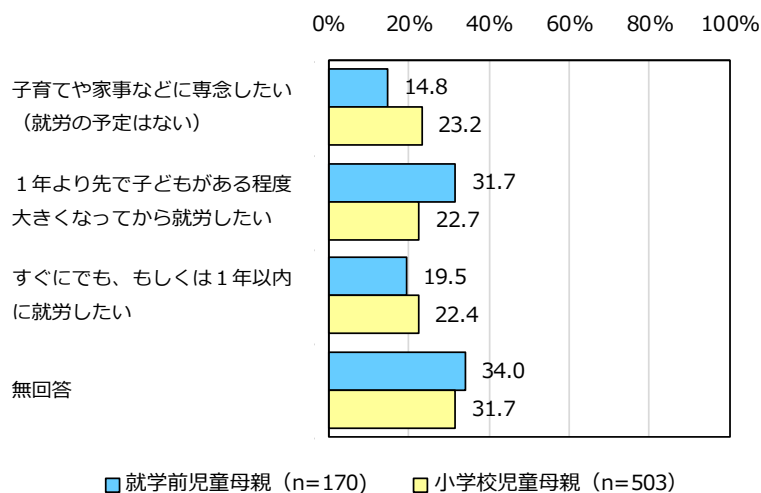
就学前児童の母親、小学校児童の母親ともに、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する人が約6割となっています。パート・アルバイトで就労している人でフルタイムへの転換希望がある人は2割台後半から3割となっていますが、そのうちの半数以上が実現できる見込みがないと回答しています。



資料：大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書（平成31年3月）

(3) 未就労の母親の就労希望

就学前児童の母親では、「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」と回答した人が3割を超えています。一方、小学校児童の母親では、「子育てや家事などに専念したい」「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」がいずれも約2割となっています。

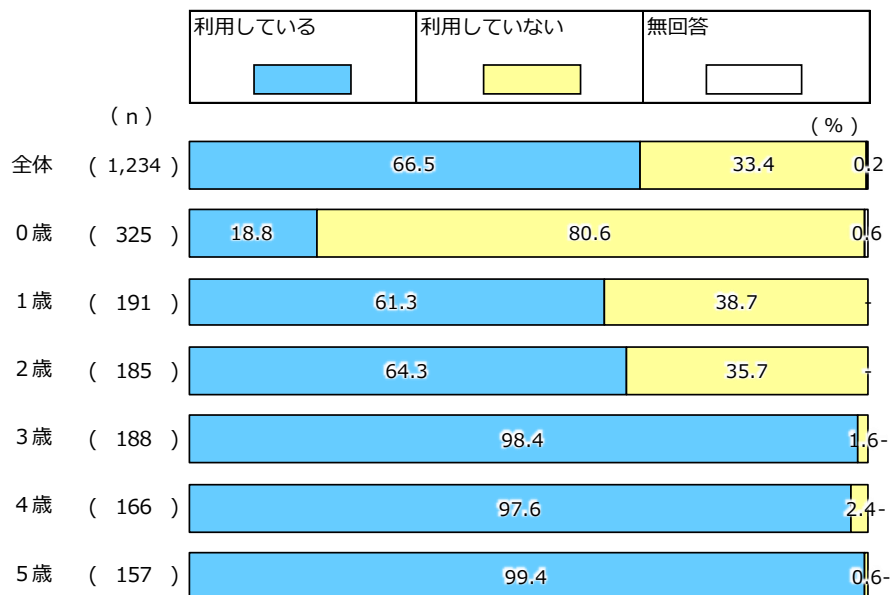


資料：大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書（平成31年3月）

3 教育・保育事業の利用

(1) 平日利用している教育・保育事業

就学前児童の家庭で、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は、6割を超えています。年齢が上がるにつれて利用している割合が多くなる傾向があり、3歳以上では100%近い利用となっています。



資料：大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書（平成31年3月）

(2) 平日利用したい教育・保育事業

0～2歳では「認可保育所」の希望が高く、3～5歳では「認可保育所」および「幼稚園」の希望が高い傾向にあります。

(単位：%)

	有効回答者数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模保育所	家庭福祉員（保育ママ）	事業所内保育施設	認証保育所	企業主導型保育施設	定期利用保育事業	その他の認可外の保育施設（ベビーホテルなど）	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
0歳	325	54.5	24.3	61.2	12.9	7.7	0.6	2.5	16.0	1.8	1.8	—	0.6	0.9	0.9	12.6
1歳	191	56.0	24.6	61.8	17.3	2.6	0.5	1.0	11.0	2.6	0.5	—	3.1	4.2	0.5	8.9
2歳	185	56.2	36.2	52.4	12.4	0.5	—	1.1	7.6	2.7	2.2	—	0.5	2.7	1.6	15.1
3歳	188	58.0	39.4	49.5	14.9	2.7	1.6	1.1	8.5	2.7	0.5	0.5	0.5	3.7	—	13.8
4歳	166	60.2	44.0	48.8	13.9	1.8	—	1.8	6.0	3.6	2.4	1.2	1.8	3.0	1.8	7.2
5歳	157	46.5	26.8	48.4	14.0	2.5	0.6	3.2	6.4	3.2	0.6	—	—	1.3	0.6	26.1

資料：大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書（平成31年3月）

4 おおた子ども・子育てかがやきプランの評価

おおた子ども・子育てかがやきプラン(平成27年度～平成31年度)の実施状況に基づき、基本目標別に5年間の総合評価を行いました。

5年間の
総合評価基準

- 5:計画以上の進捗があった
- 4:概ね計画どおりの進捗であった
- 3:所管替えや事業見直し、統合等を行ったため、一部において計画どおりとならなかった
- 2:進捗の遅れ等により、計画どおりの実施ができなかった
- 1:実施していない、または事業廃止となった

基本目標1 地域における子育て支援体制を充実します

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
保育サービスアドバイザーによる相談	*出張相談を当初の29回から80回まで増やし、区内全域で実施できるようになった。 *また、平成30年度から開始した商業施設における出張相談会は多くの来場者を集めることができた。	4
子ども家庭支援センターの相談	*保護者が相談しやすい雰囲気づくりを行い、育児不安や悩みの相談を受けることで、相談件数が平成27年度8,040件から平成30年度8,805件に増加し、子育て家庭の孤立感や養育不安の解消を図ることができた。	4
ファミリー・サポート・センター事業	*平成27年度援助活動件数12,218件から平成30年度援助活動件数13,193件と増加し、仕事と育児の両立や家庭の育児支援が実現できた。	4

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
私立(認可)保育園の整備支援	*就学前人口及び保育所申込の増加を受け、整備計画を前倒しすること等により、5年間で74施設整備した。 *これにより、待機児童数を平成29年4月の572名から平成31年4月の116名まで減少させることができた。	5
病後児保育	*平成27年度5施設(定員29人)から平成30年度8施設(定員52人)へと定員を増やすことにより、利用実績が3,885人から6,913人に増え、多くのニーズに応えることができた。	4
保育士確保対策	*保育人材情報ポータルサイトである「おおた ほいく・ぼ〜と」は、平成28年度の開設以来、掲載法人数、掲載求人閲覧数ともに毎年増加しており、法人と求職者をつなぐ役割を果たすことができている。 *保育園就職フェアは私立保育園連合会との共催により毎年多くの運営法人が出展しており、来場者からは保育園の現場の様子を直接聞くことができ、就職を考える上で参考になったとの評価を得ている。	4

基本目標3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）	*平成30年度には、対象世帯の92.4パーセントに対し、保健師又は助産師が訪問し、母子の心身の状況や養育環境を確認や助言、医療機関受診勧奨を行うことで母子の健康維持や改善を図ることができた。	4
保育園・学校の栄養士との連携	*平成30年度より食育フェアをグランデュオ蒲田3階通路で開催することにより、多くの人に食育をPRすることができた。	4
産科医療機関の設備整備費助成事業	*分娩機能の拡充を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し補助金を交付することにより、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に寄与することを目的としている。平成30年に1病院での整備実績があり、環境整備を推進することができた。	4

基本目標4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
子どもの心サポート月間の実施	*学校生活調査（メンタルヘルスチェック）を6月、11月に小学4年生から中学3年生を対象に実施することで、支援が必要な児童・生徒に担任・スクールカウンセラーの面談及び必要に応じて組織的対応を行うことができた。 *平成30年度から新たに全区立中学校で、6月と11月に学級集団調査を実施し、生徒の学校生活における満足度等と意欲、学級集団の状態等を把握し、生徒の学級内における悩み等の改善を図ることができた。	4
国際理解教育の推進	*大田区立小学校イングリッシュキャンプ（平成30年度参加人数178人）や英語カフェ（全校で開催）を実施することで、異文化理解を深め、進んでコミュニケーションを図る態度を育成することができた。 *大田区立中学校生徒海外派遣（平成27年度から令和元年度まで延べ280人）を実施することで、派遣先の文化や生活について理解を深めることができた。	4
公園・児童公園	*地域に根ざした公園整備（平成27年度から平成30年度まで、新設・拡張整備延べ11か所、改良整備延べ15か所）を進め、乳幼児親子や小・中学生の遊び場を提供することができた。特に、社会実験として実施した子育て支援遊び場整備や、区公式キャラクター「はねびよん」遊具の設置により、乳幼児親子への遊び場の充実を図ることができた。	5

基本目標5 子育てにやさしいまちをつくります

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
区民安全・安心メールサービスの運用	*全国各地で震災や水害の発生が相次ぎ、区民の災害に対する関心が高まっていることや区民等への広報活動による認知度の向上等から、登録者数が年々増加し、平成30年度には70,000人を超えており、平成26年度と比較して3割以上増加し、区民への情報提供の充実を図ることができた。	5
公共空間での防犯カメラの設置	*街頭防犯カメラの整備は、犯罪の抑止力、また犯罪の解決に繋がる情報、証拠として効果があることが広く認められており、平成31年3月末時点で81団体1,134台に増加し、目標の30団体600台を超えている。平成26年度と比較して、団体で3.5倍、台数で3倍以上に増加し、公共空間での防犯力向上につながっている。	5
交通安全自転車教室の開催	*例年、年3回の開催のところ、平成30年度は開催回数を4回とし、参加者数も増加して、区民の安全な自転車走行の実践と交通安全意識の向上を図ることができた。	4

基本目標6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
養育支援訪問事業 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	*養育支援が必要な保護者を訪問し、相談、助言、指導を行う養育支援家庭訪問事業を平成27年度から30年度まで100件実施することができた。また、地域の支援員が乳児のいる家庭を訪問し、沐浴や授乳の補助を行う養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」では、平成27年度から30年度まで延べ594回の支援を実施することができた。	4
児童虐待防止ネットワークの充実	*以下の会議を活発に実施することで、各機関が個別のケースに連携して取り組むことができた。 要保護児童対策地域協議会代表者会議10回、同実務者会議40回（地域別20回、分野別20回）子ども家庭支援会議60回、関係機関による個別ケース検討会議30年度までに630回、児童虐待防止関係機関対象学習会出席者600人、巡回支援事業の実施（保育園38箇所、延べ42回 幼稚園50箇所）	4

第3章 計画の基本的な考え方

I 計画の基本理念と基本的な視点

(1) 基本理念

「児童(子ども)の権利条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年に国連総会で、全会一致で採択された条約です。わが国は、1994年に批准しました。この条約は、子どもの権利を大きく分けて4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を守るように定めています。

そして、子どもの権利を守るための一般原則として、次の4つを掲げています。

- ◎子どもに対する差別の禁止
- ◎子どもの生きる、育つ、発達する権利
- ◎子どもの最善の利益の確保
- ◎子どもの意見の尊重

この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待等の困難な状況におかれている子どもがいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するために国連において採択されたものです。ここに掲げられた児童の権利や一般原則は、普遍的な価値を持つものであり、子ども・子育て支援においても根幹をなすものです。

また、次世代育成支援対策推進法第3条は、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」との基本理念を掲げ、同法に基づく市町村行動計画は、この基本理念にのっとり主務大臣が定める行動計画策定指針に即して策定するものとしています(第7条、第8条)。

子ども・子育て支援は、同法の理念を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会におけるあらゆる分野における構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことで、保護者が喜びを実感しながら子育てができるようにしていくことが重要です。

以上により、①子どもの権利の尊重、②保護者の責任、③地域のあらゆる構成員による支援の3点を踏まえ、大田区の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

すべての子どもが尊重され、
保護者の愛情に包まれて
健やかに育ち、
その育ちを地域全体で
応援するまちにします

(2) 計画の基本的な視点

本計画の一部を構成する次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画の策定指針では、策定にあたっての基本的な視点として、以下の視点を掲げています。

- ◎子どもの視点
- ◎次代の親の育成という視点
- ◎サービス利用者の視点
- ◎社会全体による支援の視点
- ◎仕事と生活の調和の実現の視点
- ◎結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- ◎すべての子どもと家庭への支援の視点
- ◎地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
- ◎サービスの質の視点
- ◎地域特性の視点

また、指針では、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定される市町村行動計画の内容として、

- (1) 地域における子育ての支援
 - (2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
 - (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - (4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
 - (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
 - (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
 - (7) 子どもの安全の確保
 - (8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- の8項目を盛り込むこととしています。

本計画では、これらの視点と盛り込むべき項目を踏まえて、施策の内容や提供主体等を検討し、次の5つの基本目標を掲げ、出産、乳児、幼児、小学校学齢期、中学校及び高等学校学齢期の5つの成長発達段階に着目して施策を体系化します。

- 1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
- 2 仕事と子育ての両立を支援します
- 3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります
- 4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます
- 5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

なお、従来計画では、要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進として、ひとり親、障がい児、外国人家庭等について、「特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします」という基本目標を掲げていましたが、これらの家庭を区分することなく、他のそれぞれの基本目標の中で整理していくこととしました。

また、保護者と子どもの健康の確保及び増進については、「おおた健康プラン(第三次)」(2019年度～2023年度)、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備については、「おおた教育ビジョン」との整合を図ったほか、区のその他の個別計画との整合を図りました。

○次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定方針(平成26年11月28日告示)

三 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定に当たっての基本的な視点(抜粋)

(1) 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締結国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くの子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行すべきものとの視点に立った取組が重要である。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも重要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要である。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進め、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが重要である。

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

緊急対策においては、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均二人以上となっているが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっており、結婚や妊娠、出産に対する国民の希望が叶えられていないとされている。このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、それらに関する国民の希望を実現して行くためにも重要である。また、少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが重要である。

(7) 全ての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、様々な地域の担い手や社会資源によって担われるものである。また、次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが重要である。

(8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、児童委員・主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。また、児童福祉法第四十八条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも重要である。

(9) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが重要である。

(10) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。

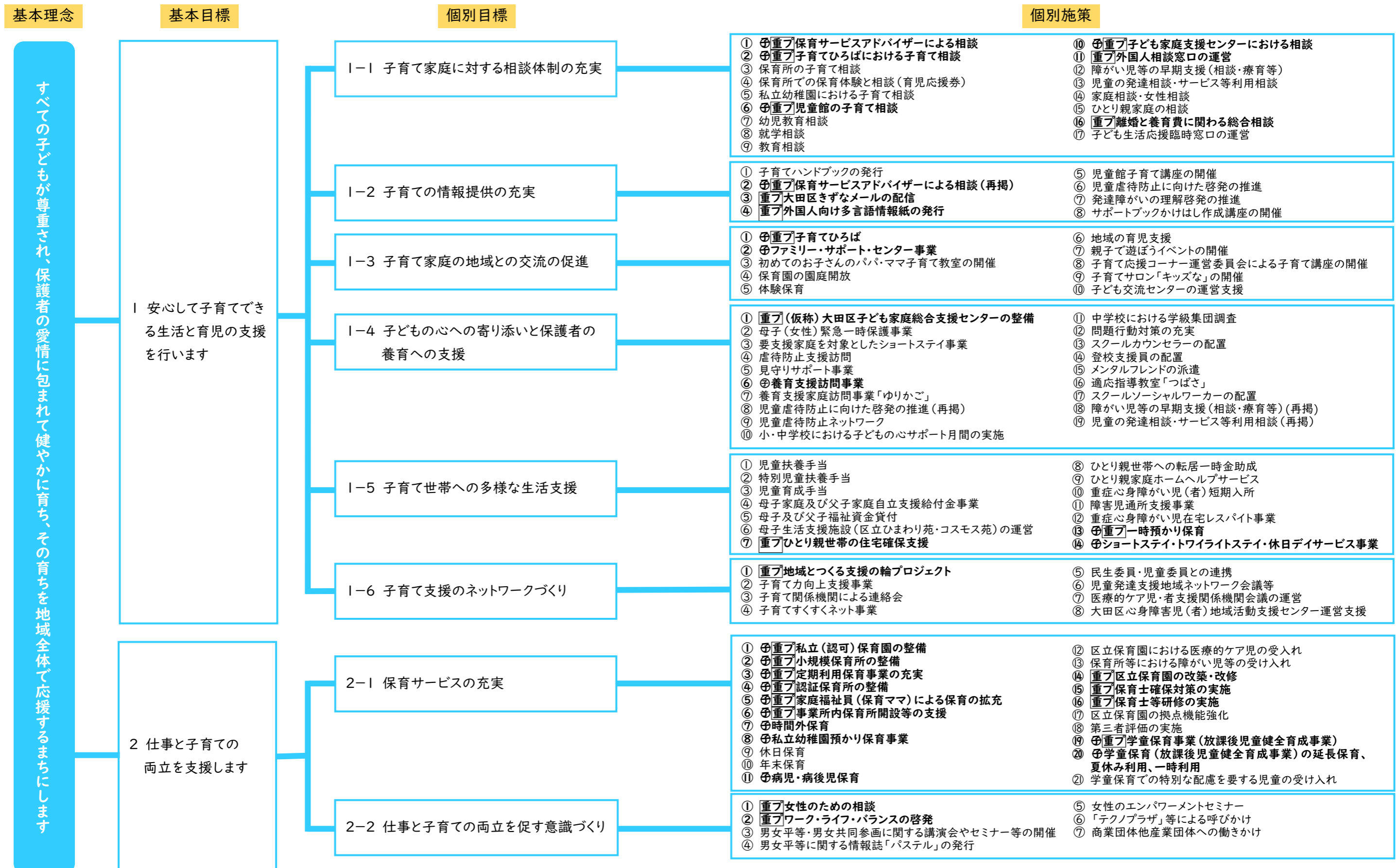
(3) 施策の体系

基本理念の実現のために基本的な視点に基づき現状と課題を整理し、5つの基本目標を掲げ、さらに15の個別目標を設定して今後の方向性を示し、具体的な施策を個別目標の下に位置付けることで区の役割を明確にしました。

個別施策のうち、④は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる事業です。また、**重**は、「おおた重点プログラム」に掲げる事業です。

2 施策の体系

太字:重点施策 ㊦:「子ども・子育て支援法」に定める法定事業 ㊦:「おおた重点プログラム」に掲げる主な事業



基本理念

基本目標

個別目標

個別施策

すべての子どもが尊重され、保護者の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で応援するまちにします

3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります

3-1 保護者と子どもの健康の確保

- ① 母子健康手帳の交付
- ② **重**妊婦健康診査
- ③ 妊婦歯科健康診査
- ④ 妊娠高血圧症候群等療養援護
- ⑤ **重**すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)
- ⑥ **重**出産・育児支援事業(子育て世代への健康相談)
- ⑦ **重**産後ケア
- ⑧ 産後家事・育児援助事業
- ⑨ 乳幼児健康診査(4か月児～3歳児)
- ⑩ 乳幼児歯科相談
- ⑪ 幼児歯科健康診査・う蝕予防
- ⑫ 予防接種
- ⑬ 乳幼児経過観察健康診査
- ⑭ 乳幼児保健指導
- ⑮ 39歳以下基本健診

- ⑯ 両親学級
- ⑰ 育児学級等
- ⑱ 地域(出張型)健康教育
- ⑲ 絵本との出会い事業
- ⑳ みんなでよい歯のまちづくり
- ㉑ 乳幼児発達健康診査
- ㉒ 新生児聴覚検査公費負担
- ㉓ 子育てグループワーク(子育て支援事業)
- ㉔ 都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携
- ㉕ 療育給付
- ㉖ 養育医療給付
- ㉗ 育成医療費給付
- ㉘ 子ども医療費助成事業
- ㉙ ひとり親家庭等医療費助成事業

3-2 学童期・思春期の保健対策の充実

- ① **重**自殺総合対策の推進
- ② 精神保健に関する医師・保健師による相談
- ③ 精神講演会
- ④ 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援

- ⑤ 区立小中学校における喫煙防止教育
- ⑥ 性感染症予防講演会
- ⑦ 学校におけるがん教育

3-3 食育の推進

- ① 食育推進検討会・食育フェア
- ② 在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等
- ③ 栄養セミナー・栄養講習会(妊婦・一般)

- ④ 保育園における食育指導
- ⑤ 学校における食育指導
- ⑥ 児童館における食育指導

3-4 産科・小児医療の充実

- ① かかりつけ医の推進
- ② 休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療
- ③ 平日準夜小児初期救急診療

- ④ 歯科休日応急診療
- ⑤ 産科医療機関の設備費助成事業
- ⑥ 地域医療機関との協議会等の開催

4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

4-1 幼児期・学齢期の教育の充実

- ① 保幼小の交流及び連携事業
- ② 幼児教育連絡協議会の設置
- ③ 幼稚園教諭・保育士合同研修
- ④ 私立幼稚園特別支援教育事業
- ⑤ 大田区学習効果測定
- ⑥ 学習カルテに基づいた学習カウンセリング
- ⑦ 習熟度別少人数指導
- ⑧ 補習教室
- ⑨ **重**子どもの学習支援
- ⑩ 日本語特別指導(初期指導)、日本語学級
- ⑪ **重**こども日本語教室
- ⑫ 特別支援学級の運営

- ⑬ 特別支援教育実施体制の整備
- ⑭ **重**学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育)
- ⑮ 道徳授業地区公開講座
- ⑯ 小中一貫の視点に立った道徳教育
- ⑰ 人権教育の推進
- ⑱ 規範意識向上プログラム
- ⑲ 体育指導と外遊び
- ⑳ 幼児期運動指導リーダー保育者養成
- ㉑ 親子運動遊び講座
- ㉒ **重**ICT教育の推進
- ㉓ **重**学校教育施設の整備

4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供

- ① 青少年健全育成(青少年対策地区委員会)
- ② 大田区子どもガーデンパーティー
- ③ 子ども向け人材育成事業(工場見学とものづく体験)
- ④ 家庭教育学習会(学校デビュー応援プログラム)
- ⑤ 区立学校における職場体験活動の充実
- ⑥ 区立学校における自然体験活動の実施
- ⑦ **重**国際理解教育の推進
- ⑧ **重**子どもの長期休暇応援プロジェクト
- ⑨ **重**放課後の居場所づくり(放課後ひろば事業)
- ⑩ **重**学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲)

- ⑪ 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲)
- ⑫ 児童館の学童保育・一般利用(自由来館)
- ⑬ 学校施設開放事業
- ⑭ 中高生ひろば
- ⑮ 保育園・児童館の児童と高齢者との交流
- ⑯ 保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進
- ⑰ リーダー講習会(小学生・中高生)
- ⑱ リーダー講習会(成人)
- ⑲ **重**地域に根ざした公園・緑地の整備

5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

5-1 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進

- ① 防災対応マニュアル・防災の手引き等
- ② 災害物品の備蓄
- ③ 妊産婦避難所の設置
- ④ 保育園における福祉避難所の整備
- ⑤ 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供
- ⑥ **重**区民安全・安心メールサービスの運用
- ⑦ **重**こどもSOSの家による見守り活動の推進
- ⑧ **重**公共空間での防犯カメラの設置
- ⑨ 防犯教育・訓練の実施
- ⑩ 小学生への防犯ブザーの配布

- ⑪ 学校と警察等の関係機関との情報交換の実施
- ⑫ **重**子育て家庭(世代)への交通安全教育
- ⑬ **重**「交通安全だより」の発行
- ⑭ 交通安全巡回指導
- ⑮ **重**交通安全移動教室の開催
- ⑯ **重**交通安全自転車教室の開催
- ⑰ 少年の非行防止啓発活動
- ⑱ 万引きしにくい環境づくり
- ⑲ 有害図書等対策の推進

◆児童虐待根絶に向けた大田区の取組み

※児童虐待への対応という視点から計画事業に計画外の区の主な事業を加え体系的に示します。

虐待の予防と早期発見

子育ての不安解消

児童虐待の一因となる育児の不安やストレスを取り除き、予防します。

育児相談

- 1-1-①保育サービスアドバイザーによる相談
- 1-1-②子育てひろばにおける子育て相談
- 1-1-③保育所の子育て相談
- 1-1-④保育所での保育体験と相談（育児応援券）
- 1-1-⑤私立幼稚園における子育て相談
- 1-1-⑥児童館の子育て相談
- 1-1-⑦幼児教育相談
- 1-1-⑩子ども家庭支援センターにおける相談

子育ての情報提供、講座

- 1-2-①子育てハンドブックの発行
- 1-2-②保育サービスアドバイザーによる相談
- 1-2-③大田区きずなメールの配信
- 1-2-⑤児童館子育て講座の開催
- 3-1-⑯両親学級
- 3-1-⑰育児学級等

家庭と地域との絆づくり

- 1-3-①子育てひろば
- 1-3-②ファミリー・サポート・センター事業
- 1-3-③初めてのお子さんのパパ・ママ子育て教室の開催
- 1-3-④保育園の園庭開放
- 1-3-⑤体験保育
- 1-3-⑥地域の育児支援
- 1-3-⑦親子で遊ぼうイベントの開催
- 1-3-⑧子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催
- 1-3-⑨子育てサロン「キッズな」の開催

保護者の養育の負担軽減

- 1-5-⑬一時預かり保育
- 3-1-⑦産後ケア
- 3-1-⑧産後家事・育児援助事業

要支援家庭への支援

家庭訪問や学校・施設を通じて、気がかりな家庭を発見し、ケアすることで予防します。

支援を要する家庭の発見

【乳幼児期】

- 3-1-⑤すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）
- 1-3-①子育てひろば
- 保育園、幼稚園等の保育・教育活動

【学齢期】

- 1-4-⑩小・中学校における子どもの心サポート月間の実施（学校生活調査）
- 小・中学校の教育活動

↓

要支援家庭へのケア

- 1-4-②母子(女性)緊急一時保護事業
- 1-4-③要支援家庭を対象としたショートステイ事業
- 1-4-④虐待防止支援訪問
- 1-4-⑤見守りサポート事業
- 1-4-⑥養育支援訪問事業
- 1-4-⑦養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

虐待の発生

発見 通告

医療機関

保育所

幼稚園

学校

児童館

放課後ひろば

区民 など



虐待への対応

●1-4-①(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備

※(仮称)子ども家庭総合支援センターは、子ども家庭支援センターと児童相談所の役割を一元的に処理することを目指しています。

子ども家庭支援センター(一義的な通告窓口)

※子ども家庭支援センターでは、下記の虐待対応のほか、一般的な子育て相談、児童虐待防止の啓発活動(1-2-⑥)も行っています。

- 緊急受理会議の開催
- 調査
原則 48 時間以内に子どもの安全確認を実施
(児童相談所や警察と連携する場合があります。)
- 関係機関連絡調整
- 個別ケース検討会議
- 在宅支援、訪問、福祉・子育て支援等のサービス案内

深刻なケースや
児童相談所の機能や
権限が必要なケース


↓ 送致

児童相談所

- 調査と判断
養育環境の調査等により処遇を判断します。
- 一時保護
やむを得ないと判断される場合は、一時保護により子どもの安全を確保したうえで調査を行います。
- 措置
家庭に戻すことが難しい場合は子どもを児童養護施設や里親等に措置します。

↑ 送致

必要な指導が終わると子ども家庭支援センターが在宅支援を引き継ぎます。



児童虐待対応マニュアル

区では、適切な児童虐待の通告が行われるよう、幼稚園、保育園、学校、民生委員児童委員等を対象に子ども家庭支援センターや児童相談所の役割、児童虐待の見分け方や通告の心構えなどを詳細に解説したマニュアルを作成し、配布しています。マニュアルにより、子ども家庭支援センターや児童相談所へ円滑な通告が行われることで児童虐待への適切な対応が図られています。

◆ 発達の遅れや障がいのある児童への支援の取組み

※発達の遅れや障がい児への支援という視点から計画事業に計画外の区の主な事業を加え体系的に示します。

乳幼児期

学齢期

青年期以降

※◆印がついているものは、計画外の事業等です。

早期発見

相談や健康診査を通じて気がかりな児童を発見し、医療機関や療育機関等に案内します。

- 1-1-②子育てひろばにおける子育て相談
- 1-1-③保育所の子育て相談
- 1-1-⑤私立幼稚園における子育て相談
- 1-1-⑥児童館の子育て相談
- 1-1-⑦幼児教育相談
- 1-1-⑫障がい児等の早期支援（相談・療育等）
- 3-1-⑤すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）
- 3-1-⑨乳幼児健康診査（4か月児～3歳児）
- 3-1-⑬乳幼児経過観察健康診査
- 3-1-⑳乳幼児発達健康診査

- 4-1-⑭学齢期の発達障がい児支援（専門相談・療育）

- 1-1-⑧就学相談
- 1-1-⑩子ども家庭支援センターにおける相談
- 1-1-⑬児童の発達相談・サービス等利用相談

保育・教育

それぞれの児童の状態に合わせた適切な保育や教育を行います。

- ◆認可保育所等での特別な配慮を要する児童の受け入れ
- 2-1-⑫区立保育園における医療的ケア児の受け入れ

- ◆特別支援教室（区立中学校は、令和3年度全校実施予定）
- ◆知的障害特別支援学級
- ◆特別支援学校
- 4-1-⑫特別支援学級の運営
- 4-1-⑬特別支援教育実施体制の整備
- 4-2-⑪学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ

療育等の支援

それぞれの児童の状態に合わせた適切な療育等を行います。

- 1-1-⑫障がい児等の早期支援（相談・療育等）
- 1-1-⑬児童の発達相談・サービス等利用相談
- 1-2-⑧サポートブックかけはし作成講座の開催
- ◆こども発達支援講演会

- 4-1-⑭学齢期の発達障がい児支援（専門相談・療育）
- ◆放課後等デイサービス

- 1-5-⑩重症心身障がい児(者)短期入所

- 1-5-②特別児童扶養手当
- 1-5-⑪障害児通所支援事業
- 1-5-⑫重症心身障がい児在宅レスパイト事業
- 1-6-⑥児童発達支援地域ネットワーク会議等
- 3-1-⑳養育医療給付
- 3-1-㉑育成医療費給付

- 1-2-⑦発達障がいの理解啓発の推進
- 1-6-⑦医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営
- 1-6-⑧大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援
- 3-1-㉒都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携

主な障がい福祉サービス

- ◆居宅介護
- ◆重度訪問介護
- ◆同行援護
- ◆行動援護
- ◆重度障害者等包括支援
- ◆生活介護
- ◆自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ◆宿泊型自立訓練
- ◆就労移行支援
- ◆就労継続支援（A型、B型）
- ◆就労定着支援
- ◆療養介護
- ◆短期入所（福祉型、医療型）
- ◆自立生活援助
- ◆共同生活援助
- ◆施設入所支援
- ◆計画相談支援
- ◆地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
- ◆精神通院医療
- ◆意思疎通支援事業
- ◆移動支援事業
- ◆日常生活用具給付等事業 など

第4章 施策の展開

I 計画の成果指標

基本理念のもと、計画全体の成果指標を次のとおり定めます。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
子育て環境や支援に対する満足度	46.7%	60%

そして、5つの基本目標の実現に向けて、15の個別目標に基づく、現状と課題、今後の方向性、成果指標(※)を定め、区の役割について計画を推進していくものとします。

(※) 成果指標のうち、目標値の設定年度が計画期間最終年度(2024年度)でないものについては、事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画期間中に再設定を行うものとします。

基本目標	・子育ての様々な課題の解決に向けて、5つの基本目標を設定しています。
個別目標	・基本目標を実現するための15の個別目標を設定し、その個別目標達成に向けた個別施策のひとつを取上げ、その達成状況を個別目標の成果として代表させています。
個別施策の取り組み	・基本目標、個別目標を達成するための主な個別事業として、区が取り組むべき役割を示しています。 ・施策、事業別に担当課を示しています。

個別施策のうち、④は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる事業です。また、**重プ**は、「おおた重点プログラム」に掲げる事業です。

2 基本目標と達成に向けた施策

基本目標1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

子育てに関する悩みは多岐に渡り、また、子どもを養育するうえで家庭だけでは解決が困難な課題も増えています。

区では、保護者の不安の解消と養育上の課題の解決のために、保育士や教員経験者などによる専門相談の実施や、紙媒体やインターネットによる子育ての情報の提供、気がかりな家庭や子どもへの養育支援を行ってきました。

今後は、引き続きこれらの取り組みの充実を図ると共に、子どもと子育てに係るあらゆる課題に対応するため、児童相談所の整備と関係機関ネットワークのさらなる充実を図ります。

個別目標1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実

現状と課題

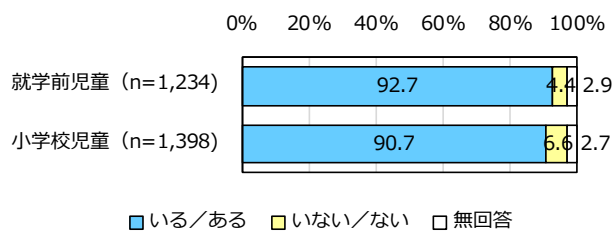
保護者ニーズ調査結果では、子育てについて気軽に相談できる人や場所があるとの回答は就学前児童、小学校児童共に9割を超え、相談相手は、「夫」「友人や知人」「妻の祖父母等の親族」との回答が多数を占めています。

一方で、子育てについて心配なことがあると回答した保護者は約6割となっており、家族や友人だけでは悩みが解決できていない様子がうかがわれます。

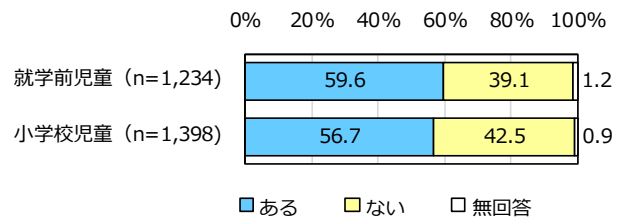
区では、これまで様々な子育ての課題に対応できる専門的な相談の機会を充実してきました。児童館、子ども家庭支援センターなどで行っている子育て相談では、子育てに悩みを抱える家庭を早期に発見し、専門機関に確実につなげるなど適切な支援に努めています。

今後は、引き続き子育て世代が身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実と周知に努め、子育てに悩みを抱える家庭が相談内容に適した相談機関を十分に活用できるようにすると共に、それぞれの家庭の悩みを包括的に受け止めた上で、解決に向けて各相談機関が連携して対応していくことが必要です。

【子育てする上での相談相手の有無】



【子育てについての心配なことの有無】



今後の方向性

- 保護者が安心して子育てを行えるよう、児童館、子ども家庭支援センター(キッズな)及び子育てひろばを設置する区立保育園を地域子育て支援拠点と位置づけ、高度な相談に応えられるよう、職員の資質の向上を図ります。
- 保護者の体罰を禁止する児童福祉法等の改正を受け、「体罰によらない子育て」のアドバイスの充実を図ります。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
子育て相談件数	67,155件	80,000件

重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

① 保育サービスアドバイザーによる相談

㊦ 重プ【保育サービス課】

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

② 子育てひろばにおける子育て相談

㊦ 重プ【子育て支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター】

保育園や児童館に設けられた「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」で、子育てに関する不安や負担感を軽減するため、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行うほか、保育園については、保育園入所のための相談支援等も併せて行います。

⑥ 児童館の子育て相談

㊦ 重プ【子育て支援課】

児童館を地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が子育て全般に関する相談に応じます。

⑩ 子ども家庭支援センターにおける相談

㊦ 重プ【子ども家庭支援センター】

子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」で子どもと過ごしながら相談することも可能です。

⑪ 外国人相談窓口の運営

重プ【(一般)国際都市おおた協会】

日本語が不自由な在住外国人が区内で安心安全に暮らせるよう、国際都市おおた協会において、外国人を対象にした日常生活に関する相談や、区立施設への通訳派遣・翻訳を、英語、中国語、タガログ語等の多言語で行います。

⑬ 離婚と養育費に関わる総合相談

重プ【福祉管理課】

子どもが健やかに成長するための環境整備を支援するため、精神的・経済的に負担が大きい離

婚や養育費にかかわる問題について、弁護士による無料法律相談を実施します。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
③	保育所の子育て相談	保育サービス課	99
④	保育所での保育体験と相談(育児応援券)	保育サービス課	99
⑤	私立幼稚園における子育て相談	教育総務課	99
⑦	幼児教育相談	幼児教育センター	99
⑧	就学相談	教育センター	99
⑨	教育相談	教育センター	99
⑫	障がい児等の早期支援(相談・療育等)	障害福祉課(わかばの家)	100
⑬	児童の発達相談・サービス等利用相談	障害福祉課(わかばの家)	100
⑭	家庭相談・女性相談	生活福祉課	100
⑮	ひとり親家庭の相談	生活福祉課	100
⑰	子ども生活応援臨時窓口の運営	蒲田生活福祉課	100

保育サービスアドバイザー

保育に関する様々な情報提供や子育てに関する相談に対応するため、平成25年10月から保育サービスアドバイザー業務を開始しました。

保育サービスアドバイザーは、保育士経験の豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に認可保育園等の保育施設や保育サービスの情報提供を行い、各家庭のニーズに添った施設選びのお手伝いをします。区役所の窓口における相談業務に加え、児童館や特別出張所などの区内施設で出張相談を行っています。

相談件数は4月の保育園入所申込開始の直前にあたる9月や申込開始直後の10月が多く、保育園入園準備のために出産前から相談に訪れる人もいます。

また、平成30年度より窓口開設時間後の相談業務「ふらっと」を実施し、昼間に来ることができない保護者にも対応するとともに、大田区と民間企業との包括連携協定に基づき、商業施設での出張相談を行っています。



個別目標1-2 子育ての情報提供の充実

現状と課題

子育てについて相談する相手がいるものの、身近な相談相手だけでは子育ての悩みがなかなか解消していないという現状が保護者ニーズ調査結果からうかがわれます。区では、保育士や保健師など専門職の知見を活用し、育児のアドバイスや区の子ども・子育てに関する事業を掲載した子育てハンドブックの作成・配布や、子育ての知識を得られる児童館での子育て講座の開催等により、子育てに関する情報を発信し、子育ての不安や悩みが少しでも解消されるよう努めてきました。

一方、区民の情報収集のスタイルは、スマートフォン等、インターネットを利用した情報通信機器が中心となってきており、区の有する専門的な知見を区民に届けるためには、これら情報通信機器を活用した情報提供の充実が求められます。また、外国人の増加により、多言語での情報発信も求められています。

今後の方向性

- ICTの活用や効果的なパンフレットの作成、配布などにより、子育て世帯への情報発信をさらに推進します。

成果指標

指標※	現状値(2018年度)	目標値(2022年度)※
大田区きずなメールの新規登録者数(単年度)	1,941人	3,400人

※指標及び目標値は、「おおた健康プラン(第三次)」に整合させました。

重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

②保育サービスアドバイザーによる相談(再掲)

㊦重プ【保育サービス課】

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

③大田区きずなメールの配信

重プ【健康づくり課】

妊婦や乳幼児の保護者が安心して出産・子育てできるよう、子どもの健康や子育てのアドバイス、区のイベント情報などをタイムリーに配信します。

④外国人向け多言語情報紙の発行

重プ【国際都市・多文化共生推進課】

日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、身近な生活情報などを、より多くの言語やルビ付きの日本語で提供します。

■その他の取り組み事業

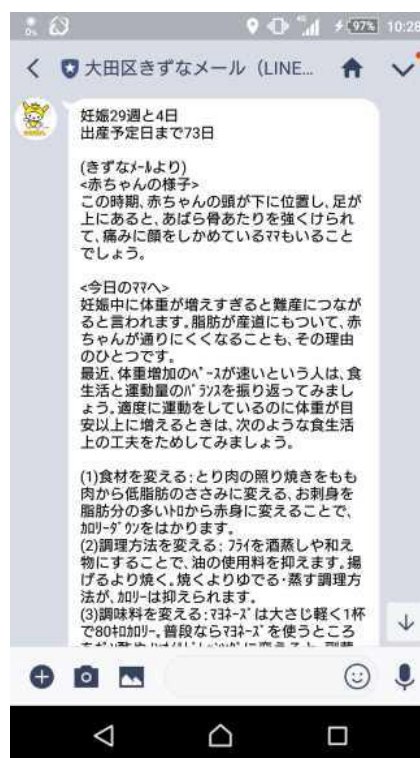
No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	子育てハンドブックの発行	子育て支援課	100
⑤	児童館子育て講座の開催	子育て支援課	101
⑥	児童虐待防止に向けた啓発の推進	子ども家庭支援センター	101
⑦	発達障がいの理解啓発の推進	障害福祉課(わかばの家) 障がい者総合サポートセンター	101
⑧	サポートブックかけはし作成講座の開催	障害福祉課	101

大田区きずなメール

妊婦や乳幼児の保護者の方が安心して出産や子育てができるように、お腹の赤ちゃんや子どもの成長に応じたアドバイスや区のサービス・イベント紹介等の子育て情報を、メールとLINE（ライン）で配信しています。

登録した妊婦及びパートナーやその家族、就学前までの子どもの保護者やその家族に対して、産婦人科医、内科医、小児科医、管理栄養士などの専門家が監修した情報を配信します。

同様の情報サービスは、他の自治体でも行っていますが、多くは3歳までの子育てを対象としており、就学前までに拡大して配信するのは、大田区が23区で初となりました。



個別目標1-3 子育て家庭の地域との交流の促進

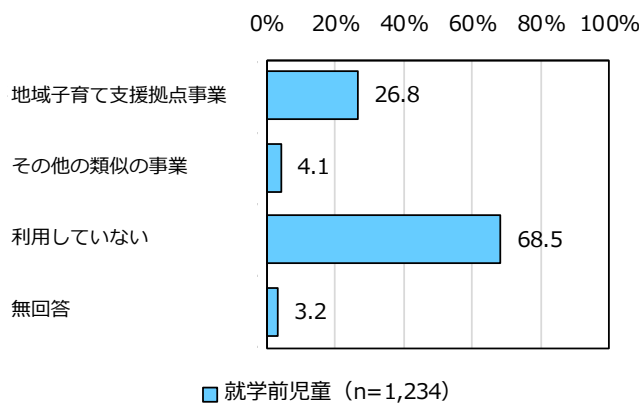
現状と課題

区では、子育て世代の親子の居場所として、また、相談や親子同士の交流の場として、子ども家庭支援センターや児童館等で子育てひろばの運営を行ってきました。

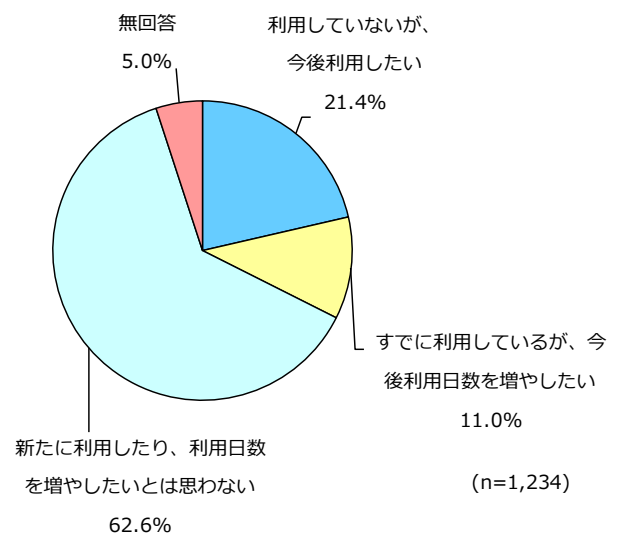
保護者ニーズ調査結果では、これらの地域子育て支援拠点事業である子育てひろばを利用していないと回答した保護者が約7割となっており、今後利用したい又は利用日数を増やしたいと回答した保護者が合わせて約3割にとどまっています。

子育てひろばの開設時間の多くは、保育園・幼稚園の利用時間と重なっており、保育園を利用している乳幼児が約5割に達している現状を考慮すれば、在宅で子育てをする保護者にとっての子育てひろばへの期待やニーズは決して少なくはないと言えます。地域において子育て家庭が交流できる場や機会の提供を拡充していくことは、子育ての不安や悩みの解消にもつながり、引き続き推進していくことが重要です。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



【今後の利用意向】



今後の方向性

- 子育てひろばをはじめとした子育て家庭の地域での交流を促進し、安心して子育てができる地域づくりを進めます。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
子育てひろば利用者数	258,235人	272,000人

■重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

①子育てひろば ㊦重プ【子育て支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター】

児童館、子ども家庭支援センター及び一部の保育園に設置され、親子でゆったり過ごしなが、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、子育て親子同士の交流を進めます。

②ファミリー・サポート・センター事業 ㊦【子ども家庭支援センター】

育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と地域の育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会員と交流しながら、育児の支援を行います。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
③	初めてのお子さんのパパ・ママ子育て教室の開催	子ども家庭支援センター	101
④	保育所の園庭開放	保育サービス課	101
⑤	体験保育	保育サービス課	101
⑥	地域の育児支援	福祉管理課	101
⑦	親子で遊ぼうイベントの開催	子ども家庭支援センター	102
⑧	子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	102
⑨	子育てサロン「キッズな」の開催	子ども家庭支援センター	102
⑩	子ども交流センターの運営支援	子育て支援課	102

子育てひろば

大田区にお住まいの0歳から3歳のお子さんとお保護者の方が親子でゆったり過ごしなが、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。親子での交流や情報交換もできます。子育てひろばの職員は、保護者の育児不安や孤立感に寄り添いなが、虐待に向かうことがないよう子育ての相談、情報提供、助言、援助を行っています。

現在、子育てひろば事業は、子ども家庭支援センター大森・洗足池・蒲田・六郷のほか、区立児童館、区立羽田保育園及び仲六郷保育園で実施しています。区立保育園内に設けられた子育てひろばでは、保育園内にある特性を生かし、保育園入所のための相談支援等も併せて行っています。



子育てひろば羽田



子育てひろば仲六郷

個別目標1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援

現状と課題

保護者ニーズ調査結果では、子どもを激しくたたいたり、怒鳴ったりすることが「ある」「時々ある」と回答した保護者の割合は、子どもの年齢が上がるにつれて高くなっています。これは、子どもの成長に伴って自我が芽生えたときに、保護者の考えとは異なる行動をとるようになることがひとつの要因と考えられ、児童虐待防止のためにリスクのある家庭に対し、家庭への訪問や見守りなどにより、早期に適切な支援を行うことが重要です。

これに加え、子どもの問題行動や不登校など、家庭の中だけでは解決が困難な課題に悩む保護者も増えています。また、障がいのある子どもの養育に悩みや不安を抱える保護者にもサポートが必要です。家庭と保育園や学校、専門機関が一体となって子どもの心に寄り添い、保護者の養育を支援する取り組みにより、すべての子どもの健やかな成長を図っていく必要があります。

【子どもを激しくたたいたり、怒鳴ったりすることの有無（年齢別）】

（単位：%）

就学前児童	有効回答者数	ある	時々ある	ほとんどない	ない	無回答
全体	1,234	4.0	30.6	31.8	32.8	0.8
0歳	325	—	9.2	22.5	67.7	0.6
1歳	191	3.1	23.0	38.2	34.0	1.6
2歳	185	4.9	38.4	36.2	20.0	0.5
3歳	188	5.9	39.9	35.6	17.0	1.6
4歳	166	3.6	44.6	35.5	15.7	0.6
5歳	157	10.2	45.9	28.7	15.3	—

小学生児童	有効回答者数	ある	時々ある	ほとんどない	ない	無回答
全体	1,398	6.5	41.9	33.4	17.6	0.6
6歳	223	5.4	40.8	35.0	18.4	0.4
7歳	245	7.3	45.7	29.0	16.7	1.2
8歳	207	6.8	46.4	29.0	17.4	0.5
9歳	251	8.8	42.2	33.1	15.1	0.8
10歳	214	6.1	41.6	34.6	17.8	—
11歳	237	4.2	36.3	38.8	20.3	0.4

今後の方向性

- 養育上の課題を抱える子どもや家庭を支援し、子どもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設に向けた取り組みを進めます。
- 不登校や問題行動を解消し、健やかなこころの成長を促すために、保育園や学校、専門機関において子どものこころに寄り添った支援を行います。
- 保護者が安心して障がい等のある子どもの養育を行えるよう、相談を通じてその子どもの特性を見極め、適切な療育を行います。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
養育支援訪問事業の訪問数	28世帯	40世帯

■重点的に取り組む事業 ※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

①(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 重 プ【子育て支援課】

日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、児童のあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を設置します。

⑥養育支援訪問事業 ㊦【子ども家庭支援センター】

養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、助言指導等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。

■その他の取り組み事業

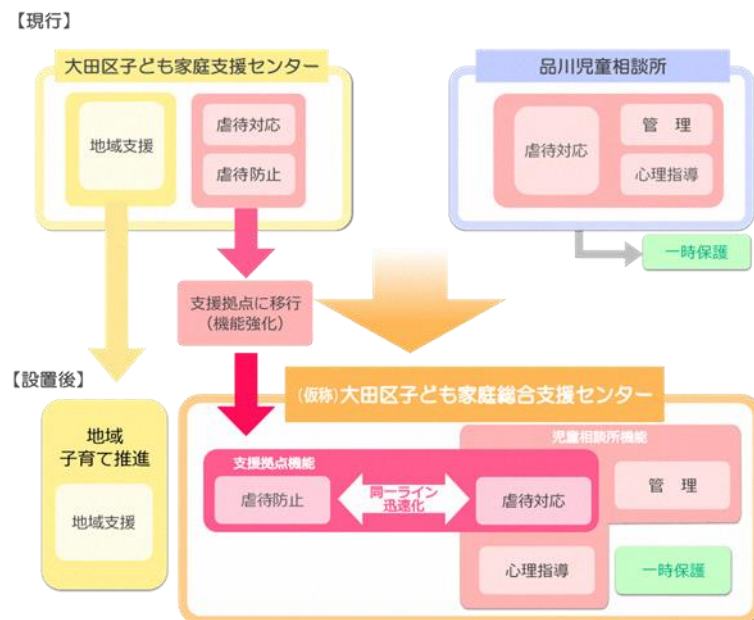
No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
②	母子(女性)緊急一時保護事業	生活福祉課	102
③	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	子ども家庭支援センター	102
④	虐待防止支援訪問	子ども家庭支援センター	102
⑤	見守りサポート事業	子ども家庭支援センター	102
⑦	養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	子ども家庭支援センター	102
⑧	児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲)	子ども家庭支援センター	103
⑨	児童虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	103
⑩	小・中学校における子どもの心サポート月間の実施	指導課	103
⑪	中学校における学級集団調査	指導課	103
⑫	問題行動対策の充実	指導課	103
⑬	スクールカウンセラーの配置	教育センター	103
⑭	登校支援員の配置	指導課	103
⑮	メンタルフレンドの派遣	教育センター	103
⑯	適応指導教室「つばさ」	教育センター	103
⑰	スクールソーシャルワーカーの配置	教育センター	103

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
⑱	障がい児等の早期支援（相談・療育等）（再掲）	障害福祉課（わかばの家）	104
⑲	児童の発達相談・サービス等利用相談（再掲）	障害福祉課（わかばの家）	104

（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター（児童相談所）の設置

区は、改正児童福祉法に基づき、区民に最も身近な行政の強みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うために、区が運営・管理する児童相談所の設置を目指しています。

設置にあたっては、子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターが担ってきた児童虐待相談機能と児童相談所を統合し、「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」として一体的に整備する予定です。



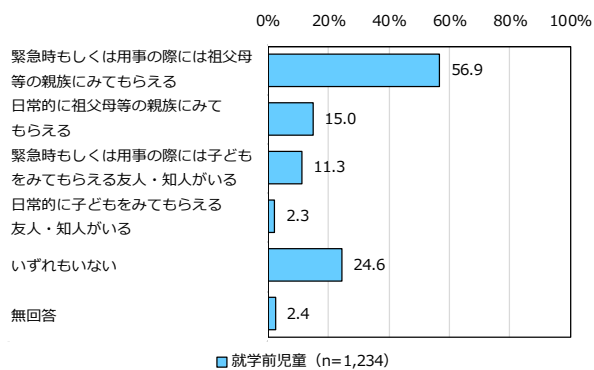
個別目標1-5 子育て世帯への多様な生活支援

現状と課題

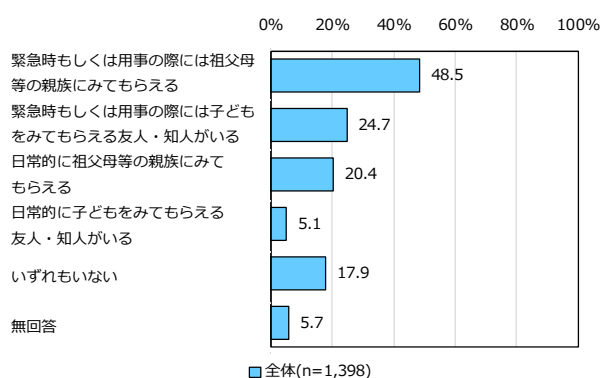
保護者ニーズ調査では、「日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」との設問に「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる世帯では24.6パーセント、小学校児童のいる世帯では、17.9パーセントに達しています。また、親族等にみてもらえたとした世帯であっても「祖父母等の親族に負担をかけていることが心苦しい」「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」が就学前児童では、合わせて55.9パーセント、小学校児童では、38パーセントに上っています。核家族化が進む中で家族や親族だけでは、養育を支えることが難しくなっている現状がうかがわれます。

また、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭など、それぞれの事情により課題を抱え、支援が必要な場合があります。これらの家庭を含め、すべての子どもの生活と発達を保障していくことが必要です。

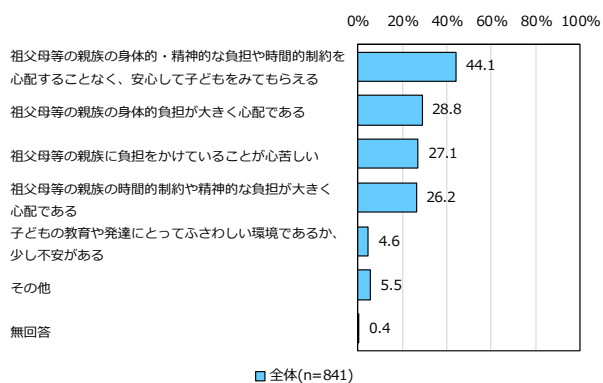
【緊急時の親族等の一時預かり：就学前児童】



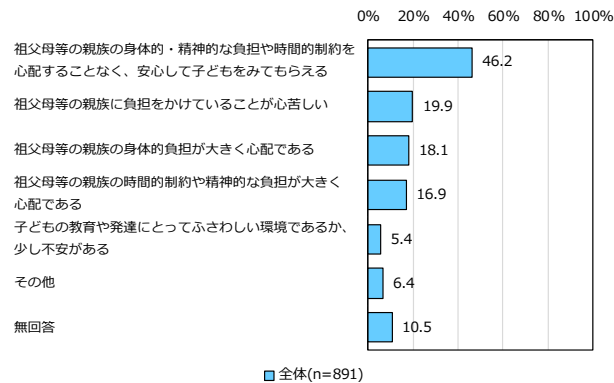
【緊急時の親族等の一時預かり：小学校児童】



【親族等の一時預かりの状況：就学前児童】



【親族等の一時預かりの状況：小学校児童】



今後の方向性

- 子どもの健やかな成長のために各種手当等の支給を行います。
- 家族や親族等だけでは解決できない生活上の問題に対する支援を行います。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
一時預かり保育の延べ利用児童数	8,931人	11,610人

重点的に取り組む事業 ※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

⑦ひとり親世帯の住宅確保支援
重プ【建築調整課】

住宅に困窮するひとり親世帯の民間住宅への入居を支援するために、相談を受けて助言を行い、必要があれば、不動産関係団体へ住宅の照会を依頼します。また、入居時に必要な火災保険料や保証料等の一部を、所得制限を設けて助成します。

⑬一時預かり保育
重プ【子育て支援課・子ども家庭支援センター・保育サービス課】

家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや萩中児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。

⑭ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業
重プ【子ども家庭支援センター】

2歳から5歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型保育)、トワイライトステイ(17時から22時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。

その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	児童扶養手当	子育て支援課	104
②	特別児童扶養手当	子育て支援課	104
③	児童育成手当	子育て支援課	104
④	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	生活福祉課	104
⑤	母子及び父子福祉資金貸付	生活福祉課	104
⑥	母子生活支援施設(区立ひまわり苑・コスモス苑)の運営	子育て支援課 生活福祉課	104
⑧	ひとり親世帯への転居一時金助成	建築調整課	104
⑨	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	生活福祉課	104
⑩	重症心身障がい児(者)短期入所	障がい者総合サポートセンター	105
⑪	障害児通所支援事業	障害福祉課	105
⑫	重症心身障がい児在宅レスパイト事業	障害福祉課	105

個別目標1-6 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

保護者ニーズ調査結果では、子育てについて気軽に相談できる人や場所があるとの回答は9割を超えている一方で、子育てについて心配なことがあると回答した保護者は約6割となっており、相談できる人や場所があるにも関わらず、心配なことがある保護者が多くなっています。

また、「日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」との設問に「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童のいる世帯では24.6パーセント、小学校児童のいる世帯では、17.9パーセントに達しています。

専門機関の相談や支援による解決を目指すと共に、すべての子どもが地域社会から切り離されることなく、地域で子どもを育てるまちにしていくことが重要です。

区では、子育て中の保護者が交流できる場の提供や子育ての手助けや見守りなど、地域の様々な世代の人々が子育てを支援する環境の整備を引き続き進めます。

今後の方向性

- 子育てすくすくネット事業や民生委員、児童委員との連携等、地域による手助けを促進し、安心して子育てができる地域づくりを進めます。
- 「地域とつくる支援の輪」プロジェクトの推進等により、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
子育て力向上支援事業の参加者数	125人	180人

■重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

①地域とつくる支援の輪プロジェクト

重プ【福祉管理課】

地域で子どもを見守るための体制をつくっていくため、子どもの生活応援に資する地域の活動団体等をつなぐネットワークづくりに取り組みます。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
②	子育て力向上支援事業	子育て支援課	105
③	子育て関係機関による連絡会	地域健康課	105
④	子育てすくすくネット事業	子育て支援課	105

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
⑤	民生委員・児童委員との連携	福祉管理課	105
⑥	児童発達支援地域ネットワーク会議等	障がい者総合サポートセンター	105
⑦	医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営	障害福祉課	105
⑧	大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援	障害福祉課	105

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

近年では、この人権の視点に加え、急速な少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するうえで、女性活躍の推進は社会全体で取り組むべき最重要課題とされるようになってきています。

女性の就労率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られており、国は、このM字カーブを解消すると共に、女性の就労率80パーセントに対応する待機児童対策を進めています。

一方、乳幼児期の保護者との愛着形成をはじめ、保護者との関わりは、子どもの健やかな成長にとって、何よりも重要です。区は、子どもの最善の利益を最優先に、待機児童対策と共にワーク・ライフ・バランスの啓発や育児休業等を取得しやすい環境整備に向けた社会への働きかけを推進します。

個別目標2-1 保育サービスの充実

現状と課題

区は、平成29年度から平成31年度までの3年間で2,100人の保育サービス定員の拡充を図る当初の計画を前倒しし、平成30年度までの2か年で2,643人の定員増を達成しました。これにより待機児童数は、平成29年4月の512人から平成31年4月には116人と5分の1に減少しました。また、3歳から5歳までについては、平成30年度から待機児童はゼロとなっています。令和元年度は、850人の定員拡充を目指しており、待機児童対策はさらに進む見込みです。

本区の就学前児童数は、微増傾向にありますが、保育サービスの供給の視点からは、横ばいと捉えてよい程度にとどまっています。一方、妊娠届の際に行っているアンケート調査では、パート・アルバイトを含め就労状況にある妊婦の割合は、平成28年度68.0%、平成29年度71.8%、平成30年度74.2%と上昇しており、このうちの92%が保育所に預けたいと回答しています。したがって、児童数に大きな変化はないと考えられるものの、今後は、就労希望の上昇による保育需要への対応が必要となります。なお、国が認可保育所の整備目標としている女性の就労率80%に到達するのは、本区の場合、令和3年度（令和4年4月）と見られ、当面はこれを上限として保育サービス定員拡充が必要です。

また、本区内では、待機児童数が解消に向かう地域と依然として多く発生している地域と二極化する傾向がでてきていることから、地域別に精密な予測を行い、認可保育所等を整備していく必要があります。

学童保育（放課後児童健全育成事業）についても同様にニーズが高まっています。平成30年4月時点で学童保育登録を保留とした児童数は、238人、平成31年4月時点では292人でした。（厚生労働省は、令和元年度放課後児童健全育成事業実施状況調査において、6項目からなる「学童保育を利用できなかった児童数」の定義を示しました。この定義に基づく平成31年4月時点での学童保育を利用できなかった児童数は、151人となります。）

学童保育についても待機児童数が増加する傾向にありますが、保育園とは異なり、塾やお稽古事の時間まで短時間利用する児童や特定の曜日だけ利用する児童など多いという特徴があり、平均出席率は約62パーセントにとどまっている現状があります。

区では、学校施設を活用した放課後ひろばの整備や既存施設の定員見直しにより学童保育待機児童の解消に努めていますが、今後は、平均出席率などの状況にも注目し、適切に待機児童対策を推進していく必要があります。

今後の方向性

- 保育施設の整備・定員拡大により、待機児童の解消に努めます。
- 保育の質の確保・向上に向け、保育人材の採用・定着・育成の総合的な支援を推進します。
- 学童保育の施設や定員の見直しにより待機児童対策を推進します。

成果指標

指標	現状値(2019年度)	目標値(2024年度)
保育サービス定員数	16,796人	18,846人
学童保育受け入れ人数	5,415人	※調整中

重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

①私立(認可)保育園の整備

㊦重プ【保育サービス課】

認可保育所の入所希望者の増加や待機児童の状況を踏まえ、多様なニーズに応える保育サービス基盤の拡充を進めるため、民間事業者による認可保育所の新規開設を支援します。

②小規模保育所の整備

㊦重プ【保育サービス課】

低年齢児の待機児童解消を進めるため、民間事業者による定員19人以下の小規模保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。

③定期利用保育事業の充実

㊦重プ【保育サービス課】

パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進します。

④認証保育所の整備

㊦重プ【保育サービス課】

長時間保育等の多様なニーズに応えるため、民間事業者による認証保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。

⑤家庭福祉員(保育ママ)による保育の拡充

㊦重プ【保育サービス課】

2歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員(保育ママ)が、自宅又はグループ保育室で実施する保

育事業を推進します。

- ⑥事業所内保育所開設等の支援 ㊦重プ【保育サービス課】
 区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援します。

- ⑦時間外保育 ㊦【保育サービス課】
 就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育(延長保育)事業を実施します。

- ⑧私立幼稚園預かり保育事業 ㊦【教育総務課】
 私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業を支援します。

- ⑩病児・病後児保育 ㊦【保育サービス課】
 病気等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。

- ⑭区立保育園の改築・改修 重プ【子育て支援課】
 耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。

- ⑮保育士確保対策の実施 重プ【保育サービス課】
 区内保育施設における人材の確保を支援し、定着を図るため、職員の処遇改善や宿舍借上げ補助、保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいくぽーと」の運営、保育園就職フェア等を実施します。

- ⑯保育士等研修の実施 重プ【保育サービス課】
 区内の保育施設で従事する職員の専門知識・技術のスキルアップを図ります。
 相談事業・サービス向上のための研修を実施します。

- ⑲学童保育事業(放課後児童健全育成事業) ㊦重プ【子育て支援課】
 就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

- ⑳学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、
 夏休み利用、一時利用 ㊦【子育て支援課】
 【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては19時まで)預かります。
 【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。
 【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
⑨	休日保育	保育サービス課	106
⑩	年末保育	保育サービス課	106
⑫	区立保育園における医療的ケア児の受け入れ	保育サービス課	106
⑬	保育所等における障がい児等の受け入れ	保育サービス課	106
⑰	区立保育園の拠点機能強化	保育サービス課	107
⑱	第三者評価の実施	保育サービス課	107
㉑	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ	子育て支援課	107

個別目標2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

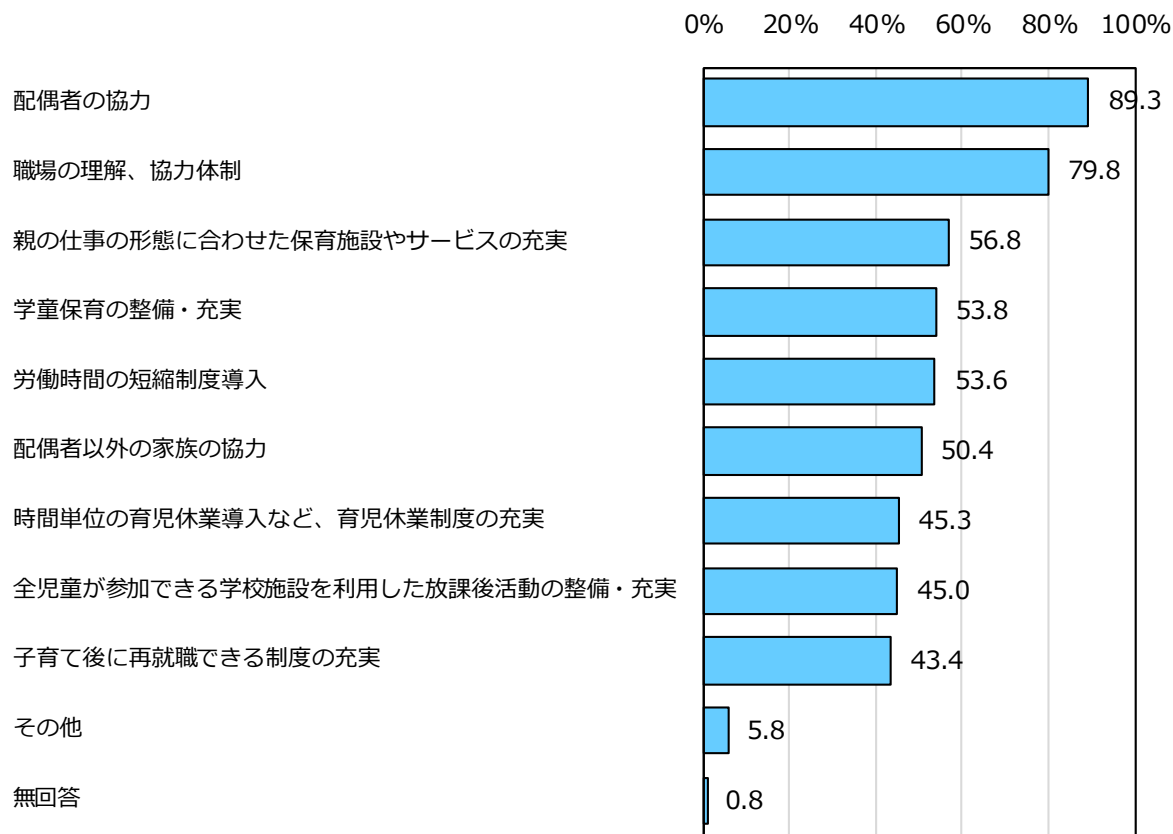
現状と課題

区では、区民や企業を対象に相談及び講演会やセミナーを実施し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を進めてきました。

保護者ニーズ調査結果では、仕事と子育てを両立させるために必要と思うことについて、配偶者の協力や職場の理解、協力体制、親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実などの回答が多くなっています。

仕事と生活が調和した暮らしを実現できるよう、企業への働きかけと個人への意識啓発を引き続き推進していく必要があります。

【仕事と子育てを両立させるために必要と思うこと】



■ 就学前児童 (n=1,234)

今後の方向性

- ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、男性の家庭や地域への参画を推進していくため、意識啓発に取り組むとともに、育児休業を取得しやすい環境づくりに向けて企業向けの啓発を実施します。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
男性のための家事や子育て講座の参加者で、満足度「70%以上」とした者の割合	平均8割以上	増加

■重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

①女性のための相談

重プ【人権・男女平等推進課】

男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。対人関係、自分の生き方や性格、夫婦や親子関係、雇用、ハラスメント等に関する相談を受けています。

②ワーク・ライフ・バランスの啓発

重プ【人権・男女平等推進課】

ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、男性の家庭参画を促すため、男性のための日常的な家事や子育て参加支援の講座などを開催します。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
③	男女平等・男女共同参画に関する講演会やセミナー等の開催	人権・男女平等推進課	107
④	男女平等に関する情報誌「パステル」の発行	人権・男女平等推進課	108
⑤	女性のエンパワーメントセミナー	人権・男女平等推進課	108
⑥	「テクノプラザ」等による呼びかけ	(公財)大田区産業振興協会	108
⑦	商業団体他産業団体への働きかけ	産業振興課	108

基本目標3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります

核家族化や地域とのつながりの希薄化は、子どもの健康確保という点においても保護者に不安を与える要因となっています。安心して子どもを産み、育てるためには、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。

また、発育・発達に偏りのある子どもや医療的ケアの必要な子どもなど、専門家の支援が必要なケースも増えています。

区はこれまで、妊娠出産から乳幼児期を経て、学童期・思春期に至るまでの、保護者と子どもの心と体の健康確保に向けた切れ目のない支援を推進してきました。今後も、この切れ目のない支援を推進すると共に妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策とを一体的に提供する子育て世代包括支援センター機能を整備することで取り組みを強化します。

個別目標3-1 保護者と子どもの健康の確保

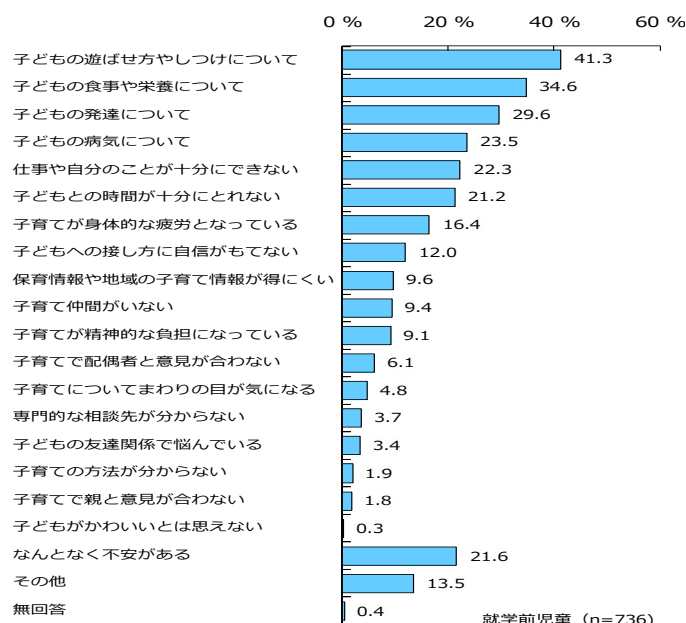
現状と課題

区では、健康診査、健康相談等の母子保健事業を実施し、保護者と子どもの健康の確保に向けた取り組みを進めてきました。

保護者ニーズ調査結果では、子育てに関して心配なことや不安なこと、悩んでいることとして、子どもの遊ばせ方やしつけと共に、子どもの食事や栄養、子どもの発達、子どもの病気についてなどの回答が多くなっており、子どもの心身の健康に関して不安を抱える保護者が多いことが伺えます。

子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、保護者の抱える不安の解消と子どもたちの健やかな成長を支援していくことが重要です。

【子育てに関して心配なことや不安なこと、悩んでいること】



今後の方向性

- 妊娠から出産・育児に至る時期に必要な情報を提供するなど、妊婦への支援の充実を図るとともに、すこやか赤ちゃん訪問や産後ケアなどの産後の早期子育て支援を実施し、保護者と子どもの健康の確保に努めます。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率	92.4%	100%

■ 重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

② 妊婦健康診査

㊦ 重プ【健康づくり課】

妊婦健康診査の費用を14回まで、超音波検査の費用を1回助成します。

⑤ すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)

㊦ 重プ【健康づくり課・地域健康課】

すべての乳児家庭を生後4か月までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。

⑥ 出産・育児支援事業(子育て世代への健康相談)

㊦ 重プ【健康づくり課・地域健康課】

随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題について医師、保健師、栄養士、歯科衛生士が、面接・電話や家庭訪問などで相談に応じます。

⑦ 産後ケア

重プ【健康づくり課・地域健康課】

出産直後は母親の体調が不安定で、育児不安も強くなりやすい時期であるため、母親の身体的、心理的な安定をはかるため、訪問型、デイサービス型などの支援を行います。

⑧ 産後家事・育児援助事業

【子ども家庭支援センター】

心身共に静養が必要な産婦のいる家庭が低額で利用できる家事援助・育児補助を行うヘルパーを派遣します。

出産・育児支援事業

妊娠から出産、子育て期の切れ目ない支援として、妊娠期から助産師や保健師が継続して妊婦さんを支援しています。

妊娠届出時に保健師、助産師、看護師などの専門職が妊婦さんと面接を行い、妊娠期や出産、子育てに関する不安の解消を図ります。

出産前までに面接を受けた妊婦の方にはカタログギフトによる「妊婦さん・子育て応援グッズ」をお渡ししています。



■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	母子健康手帳の交付	健康づくり課 地域健康課 特別出張所等	108
③	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	108
④	妊娠高血圧症候群等療養援護	健康づくり課 地域健康課	108
⑨	乳幼児健康診査(4か月児～3歳児)	健康づくり課 地域健康課	108
⑩	乳幼児歯科相談	地域健康課	109
⑪	幼児歯科健康診査・う蝕予防	健康づくり課 地域健康課	109
⑫	予防接種	感染症対策課	109
⑬	乳幼児経過観察健康診査	地域健康課	109
⑭	乳幼児保健指導	地域健康課	109
⑮	39歳以下基本健診	健康づくり課	109
⑯	両親学級	地域健康課	109
⑰	育児学級等	地域健康課	109
⑱	地域(出張型)健康教育	地域健康課	109
⑲	絵本との出会い事業	健康づくり課 地域健康課	109
⑳	みんなでよい歯のまちづくり	地域健康課	109
㉑	乳幼児発達健康診査	地域健康課	109
㉒	新生児聴覚検査公費負担	健康づくり課	109
㉓	子育てグループワーク(子育て支援事業)	地域健康課	109
㉔	都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携	地域健康課	109
㉕	療育給付	健康づくり課	109
㉖	養育医療給付	健康づくり課 地域健康課	109
㉗	育成医療費給付	健康づくり課 地域健康課	110
㉘	子ども医療費助成事業	子育て支援課	110
㉙	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	110

個別目標3-2 学童期・思春期の保健対策の充実

現状と課題

小学校高学年から高校生年代にかけての思春期は、周囲の影響を受けながら、一人の大人として自分を確立する時期です。この時期には、仲間集団が大きな影響を与えます。また、第二次性徴に始まる大きな身体的変化が生じる時期でもあります。

区内では19歳以下の自殺死亡率が近年増加傾向にあり、その原因は、心身の病気やいじめ、孤立などが多くなっています。自殺は、相談支援体制の整備や社会的支援により防ぐことができる問題であることから、様々な関係機関が連携して総合的な支援を推進し、子ども・若者の悩みや不安の解消に努めることが重要です。

また、警視庁によると大田区管内では、不良行為少年のうち、喫煙、飲酒及び薬物乱用による補導件数は近年減少していますが、好奇心や仲間の影響などにより、誘惑にさらされる時期であることから、引き続き対策を講じることが必要です。

今後の方向性

- いじめ、家庭問題、就労問題等で悩んでいる子ども・若者を早期に発見し、自殺を未然に防ぎます。
- 区内関係機関との連携を強化し、様々な悩みを抱えている人を相談につなげていきます。

成果指標

指標※	現状値(2015年度)※	目標値(2022年度)※
20歳未満の自殺死亡率(人口10万対)	2.8	2.2以下

※指標は、警察庁統計によるものとし、現状値、目標値は「大田健康プラン(第三次)」に整合させました。

重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

①自殺総合対策の推進

重プ【健康医療政策課】

大田区自殺対策戦略本部を設置して対策を検討すると共に、関係機関による大田区自殺総合対策協議会を開催し、自殺対策の推進を図ります。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
②	精神保健に関する医師・保健師による相談	地域健康課	110
③	精神講演会	健康づくり課 地域健康課	110
④	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	生活衛生課	110
⑤	区立小中学校における喫煙防止教育	学務課	110
⑥	性感染症予防講演会	感染症対策課	110
⑦	学校におけるがん教育	指導課	110

個別目標3-3 食育の推進

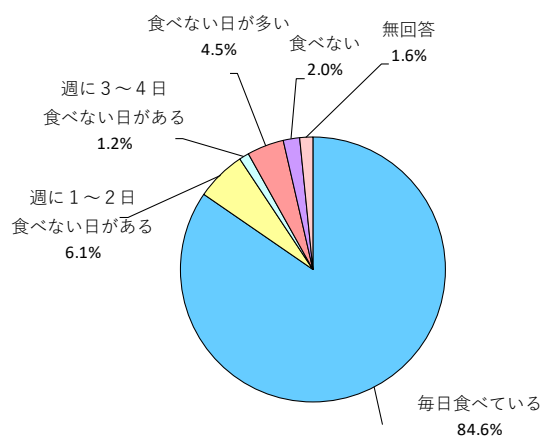
現状と課題

子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となります。

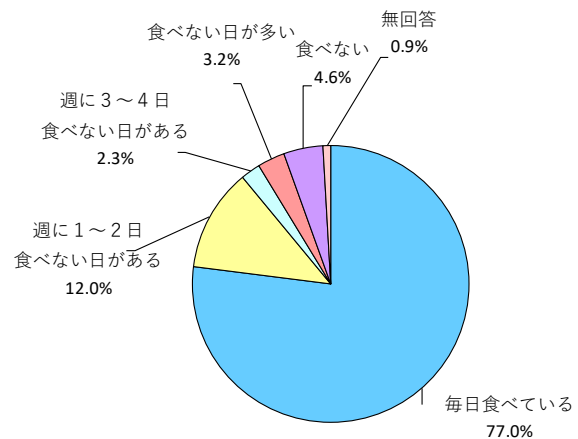
中高生アンケート調査では、「朝食を食べていますか」との設問に「毎日食べている」と回答しなかった中学生は、15.4パーセント、高校生世代では、23パーセントに上りました。区では、保育園や学校での広報活動や、保育園での栄養相談の実施等により、食育の推進に努めてきました。しかしながら、食欲がわかない、食べる時間がない、などの理由により、朝食を毎日食べない中学生、高校生世代がいます。

早い時期から食への関心を高め、栄養バランスなど食の重要性を理解させる取り組みが重要です。

【中学生の朝食の状況】



【高校生の朝食の状況】



今後の方向性

- 給食の時間を活用した食への理解を深める教育と共に野菜栽培や調理実習などの体験活動を通して食への関心を高めます。

成果指標

指標※	現状値(2017年度)※	目標値(2022年度)※
食を大切に思う中学生の割合	90.0%	増加

※指標及び現状値、目標値は、「おおた健康プラン(第三次)」に整合させました。

■取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	食育推進検討会・食育フェア	健康づくり課 地域健康課 生活衛生課 子育て支援課 保育サービス課	110
②	在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等	地域健康課	110
③	栄養セミナー・栄養講習会(妊婦・一般)	地域健康課	111
④	保育園における食育指導	保育サービス課	111
⑤	学校における食育指導	指導課	111
⑥	児童館における食育指導	子育て支援課	111

個別目標3-4 産科・小児医療の充実

現状と課題

小児医療は、次代を担う子どもの健やかな成長と、子育て家庭の育児面における安全・安心の確保を図る基盤として非常に重要です。

厚生労働省の資料によれば、平成28年における15歳から49歳人口に対する産婦人科医数は、平成6年以降で最大となっており、15歳未満人口に対する小児科医数も近年一貫して増加しているとのことです。

一方、子どもの受診件数は増加傾向にあると言われており、また、共働き家庭の増加から、時間外診療の件数も増えています。安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、産科・小児医療の充実に取り組んでいくことが重要です。

今後の方向性

- 子どもが安心して医療を受けられるよう、医療機関に関する情報提供や休日の診療実施を行うなど、子どもの医療・保健体制を充実します。

成果指標

指標※	現状値(2017年度)※	目標値(2022年度)※
かかりつけ医がいる区民の割合	62.5%	65.0%

※指標及び現状値、目標値は、「おおた健康プラン(第三次)」に整合させました。

■取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	かかりつけ医の推進	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	111
②	休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療	健康医療政策課	111
③	平日準夜小児初期救急診療	健康医療政策課	111
④	歯科休日応急診療	健康医療政策課	111
⑤	産科医療機関の設備整備費助成事業	健康医療政策課	111
⑥	地域医療機関との協議会等の開催	健康医療政策課	111

基本目標4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

わが国においては、人口減少、高齢社会の到来に加え、技術革新やグローバル化の急激な進展など、社会を取り巻く環境は激しく変化し、今後、ますます複雑かつ予測困難な社会が到来します。そのような中、子どもたちが希望を持って未来社会を力強く生き抜いていくためには、社会の変化に主体的に対応するとともに、豊かな感性を生かし、未来社会を創造的に生きようとする意欲や資質・能力を育てることが大切です。

人格の完成は、「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性をはぐくむことであり、教育の普遍的な目的である、との認識に立ち、「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性の育成をめざします。

個別目標4-1 幼児期・学齢期の教育の充実

現状と課題

保護者ニーズ調査において、3歳以上の就学前児童のいる保護者に対して行った「教育・保育事業を希望する上で重視する条件は何か」という設問に対して、すべての年齢で「教育・保育の内容や方針が充実している。」を挙げた保護者が最も多くなっています。幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、平成30年度より保育所も幼児教育を担う施設と位置付けられ、新たな保育所保育指針の下で運営されています。

一方、小・中学校教育において、大田区教育委員会は、「おおた教育振興プラン2014」の中で「知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育成する。」を、施策を推進する基本的な視点のひとつに掲げ、児童・生徒の学力向上、豊かな心の涵養及び体力向上に取り組みました。その結果、学力、豊かな心の涵養、体力向上のいずれの成果指標においても、向上が見られました。

今後の方向性

- 「おおた教育ビジョン」に基づき、幼児期、学齢期を通じて「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性を涵養すると共に、学校、家庭、地域及び関係機関などが連携し、子どもの健やかな成長を図ります。

成果指標

指標※	現状値(2018年度)※	目標値(2023年度)※
「自分にはよいところがある」と答えた児童の割合(小学校第6学年)	82.2%	84.0%

※指標及び現状値、目標値は、「おおた教育ビジョン」に整合させました。

重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

⑨子どもの学習支援

重プ【蒲田生活福祉課】

生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着と高校進学を支援します。

⑩こども日本語教室

重プ【(一般)国際都市おおた協会】

日本語が不自由なため未就学となっている外国籍等の子どもに日本語指導を行うことで、就学に結び付けます。

⑭学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育)

重プ【障がい者総合サポートセンター】

学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・療育事業等を障がい者総合サポートセンターで実施します。

⑳ICT教育の推進

重プ【学務課・指導課】

電子黒板やタブレット端末などのICTを積極的に授業に活用し、分かりやすく質の高い授業を行うことで確かな学力の定着を図るとともに、児童・生徒自身がこれらの機器を使いこなし、自分の考えをまとめ、課題解決する力を育てます。

㉓学校教育施設の整備

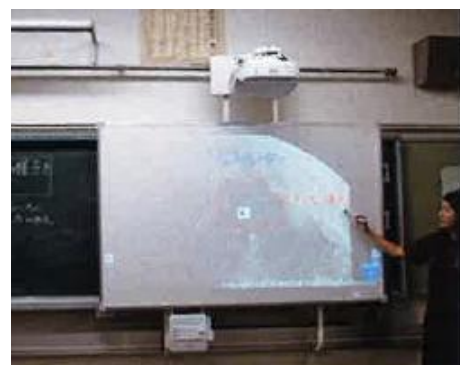
重プ【教育総務課】

良好な教育環境づくりを進めるとともに、今後、大量に見込まれる学校施設等の改築需要に対応するため、計画的な改築を進めます。

小中学校におけるICT教育の推進

小中学校の授業で電子黒板やタブレット端末などのICT機器を活用することにより、「わかる授業」、「児童・生徒の興味・関心・意欲を引き出す授業」を実践し、確かな学力の定着を目指しています。

また、ICT機器を最大限に活用し、児童・生徒の情報活用能力を向上せるとともに、ICTを正しく適切に使えるようになるための情報モラルを身に付けさせるなどの「情報教育」をさらに推進しています。



スライドレール型電子黒板

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	保幼小の交流及び連携事業	幼児教育センター 指導課	112
②	幼児教育連絡協議会の設置	幼児教育センター	112
③	幼稚園教諭・保育士合同研修	幼児教育センター	112
④	私立幼稚園特別支援教育事業	教育総務課	112
⑤	大田区学習効果測定	指導課	112
⑥	学習カルテに基づいた学習カウンセリング	指導課	112
⑦	習熟度別少人数指導	指導課	112
⑧	補習教室	指導課	112
⑩	日本語特別指導(初期指導)、日本語学級	指導課 学務課	112
⑫	特別支援学級の運営	学務課 指導課	112
⑬	特別支援教育実施体制の整備	学務課 指導課	113
⑮	道徳授業地区公開講座	指導課	113
⑯	小中一貫の視点に立った道徳教育	指導課	113
⑰	人権教育の推進	指導課	113
⑱	規範意識向上プログラム	指導課	113
⑲	体育指導と外遊び	指導課	113
⑳	幼児期運動指導リーダー保育者養成	幼児教育センター	113
㉑	親子運動遊び講座	幼児教育センター	113

個別目標4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供

現状と課題

子どもは、幼少期から青年期まで、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、社会を生き抜く力として必要となる基礎的な能力を養っていきます。仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠です。

一方、核家族化が進む中で、子どもが家族以外の大人と交流する機会が少なくなっています。また、国民生活基礎調査によれば、平成28年時点での一世帯あたりの平均児童数が1.67人となっており、兄弟姉妹がいないか、少ない子どもが大半を占めています。このことから、異年齢の子どもと一緒に遊べる機会が減少していると考えられ、また、地域とのつながりの希薄化により地域や社会とのかかわりや異なる年代の人との交流を通じて社会性を自然に培いながら成長していくことが難しくなっていると考えられます。

区では、生活・文化体験、自然体験、社会体験及び異なる年代の人との交流の機会の提供や、安全・安心な環境で他者との関わりを持てる居場所の提供などに取り組んできました。

引き続き、これらの体験機会や居場所を提供する取り組みを進めていくことが重要です。

今後の方向性

- 地域における交流や体験など、子どもの成長に資する様々な体験の機会・場づくりに取り組みます。
- 学童保育など小学生を対象とした放課後の安全な居場所の充実に努めます。
- 学習支援事業や中高生ひろば事業の推進等により、中高生の居場所づくりを推進します。
- 様々な年代との交流の場を提供するとともに、子どもたちの生きる力を育む機会を提供します。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
児童館、放課後ひろばの年間延利用人数	4,506,812人	4,507,264人

重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

⑦国際理解教育の推進

重プ【指導課】

日本の伝統・文化や異文化を理解するとともに、外国の方々とのコミュニケーション能力の育成や互いの人権を尊重する態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教育活動を推進します。

⑧子どもの長期休暇応援プロジェクト

重プ【福祉管理課】

夏休みなどの長期休暇中に深刻化しやすい子どもの課題に着目し、学習支援、昼食提供、体験機会の提供を行います。

⑨放課後の居場所づくり(放課後ひろば事業※)

㊦重プ【子育て支援課・教育総務課】

【学童保育事業】

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)の健全育成を図ります。

【放課後子ども教室】

学校の施設を活用して、児童の放課後の安心・安全な居場所を実現し、児童の放課後の活動と交流を通じたプログラムを実施します。

※放課後ひろば事業は、区立小学校施設で学童保育事業と放課後子ども教室を一体として実施するものです。

⑩学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、

夏休み利用、一時利用(再掲)

㊦【子育て支援課】

【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては19時まで)預かります。

【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

⑭中高生ひろば

【子育て支援課】

中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う中高生専用施設として、羽田地域力推進センターに「中高生ひろば羽田」を設置しています。今後は令和3年度開設予定の(仮称)新蒲田一丁目複合施設内に設置するほか、大森地区等での設置を検討し、充実を図ります。

⑰地域に根ざした公園・緑地の整備

重プ【都市基盤管理課・建設工事課・地域基盤整備課】

乳幼児親子や小、中学生に遊びの場を提供します。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	青少年健全育成(青少年対策地区委員会)	地域力推進課	113
②	大田区子どもガーデンパーティー	地域力推進課	114
③	子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験)	産業振興課	114
④	家庭教育学習会(学校デビュー応援プログラム)	教育総務課	114
⑤	区立学校における職場体験活動の充実	指導課	114
⑥	区立学校における自然体験活動の実施	学務課 指導課	114
⑪	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲)	子育て支援課	115
⑫	児童館の学童保育・一般利用(自由来館)	子育て支援課	115
⑬	学校施設開放事業	教育総務課	115
⑮	保育園・児童館の児童と高齢者との交流	保育サービス課 子育て支援課	115

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
⑯	保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進	保育サービス課 子育て支援課	115
⑰	リーダー講習会（小学生・中高生）	地域力推進課	115
⑱	リーダー講習会（成人）	地域力推進課	115

子どもガーデンパーティー

子どもガーデンパーティーは、地域の方々の手による子どもたちのためのお祭りです。身近な環境の中で、子どもたちが地域の人々と触れ合う機会を作るとともに、地域のコミュニティづくりのきっかけにすることを目的としています。

ゲームや軽スポーツを楽しみながら、地域の人たちと一緒に活動する体験を通して、子どもたちが健やかに成長することを願って行われています。



子どもたちが地域の中で、自分たちとは異なる年代、世代の地域の人々と交流しふれあう場、遊びの機会を提供する地域の一大イベントとして実施し、この取り組みを通して地域の連帯を深める役割を果たしています。

1950年に1会場から始まり、現在は平和島公園や本門寺公園など、区内10会場において、これまで68回開催しています。



中高生ひろば

中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う専用施設として、羽田地域力推進センター3階に談話室と音楽スタジオを完備した、中高生ひろば羽田を平成30年11月に設置しました。談話室は、中高生世代の会話や自習等、自由に利用できる交流の拠点として、また、音楽スタジオは、バンド演奏やコーラス活動等に低料金で活用できる活動の拠点として整備しています。

今後は、令和3年度開設予定の（仮称）新蒲田一丁目複合施設内において、中高生ひろば事業を実施する予定です。



基本目標5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

国の中央防災会議は、マグニチュード7以上の首都直下地震が今後30年間で70パーセントの確立で発生するとしています。また、超大型台風の上陸や、短時間に数十ミリにも達する局地的豪雨が毎年のように発生しており、自然災害の脅威が高まっています。

一方、子どもを狙った犯罪の発生や交通事故など、子どもが被害者とならないよう対策を講じていく必要と共に、非行防止に向けた有害な環境を排除する取り組みなど、子どもの安心・安全の確保には、様々な視点からの対策が必要です。

個別目標5-1 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進

現状と課題

区では、防災教育や、区内の教育・保育施設の災害時における対応の支援などに取り組み、安心・安全なまちづくりを進めてきました。災害時の安全・安心の確保に向けて避難所の整備を進めるとともに、日頃から情報提供や物品の備蓄を進め、子どもと子育てにかかわるすべての人々が安全に安心して暮らせる環境を整備していくことが重要です。

また、子どもを狙った痛ましい事件が後を絶たないことから、犯罪から子どもを守るための危機管理の徹底と、交通事故から子どもを守るための交通事故防止対策についても取り組んでいます。地域安全・安心パトロール活動や区民安全・安心メールサービス、交通安全週間の啓発活動などにより、地域ぐるみの防犯・交通安全活動が進められています。

このような取り組みを継続・強化することにより、増加する犯罪や事故から子どもを守ることも重要です。

さらに、有害情報の氾濫に対して、引き続き、子どもたちが自ら身を守る力を身につけるための教育や、健全な育成に資する環境の整備を推進していく必要があります。

今後の方向性

- 災害時のための福祉避難所や妊産婦避難所の充実に努めます。
- 各地域団体や警察等の関係機関との連携を更に強めながら、防犯設備等の充実、広報・啓発活動や地域での見守り活動等の取り組みを引き続き実施します。
- 子どもを有害環境から守り、非行を防ぐ広報・啓発活動を推進します。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
区民安全・安心メール登録者数	71,261人	100,000人

■重点的に取り組む事業

※事業名の頭に体系図上の事業番号を付しています。

- ⑥ **区民安全・安心メールサービスの運用** 重プ【防災危機管理課】
 子どもの安全・安心を確保するため、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報のメールを配信します。
- ⑦ **こどもSOSの家による見守り活動の推進** 重プ【地域力推進課】
 子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や気軽に相談できる場所としてSOSの家を設置しました。自治会・町会、PTA、学校、警察などの地域と連携した子どもの見守り活動を進めるとともに、子どもたちの健全育成を図ります。
- ⑧ **公共空間での防犯カメラの設置** 重プ【防災危機管理課】
 公共空間における犯罪抑止力を高めるため、自治会・町会や商店街に対して、防犯カメラ設置費用の一部を補助するなどにより設置を促進しています。
- ⑩ **子育て家庭(世代)への交通安全教育** 重プ【都市基盤管理課】
 乳児や幼児を抱える保護者(世代)を対象に、未就学保育施設等において子ども乗せ自転車の正しい乗り方などを指導することにより交通事故減少を推進します。
- ⑬ **「交通安全だより」の発行** 重プ【都市基盤管理課】
 保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を対象に「交通安全だより」を発行し、交通ルールや交通標識、道路標示など交通に関する知識の修得や交通安全の普及を推進します。
- ⑮ **交通安全移動教室の開催** 重プ【都市基盤管理課】
 保育園児を対象に、事故多発地点である交差点対策として模擬交差点(信号機・横断歩道マット持参)での訓練や施設周辺を歩行する実地訓練等を通して、幼少時における交通ルールの習得と保育者等の指導により歩行時の交通事故防止を進めます。
- ⑯ **交通安全自転車教室の開催** 重プ【都市基盤管理課】
 主として子どもを対象とし、交通公園の施設内で自転車の運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	防災対応マニュアル・防災の手引き等	子育て支援課 保育サービス課	116
②	災害物品の備蓄	子育て支援課 保育サービス課	116

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
③	妊産婦避難所の設置	健康医療政策課	116
④	保育園における福祉避難所の整備	保育サービス課	116
⑤	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	福祉管理課	116
⑨	防犯教育・訓練の実施	指導課	116
⑩	小学生への防犯ブザーの配布	学務課	116
⑪	学校と警察等の関係機関との情報交換の実施	指導課	116
⑭	交通安全巡回指導	教育総務課	117
⑰	少年の非行防止啓発活動	防災危機管理課	117
⑱	万引きしにくい環境づくり	防災危機管理課	117
⑲	有害図書等対策の推進	地域力推進課	117

区立保育園における福祉避難所の整備及び応急保育所の整備

災害が発生した場合、一次避難所である学校へ避難する区民のうち、乳児をかかえる世帯は、おむつ替えや授乳スペースの確保など特別な配慮が求められます。福祉避難所は、被災した乳児及びその保護者のうち、一次避難所からの移動を希望する世帯が保育園を一時生活の場とするもので、現在 18 の区立拠点園に 14 の区立保育園を加え、32 の保育園で 1,334 世帯が避難できる体制を整備しています。

また、応急保育所は、災害時に医療関係者など救護復旧活動に従事する職業の保護者に代わり、一時的に子どもを預かる施設です。救護復旧に従事する保護者が安心してその任に当たれるよう、区内 4 か所で 204 人分を受け入れる体制を整備しています。



おむつ・粉ミルク等の備蓄品



定期訓練による対応力強化

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

(大田区子ども・子育て支援事業計画)

I 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行うために制定されました。

子ども・子育て支援事業計画とは、同法に規定する各種の給付と事業を確実に推進するため、内閣総理大臣が定めた基本指針に即して、地方公共団体が策定する、5年を一期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の円滑な実施に関する計画です（子ども・子育て支援法第60条、第61条）。

(1) 計画の対象となる事業等

子ども・子育て支援事業計画では、次の事項を定めます。

①各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

●幼稚園

- 1号認定・・・幼稚園における通常の教育時間の利用（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の教育認定）
- 2号認定・・・幼稚園における通常の教育時間以外の利用、いわゆる預かり保育（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の保育認定のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの）
- 認可保育所、特定地域型保育事業（小規模保育所、事業所内保育所）、区独自保育事業（認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業など）
- 2号認定・・・認可保育所等を利用する満3歳から小学校就学前までの子ども（保育の必要性の認定区分における満3歳から小学校就学前の子ども）
- 3号認定・・・認可保育所等を利用する満3歳未満の子ども（保育の必要性の認定区分における満3歳未満の子ども）

②各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 時間外保育事業
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）
- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
- 幼稚園における一時預かり事業（延長保育）
- 保育所等における一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 利用者支援事業（保育サービスアドバイザー等）

- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）
- 養育支援訪問事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進、能力活用事業（保育連携推進事業）

【子ども・子育て支援新制度に基づく事業の概要】

子ども・子育て支援給付

■子どものための教育・保育給付

●施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所

●地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

■子どものための現金給付

- 児童手当

■子育てのための施設等利用給付

- 施設等利用費の支給

地域子ども・子育て支援事業

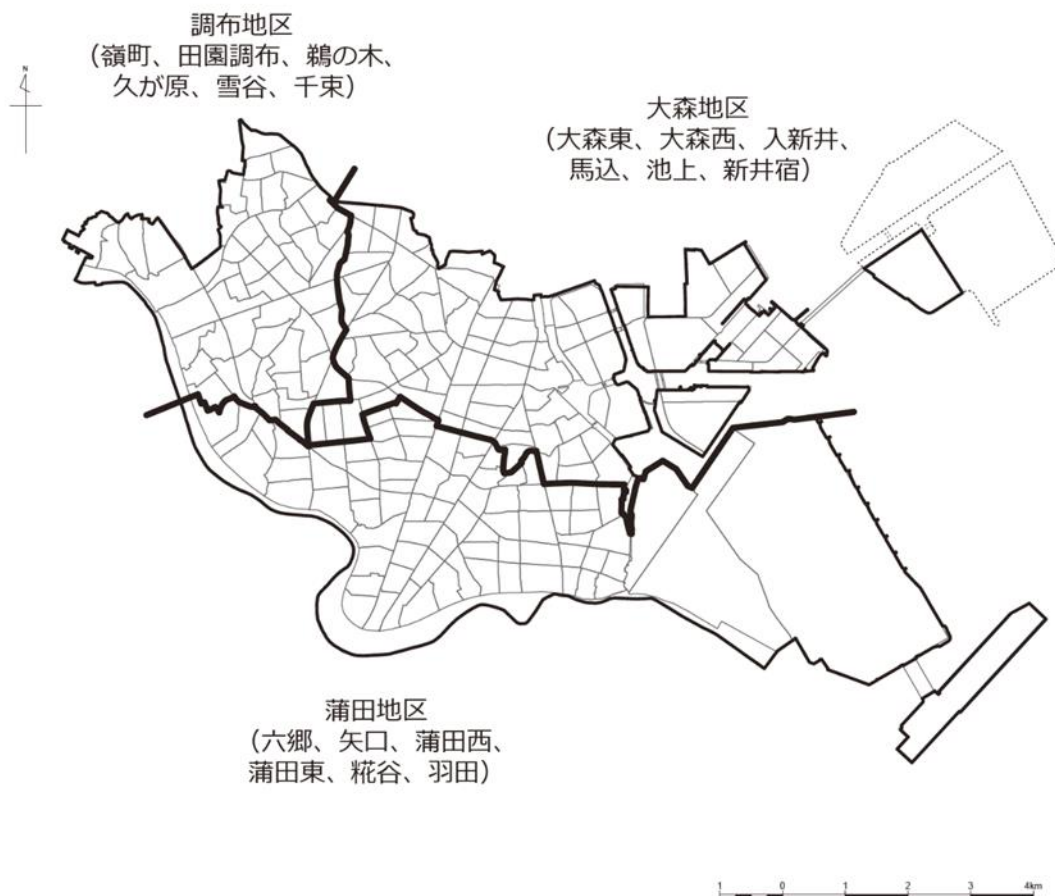
- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- 時間外保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- 妊婦健康診査
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、事業等の需要の見込み等を行うにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めるものとしています。

大田区は、昭和22年3月15日に誕生しましたが、当初より行政区域を大森、調布、蒲田の3地域としてきました。JR大森駅、蒲田駅は、大田区の中心的な商業地区となっており、調布地区は、私鉄駅を中心とした緑豊かな住宅地が形成されている地域となっています。

これらの地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、保育及び時間外保育事業については大森地区（大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿）、調布地区（嶺町、田園調布、鶴の木、久が原、雪谷、千束）、蒲田地区（六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田）の3区域を、教育及びその他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定します。

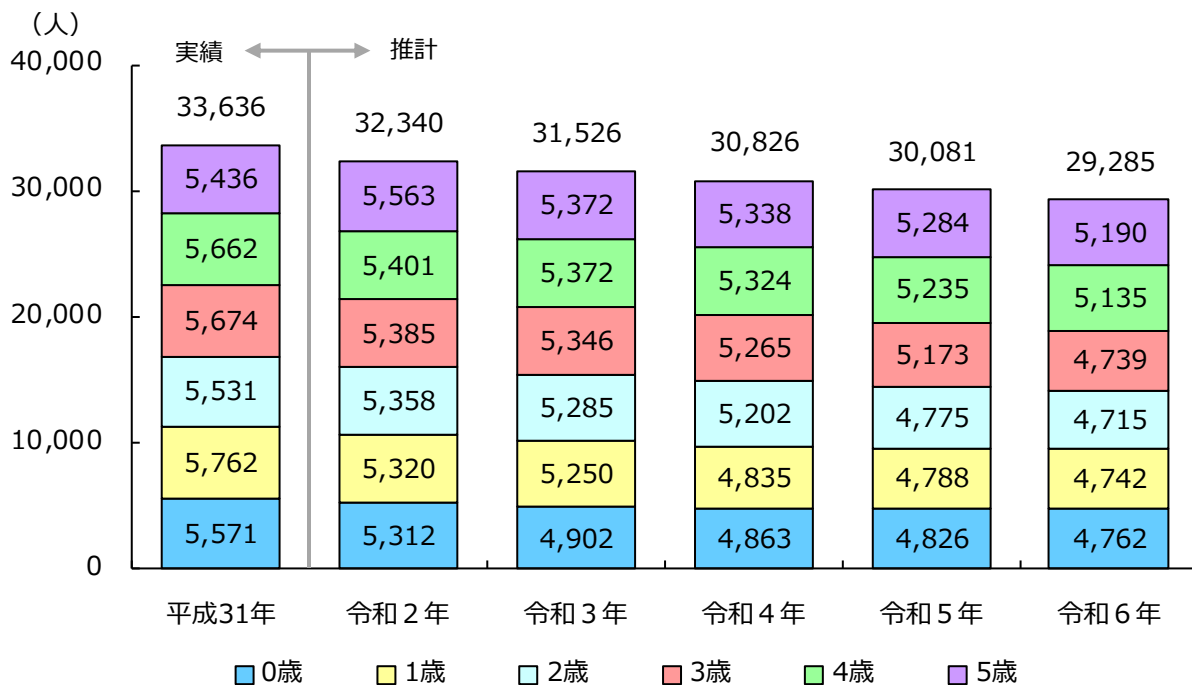


3 子どもの人数（将来推計）

区の計画策定のよりどころとして策定した「大田区人口ビジョン」では、大田区の就学前人口（0歳～5歳）は、将来にわたり全体で減少すると推計しており、本計画もこれを踏まえて策定します。

単位：人

	実績値		推計値			
	平成31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	5,571	5,312	4,902	4,863	4,826	4,762
1歳	5,762	5,320	5,250	4,835	4,788	4,742
2歳	5,531	5,358	5,285	5,202	4,775	4,715
3歳	5,674	5,385	5,346	5,265	5,173	4,739
4歳	5,662	5,401	5,372	5,324	5,235	5,135
5歳	5,436	5,563	5,372	5,338	5,284	5,190
合計	33,636	32,340	31,526	30,826	30,081	29,285



資料：大田区調べ

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みは、原則として国の手引きに準拠し、保護者ニーズ調査から算出する利用希望に各年度の推計人口を乗じて算出することとしています。算出の結果、数値が利用実態と乖離が生じる事業については、これまでの実績や現在の利用状況、今後の事業展開等を踏まえ、必要に応じ、数値を補正しています。

確保方策は、量の見込みを踏まえた確保の内容を年度毎に定めたもので、計画期間である令和2年度から令和6年度の各年度について記載しています。

なお、各年度の予算措置については、前年度の実績等を基に補正を行う場合があるため、本計画の需要見込みと異なることがあります。

(1) 幼稚園

事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。

大田区内に48園あり、すべて私立幼稚園です。

確保方策

満3歳児から就学前の園児については、量の見込みに対して十分な提供量が確保されている状態が見込まれます。

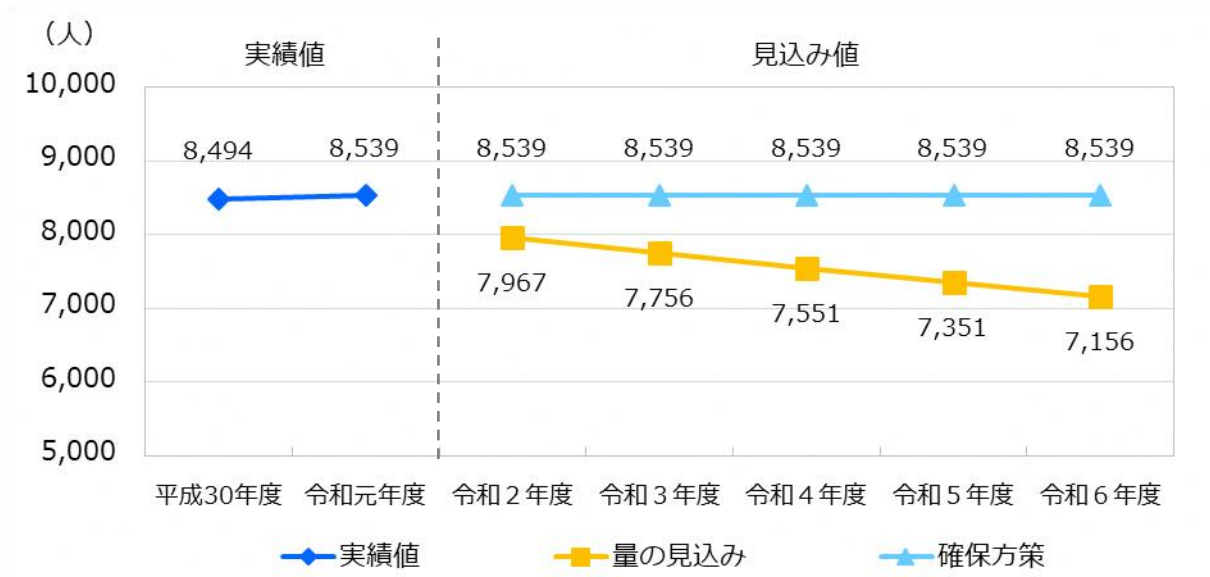
【計画目標】

(年間)

		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	合計	8,407人	8,155人	7,967人	7,756人	7,551人	7,351人	7,156人
	1号認定 (※)			6,995人	6,810人	6,630人	6,454人	6,283人
	2号認定 (※)			972人	946人	921人	897人	873人
確保方策	実施 箇所数	48か所	48か所	48か所	48か所	48か所	48か所	48か所
	提供量 (定員)	8,494人	8,539人	8,539人	8,539人	8,539人	8,539人	8,539人
過不足		87人	384人	572人	783人	988人	1,188人	1,383人

(※) 1号認定：幼稚園における通常の教育時間の利用（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の教育認定）

2号認定：幼稚園における通常の教育時間以外の利用、いわゆる預かり保育（保育の必要性の認定区分における満3歳以上の保育認定のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの）



（2）認可保育所、特定地域型保育事業、区独自保育事業

事業概要

認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉法に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。

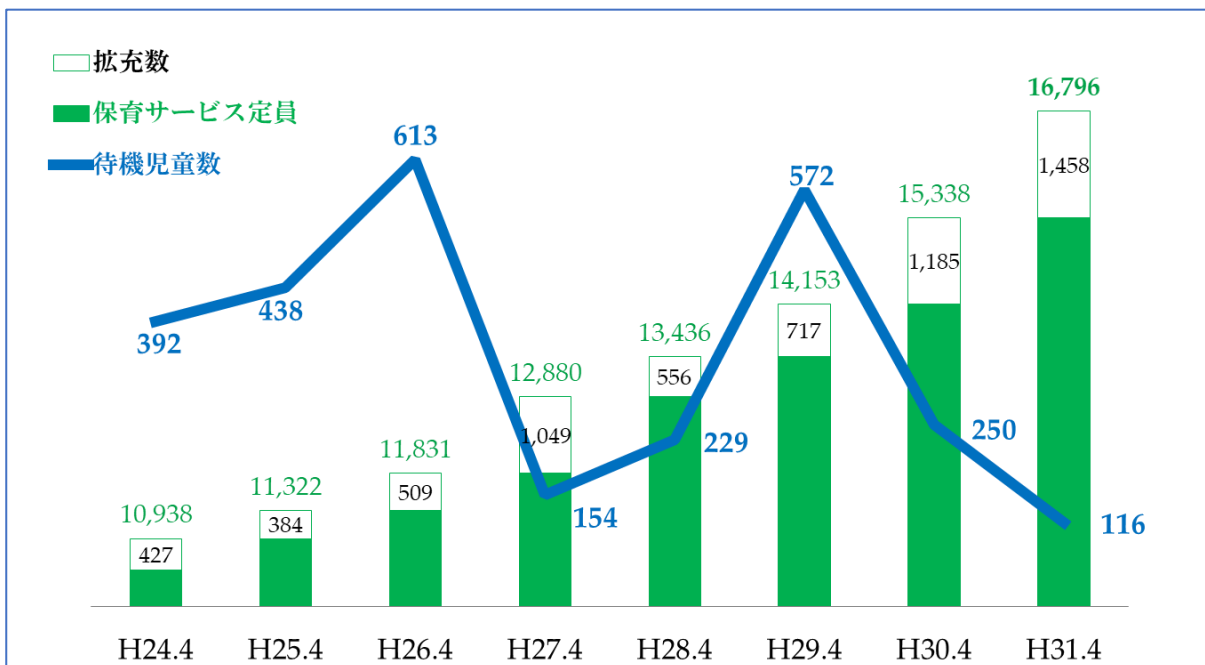
その他、認証保育所や、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業などの大田区が独自に支援する保育事業を実施しています。

確保方策

保育サービス定員の拡充により、平成31年4月の待機児童数は116名まで減少しました。3歳から5歳までの待機児童は解消しているものの、0歳から2歳までの待機児童解消が課題となっています。

区全体では認可保育所の待機児童数は減少傾向にありますが、地域別にみると馬込・六郷・入新井地域において申請者数が増加傾向にあるなど、地域差が生じています。引続き地域ごとの需要量を精密に予測し、必要な地域に重点的に認可保育所の整備を進めます。

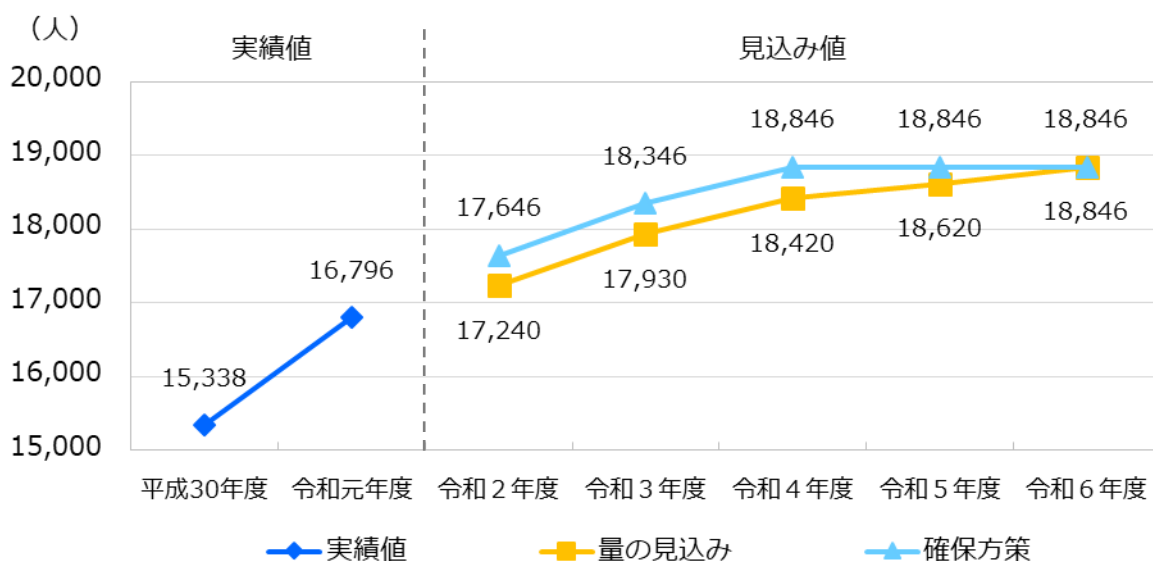
【待機児童数・保育サービス定員の推移】



【計画目標（全域）】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	合計	15,588人	16,912人	17,240人	17,930人	18,420人	18,620人	18,846人	
	2号認定	7,869人	8,810人	9,030人	9,300人	9,500人	9,600人	9,710人	
	3号認定	0歳	1,518人	1,503人	1,490人	1,580人	1,640人	1,660人	1,689人
		1・2歳	6,201人	6,599人	6,720人	7,050人	7,280人	7,360人	7,447人
確保 方策 （定員）	合計	15,338人	16,796人	17,646人	18,346人	18,846人	18,846人	18,846人	
	特定保育施設 ・認可保育 所	3～5歳	7,336人	8,315人	8,736人	9,014人	9,215人	9,215人	9,215人
		0歳	901人	1,000人	1,072人	1,162人	1,222人	1,222人	1,222人
		1・2歳	4,377人	4,945人	5,268人	5,600人	5,839人	5,839人	5,839人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保 育事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		1・2歳	494人	476人	476人	476人	476人	476人	476人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保 育事業	3～5歳	533人	495人	495人	495人	495人	495人	495人
		0歳	478人	459人	465人	465人	465人	465人	465人
		1・2歳	1,216人	1,104人	1,132人	1,132人	1,132人	1,132人	1,132人
過不足	3～5歳	0人	0人	201人	209人	210人	110人	0人	
	0歳	-136人	-42人	49人	49人	49人	29人	0人	
	1・2歳	-114人	-74人	156人	158人	167人	87人	0人	



【計画目標（大森圏域）】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	合計	5,351人	5,682人	5,840人	6,220人	6,390人	6,470人	6,542人	
	2号認定	2,722人	2,967人	3,070人	3,220人	3,290人	3,330人	3,366人	
	3号認定	3～5歳	509人	504人	510人	560人	580人	590人	596人
		0歳	2,120人	2,211人	2,260人	2,440人	2,520人	2,550人	2,580人
確保 方策 （定員）	合計	5,258人	5,628人	5,972人	6,358人	6,542人	6,542人	6,542人	
	特定保育施設 ・認可保育 所	3～5歳	2,566人	2,842人	3,013人	3,168人	3,241人	3,241人	3,241人
		0歳	309人	348人	384人	435人	459人	459人	459人
		1・2歳	1,536人	1,691人	1,828人	2,008人	2,095人	2,095人	2,095人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		1・2歳	155人	155人	155人	155人	155人	155人	155人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3～5歳	156人	125人	125人	125人	125人	125人	125人
		0歳	151人	137人	137人	137人	137人	137人	137人
		1・2歳	385人	330人	330人	330人	330人	330人	330人
過不足	3～5歳	0人	0人	68人	73人	76人	36人	0人	
	0歳	-49人	-19人	11人	12人	16人	6人	0人	
	1・2歳	-44人	-35人	53人	53人	60人	30人	0人	

【計画目標（調布圏域）】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	合計	4,022人	4,671人	4,740人	4,860人	5,070人	5,110人	5,185人	
	2号認定	3～5歳	1,894人	2,358人	2,420人	2,470人	2,550人	2,570人	2,606人
	3号認定	0歳	454人	459人	450人	460人	490人	490人	503人
		1・2歳	1,674人	1,854人	1,870人	1,930人	2,030人	2,050人	2,076人
確保 方策 （定員）	合計	3,937人	4,653人	4,859人	4,982人	5,185人	5,185人	5,185人	
	特定保育施設 ・認可保育 所	3～5歳	1,779人	2,249人	2,365人	2,416人	2,497人	2,497人	2,497人
		0歳	257人	293人	305人	317人	341人	341人	341人
		1・2歳	1,079人	1,366人	1,410人	1,470人	1,568人	1,568人	1,568人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
		1・2歳	146人	128人	128人	128人	128人	128人	128人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3～5歳	115人	109人	109人	109人	109人	109人	109人
		0歳	154人	154人	160人	160人	160人	160人	160人
		1・2歳	404人	352人	380人	380人	380人	380人	380人
過不足	3～5歳	0人	0人	54人	55人	56人	36人	0人	
	0歳	-40人	-10人	17人	19人	13人	13人	0人	
	1・2歳	-45人	-8人	48人	48人	46人	26人	0人	

【計画目標（蒲田圏域）】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み	合計	6,215人	6,559人	6,660人	6,850人	6,960人	7,040人	7,119人	
	2号認定	3,253人	3,485人	3,540人	3,610人	3,660人	3,700人	3,738人	
	3号認定	3～5歳	555人	540人	530人	560人	570人	580人	590人
		0歳	2,407人	2,534人	2,590人	2,680人	2,730人	2,760人	2,791人
確保 方策 （定員）	合計	6,143人	6,515人	6,815人	7,006人	7,119人	7,119人	7,119人	
	特定保育施設 ・認可保育 所	3～5歳	2,991人	3,224人	3,358人	3,430人	3,477人	3,477人	3,477人
		0歳	335人	359人	383人	410人	422人	422人	422人
		1・2歳	1,762人	1,888人	2,030人	2,122人	2,176人	2,176人	2,176人
	特定地域型 保育事業 ・小規模保育 事業 ・事業所内保育 事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		0歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		1・2歳	193人	193人	193人	193人	193人	193人	193人
	大田区独自 保育事業 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育 事業	3～5歳	262人	261人	261人	261人	261人	261人	261人
		0歳	173人	168人	168人	168人	168人	168人	168人
		1・2歳	427人	422人	422人	422人	422人	422人	422人
	過不足	3～5歳	0人	0人	79人	81人	78人	38人	0人
0歳		-47人	-13人	21人	18人	20人	10人	0人	
1・2歳		-25人	-31人	55人	57人	61人	31人	0人	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所等で、通常の保育時間（11時間）を超えて延長保育を実施する事業です。

月単位で利用する「月極延長保育」と、1日単位で利用できる「スポット延長保育」があります。

確保方策

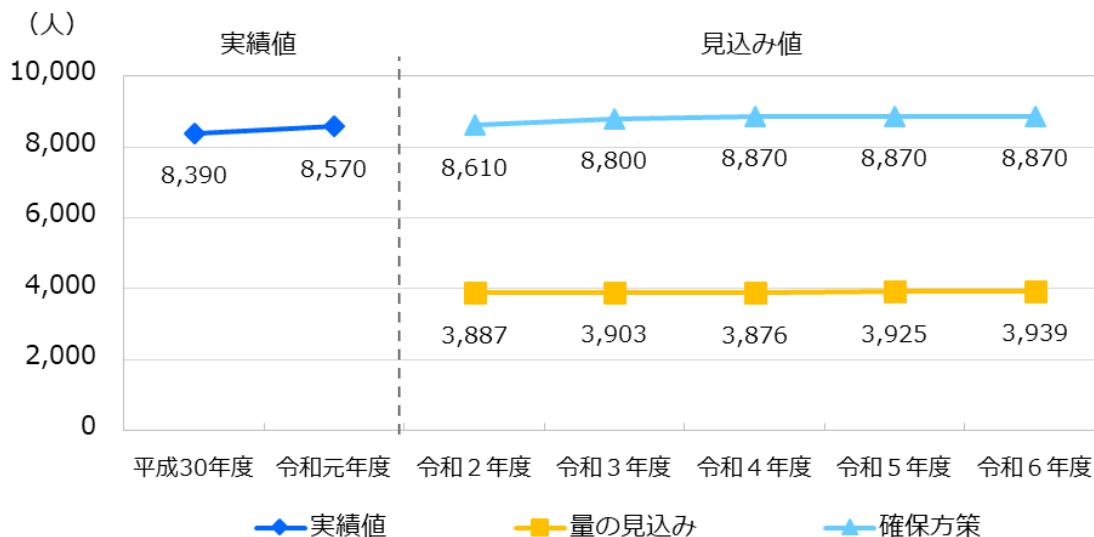
ニーズ量に対して必要な保育定員の確保ができていますが、働き方やライフスタイルの多様化等を踏まえ、保護者が安心して利用できるよう、引き続き、安定した保育環境を整備します。また、認可保育所等の新規開設に伴い実施施設を順次拡大していくことにより、適切な受入れ体制を確保します。

【計画目標】

（1月あたり）

		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		3,740人	(※) 3,733人	3,887人	3,903人	3,876人	3,925人	3,939人
確保方策	実施箇所数	140か所	162か所	177か所	193か所	203か所	203か所	203か所
	提供量 (定員)	8,390人	8,570人	8,610人	8,800人	8,870人	8,870人	8,870人
	大森圏域	2,560人	2,680人	2,670人	2,810人	2,890人	2,890人	2,890人
	調布圏域	1,930人	2,020人	2,060人	2,120人	2,200人	2,200人	2,200人
蒲田圏域	3,900人	3,870人	3,880人	3,870人	3,780人	3,780人	3,780人	
過不足		4,650人	4,837人	4,723人	4,897人	4,994人	4,945人	4,931人

(※) 推計値



（2）放課後児童健全育成事業（学童保育）

事業概要

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中にも実施します。

令和2年4月現在、小学校1年生から6年生までの児童を対象に86か所で実施しています（児童館、こどもの家、フレンドリー、おおたっ子ひろば、放課後ひろば）。

確保方策

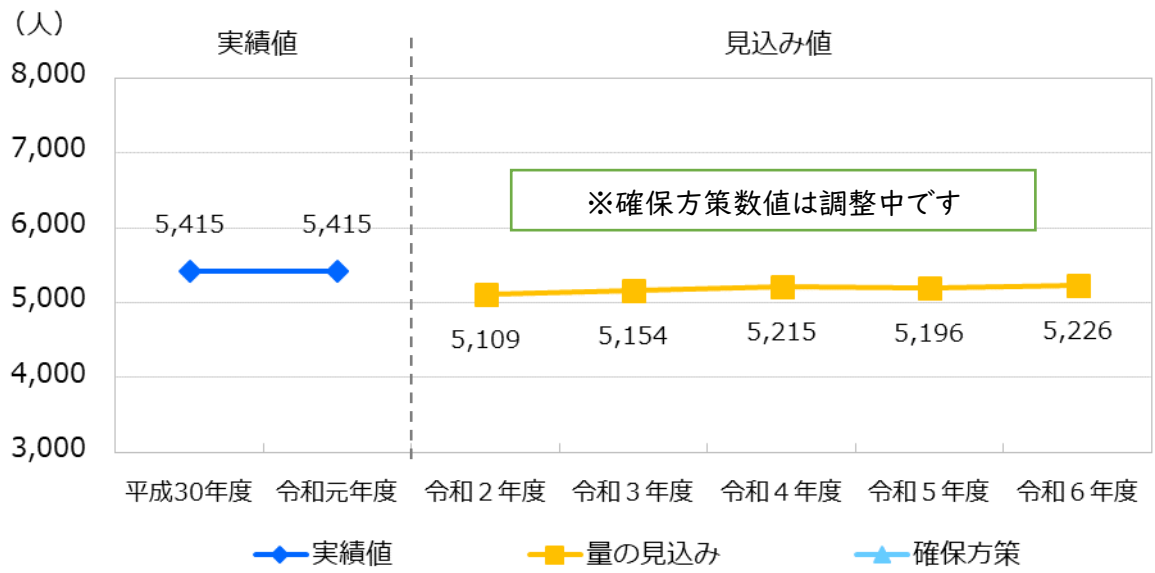
待機児童の発生している小学校においては、学級数の増加等により余裕教室がなく、校内での定員拡充が困難となっています。また、保護者の学童ニーズは放課後ひろばに集中する傾向があり、周辺の児童館において定員に余裕が生じているところもあります。

待機児童の発生している施設においても、登録した児童全員が毎日利用している訳ではなく、曜日に限っての利用や、短時間の利用をしている児童もいます。今後、学童需要の多い施設については、利用実態を勘案のうえ、学童の登録者数を柔軟に見直すなど、ニーズに対応できる受入れ体制を確保します。

【計画目標】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生			2,015人	2,033人	2,055人	2,050人	2,061人
	2年生			1,604人	1,618人	1,637人	1,631人	1,640人
	3年生			1,017人	1,026人	1,039人	1,035人	1,041人
	低学年	4,446人	4,487人	4,636人	4,677人	4,731人	4,716人	4,742人
	4年生			384人	387人	392人	390人	392人
	5年生			67人	68人	69人	68人	69人
	6年生			22人	22人	23人	22人	23人
	高学年	427人	472人	473人	477人	484人	480人	484人
	合計	4,873人	4,959人	5,109人	5,154人	5,215人	5,196人	5,226人
確保方策 （利用登録可能数）		5,415人	5,415人	※確保方策数値は調整中です				



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）

事業概要

保護者の仕事、傷病、育児不安、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行っています。

<宿泊型一時保育サービス（ショートステイ）事業>

保護者の傷病、育児不安、看護、出張等の社会的な事由によって家庭における児童の養育をすることが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において児童を預かっています。（原則として7日以内）

<夜間一時保育サービス等（トワイライトステイ・休日デイサービス）事業>

保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は日曜・祝日に児童の養育をすることが困難となった場合等に、児童福祉施設で児童を預かっています。

確保方策

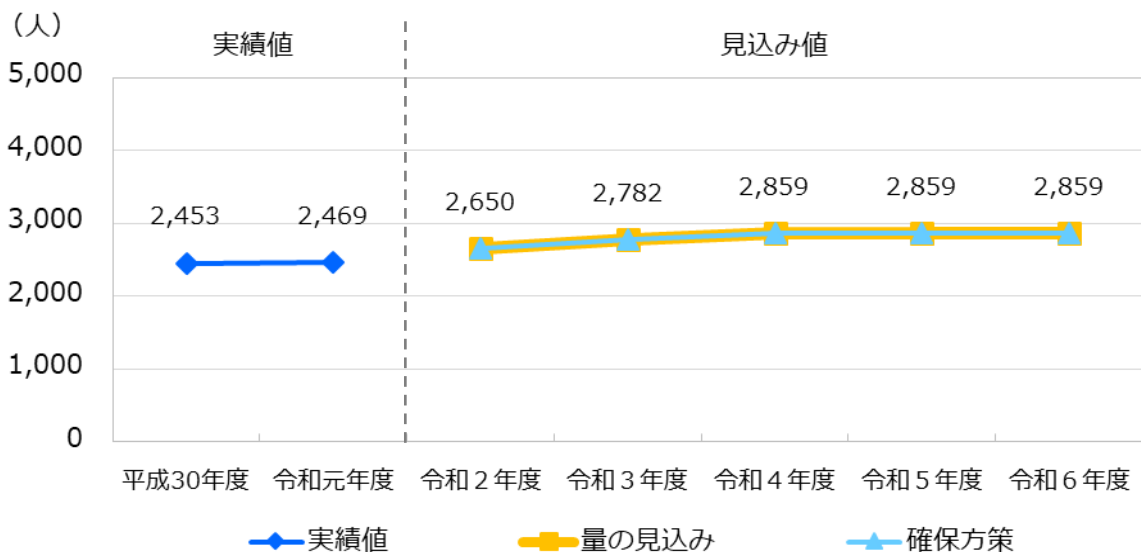
区内2か所で実施しています。各施設の利用者は、区内を南北に走る第2京浜国道の東西でほぼ分かれており、距離的に近い施設を利用する傾向にあります。勤務時間等の理由により、保護者の送迎が困難な場合は、送迎サービス（有料）を行っており、利用者の約50%が利用しています。今後も事業の周知を図り、ニーズに応える事業運営に努めます。

【計画目標】

（年間）

		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2,453人	(※) 2,469人	2,650人	2,782人	2,859人	2,859人	2,859人
確保方策	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	提供量	2,453人	(※) 2,469人	2,650人	2,782人	2,859人	2,859人	2,859人

(※) 推計値



(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

事業概要

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言などを行う、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に過ごせる場を提供しています。

区では、地域子育て支援拠点事業として、児童館、子ども家庭支援センター、子育てひろばがそれぞれ乳幼児からその保護者等までを対象とした事業を展開しています。

確保方策

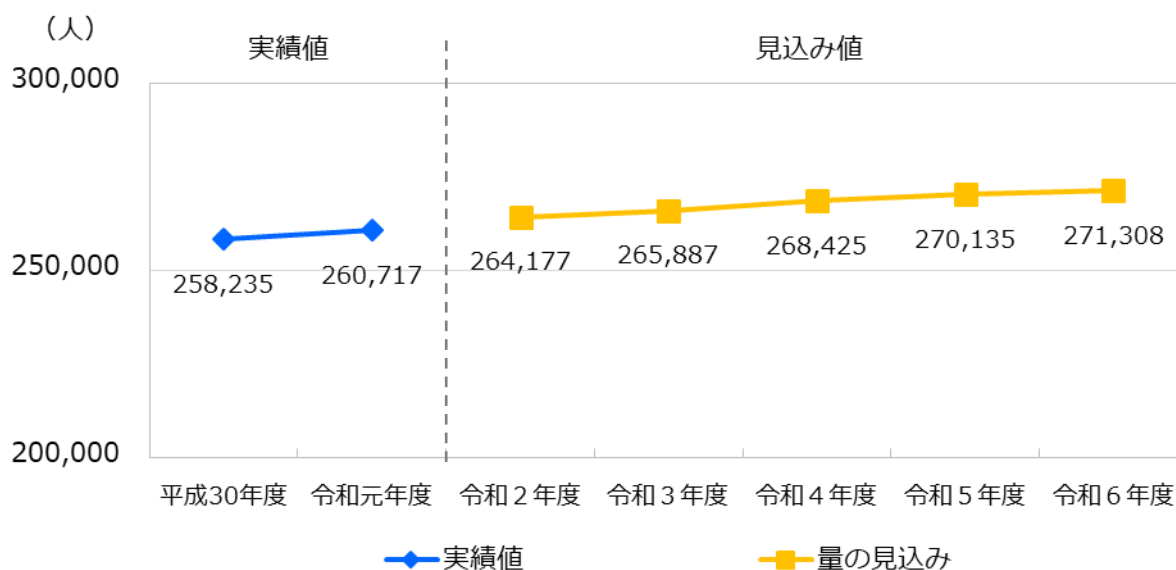
保育園及び子ども家庭支援センターにおいて親子が安心して過ごせる場を提供する子育てひろば事業を児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点として継続するとともに、区独自の事業として実施している児童館の子育てひろば事業について、イベントプログラムの充実などの機能強化を図り、児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点に位置付けることで子育て支援をさらに充実します。

【計画目標】

(年間)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	258,235人	260,717人 ※推計値	264,177人	265,887人	268,425人	270,135人	271,308人
確保方策(※)	52か所 (9か所)	53か所 (10か所)	53か所 (52か所)	54か所 (53か所)	54か所 (53か所)	54か所 (53か所)	54か所 (53か所)

※確保方策：利用者数（量の見込み）に対し、実施箇所数により、提供量を確保します。なお、表中の各年度のカッコ内のか所数は、内数として児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点数を表示しています。



（5）幼稚園における一時預かり事業（延長保育）

事業概要

私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常の就園時間を延長して預かる事業です。

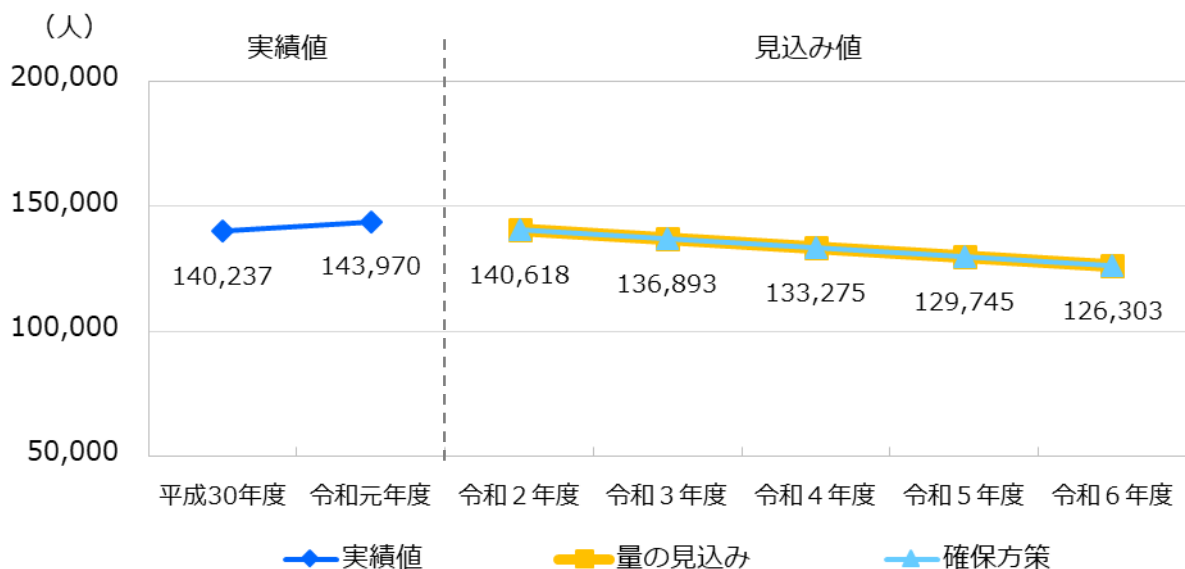
平成31年4月現在、就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不特定の就労等の一時的な利用があり、区内46園で実施しています。

確保方策

幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、ニーズに対応できるよう、必要な量を確保していきます。

【計画目標】

	（年間）						
	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	140,237人	143,970人	140,618人	136,893人	133,275人	129,745人	126,303人
確保方策	140,237人	143,970人	140,618人	136,893人	133,275人	129,745人	126,303人



（6）保育所等における一時預かり事業

事業概要

<一時預かり事業>

保護者の用事やリフレッシュのためなど、理由・目的を問わずに一時的に預かる制度です。

<緊急（一時）保育>

保護者の出産、疾病等の理由により、緊急に保育が必要なお子さんを認可保育所や区が契約する緊急保育室（認証保育所）で一時的に預かる制度です。

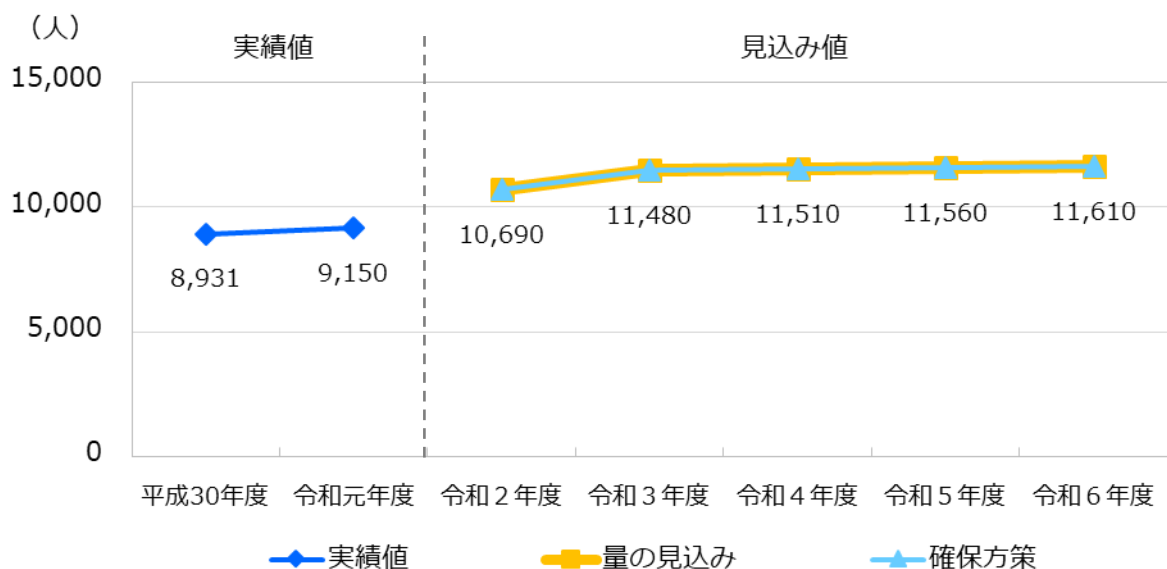
確保方策

一時預かり保育事業については、認可保育園において余裕活用型を導入して受け入れ拠点を増やすと共に利用料の見直しを行い、低額とすることで不安を抱えた家庭の不安解消や、子育てに疲れた家庭がリフレッシュ等で手軽に利用できるよう、充実を図ります。

【計画目標】

		（年間）						
		平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		8,931人	(※) 9,150人	10,690人	11,480人	11,510人	11,560人	11,610人
確保方策	実施箇所数	96か所	96か所	104か所	104か所	104か所	104か所	104か所
	提供量	8,931人	(※) 9,150人	10,690人	11,480人	11,510人	11,560人	11,610人

(※) 推計値



(7) 病児・病後児保育事業

事業概要

病気回復期にある児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両方を支援することを目的としています。

医療機関併設保育施設及び保育併設の専用スペースで実施しており、区内で9か所（定員 70 人）あります。

確保方策

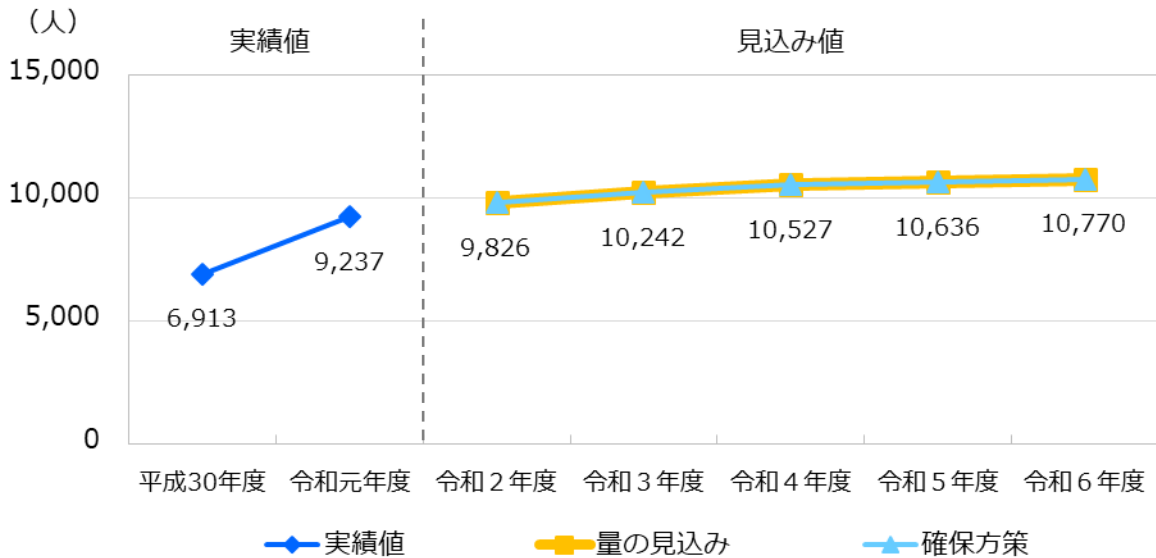
主に医療機関併設の保育施設で事業を実施していることから、引き続き医療機関と連携し、ニーズに対して必要なサービス提供量を確保していきます。

【計画目標】

（年間）

		平成 30 年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み		6,913 人	(※) 9,237 人	9,826 人	10,242 人	10,527 人	10,636 人	10,770 人
確保方策	実施箇所数	8 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
	提供量	6,913 人	(※) 9,237 人	9,826 人	10,242 人	10,527 人	10,636 人	10,770 人

(※) 推計値



(8) ファミリー・サポート・センター事業

事業概要

育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業です。

保育園や幼稚園、学童保育のお迎えや帰宅後の預かりが主な活動内容となっています。

確保方策

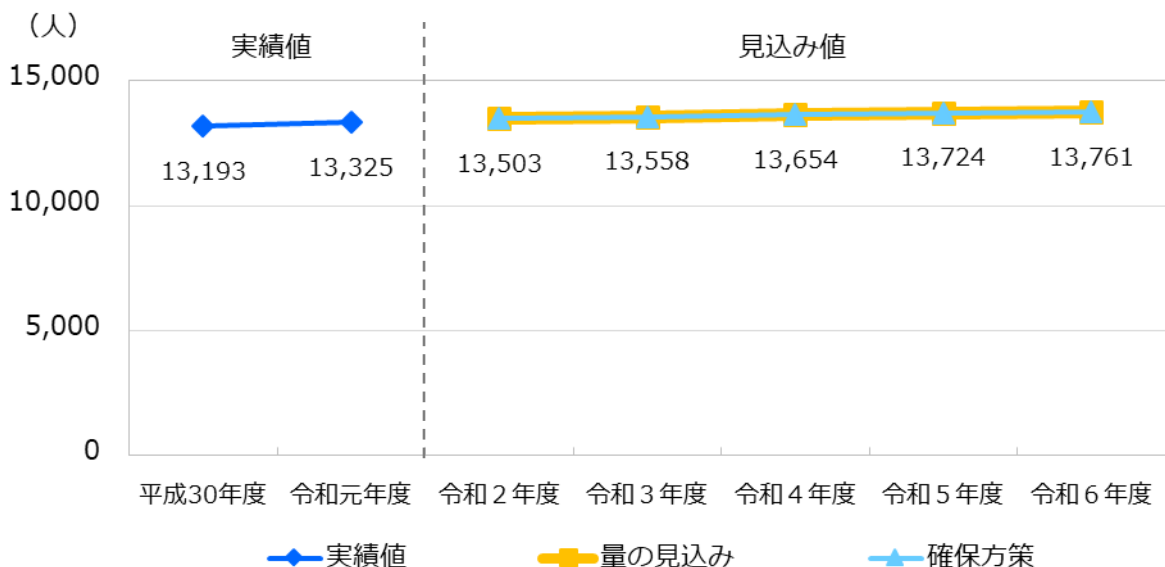
利用会員の登録数と提供会員の登録数の比率は約5対1となっています。今後も利用の増加が見込まれるため、提供会員養成講座を確実に開催しニーズに見合う提供量を確保していきます。また、活動実績が最も多いのは保育園等の送迎となっており、短時間の取り組みやすい活動であることから、この点をさらに周知することで、提供会員の確保を図ります。

【計画目標】

(年間)

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13,193人	(※) 13,325人	13,503人	13,558人	13,654人	13,724人	13,761人
確保方策	13,193人	(※) 13,325人	13,503人	13,558人	13,654人	13,724人	13,761人

(※) 推計値



（9）利用者支援事業（保育サービスアドバイザー等）

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うと共に、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じる特定型として、区役所本庁舎に保育サービスアドバイザーを設置し、個別ニーズに寄り添った相談・案内・助言を行っています。

また、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健や育児に関する相談に応じる母子保健型として、区役所本庁舎の健康づくり課、各地域庁舎の地域健康課において、相談支援等を行っています。

確保方策

○特定型

保育サービスアドバイザーを配置する特定型の提供体制としては、本庁舎窓口に1か所としていますが、夜間相談や児童館、特別出張所及び地域庁舎等での出張相談を展開しています。

今後も引き続き夜間相談や出張相談を行うと共に、区内商業施設での休日相談や企業の従業員向け個別相談など、利用者のニーズや利便性を考慮した相談体制の整備を検討していきます。

○母子保健型

子育て世代包括支援センター(母子保健法に基づく母子健康包括支援センター)の機能のひとつとして、妊娠、出産、子育てに関する相談や、支援プランの策定や地域の保健医療、または福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供します。

【計画目標】

(実施箇所)

		平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保 方策	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

（10）妊婦健康診査

事業概要

妊婦が安心して健全な出産ができるよう、妊娠期間中に医療機関に委託して検診を行います。

受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで助成を行う「里帰り等妊婦健康診査費用助成」を実施しています。

確保方策

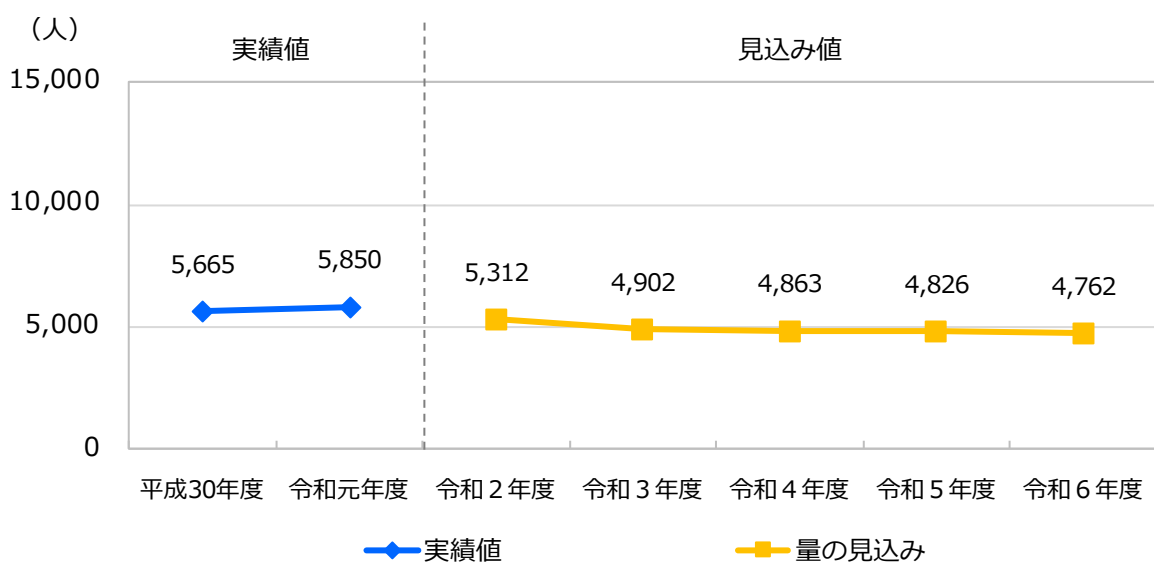
今後も、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母子の障害防止などに資することを目的に、対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携による検診体制のもと、安心・安全な妊娠・出産の支援を充実していきます。妊娠11週以内に妊娠届を申請するすべての妊婦（量の見込み）に対し事業を実施します。

【計画目標】

（年間）

	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,665人	(※) 5,850人	5,312人	4,902人	4,863人	4,826人	4,762人
確保方策	—	—	妊娠11週以内に妊娠届を申請するすべての妊婦に対し事業を実施します。				

(※) 推計値



（Ⅰ）乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）

事業概要

乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し指導を行います。

確保方策

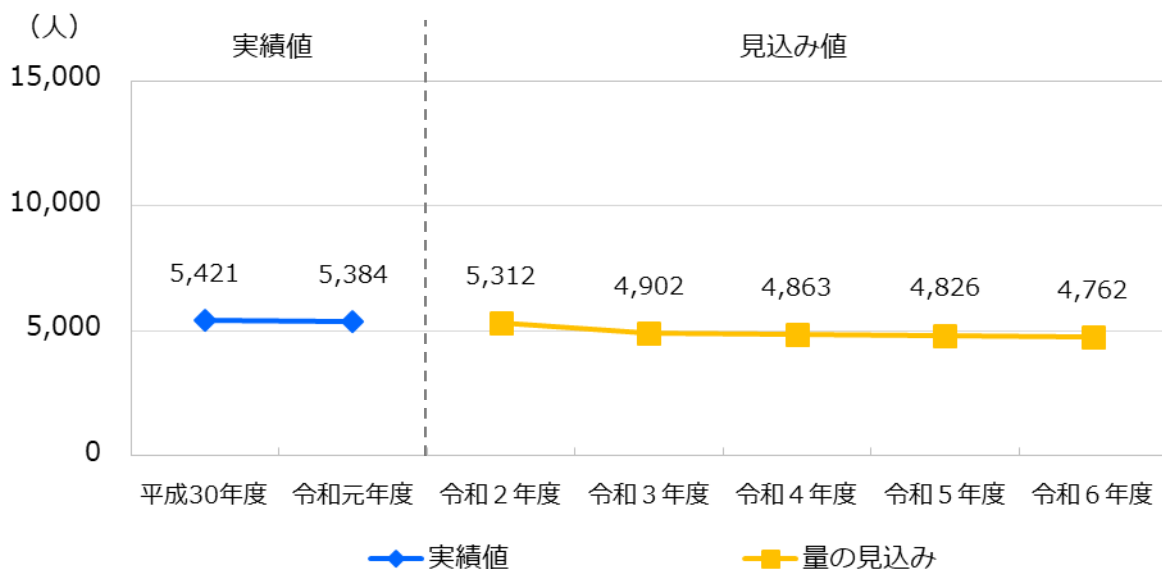
今後も引続き事業周知に努め、保健師及び助産師による訪問を着実に実施し、出産後の母子の健康状態や生活状況を把握するとともに、産後うつ等の早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、訪問後も継続した支援を行っていきます。生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭（量の見込み）を訪問します。

【計画目標】

（年間）

	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績見込）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,421人	(※) 5,384人	5,312人	4,902人	4,863人	4,826人	4,762人
確保方策	—	—	生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問（すこやか赤ちゃん訪問）します。				

(※) 推計値



（12）養育支援訪問事業

事業概要

児童福祉法第6条の3第5項に基づき、平成18年から実施している事業です。

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導、家事・育児ヘルパー派遣による支援等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

保護者が乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健師などと連携して助産師やヘルパーを派遣することで乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。支援の期間は概ね8か月間程度、最長で1年半程度ですが、保育園等の養育機関に入所するまで相談、助言、指導等を継続するケースもあります。

確保方策

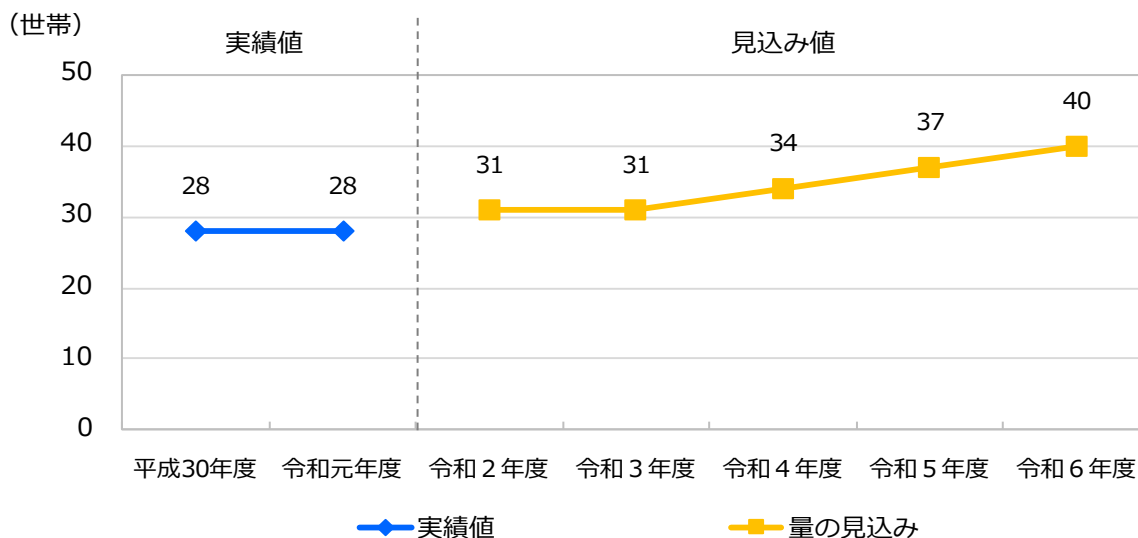
出産前、出産直後から関係機関との連絡・連携により必要な支援を確実にを行います。保育園等の養育機関に入所するなど、支援世帯に動きがある年度替わりは新規の支援のマッチングがしやすいため、前半期（4～6月）から必要な支援を計画的に行うことで、提供量を確保します。

【計画目標】

（年間）

	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28世帯	(※) 28世帯	31世帯	31世帯	34世帯	37世帯	40世帯
確保方策	—	—	・保健所地域健康課 保健師 ・子ども家庭支援センター職員 ・委託契約：助産師会、家事・育児ヘルパー事業者、育児サポーター事業者				

(※) 推計値



（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

教育・保育施設に対して保護者が支払う日用品、文房具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成し、保護者の負担軽減を図ることを目的とする事業です。

現在大田区では認可保育園に対して保護者の実費負担を助成する事業を行っており、今後もこの事業を継続します。

（14）多様な事業者の参入促進、能力活用事業（保育連携推進事業）

事業概要

保育園の運営を担う事業者に対する巡回支援等を実施することにより、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設の設置、運営を促進するための事業です。

現在大田区では、社会福祉法人や株式会社等の多様な事業者が認可保育園（私立園）の運営を担っており、今後の保育所整備においてもこれらの事業者の参入が見込まれています。このため、区立直営の18の拠点園がこうした私立園等に対し、定期的な訪問や保育に関する助言、子どもたちの交流事業などの連携・交流を図る「保育連携推進事業」を実施し、多様な事業者の保育水準の向上を図るとともに、これらの事業がその能力を活用できるよう支援しています。

資料編

I 事業一覧

基本目標I 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

個別目標I-1 子育て家庭に対する相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	保育サービスアドバイザーによる相談	保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。	保育サービス課	
②	子育てひろばにおける子育て相談	保育園や児童館に設けられた「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」で、子育てに関する不安や負担感を軽減するため、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行うほか、保育園については、保育園入所のための相談支援等も併せて行います。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター	
③	保育所の子育て相談	認可保育所で、来所または電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。	保育サービス課	
④	保育所での保育体験と相談（育児応援券）	妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、区立保育園及び一部の私立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行います。	保育サービス課	
⑤	私立幼稚園における子育て相談	子育て全般に関する相談に応じています。（全体会や個別対応など）	教育総務課	
⑥	児童館の子育て相談	児童館を地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が子育て全般に関する相談に応じます。	子育て支援課	
⑦	幼児教育相談	幼稚園児、保育園児、在宅児の保護者を対象とし、幼児教育に関する情報提供・相談事業を行います。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
⑧	就学相談	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との緊密な連携のもと、お子さんの障がいの種別や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学・通級の相談に応じます。	教育センター	おおた教育ビジョン
⑨	教育相談	子どもの性格・行動・生活・友人関係・学習や進路等の悩みについて、電話や面接による相談に応じます。	教育センター	おおた教育ビジョン
⑩	子ども家庭支援センターにおける相談	子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」で子どもと過ごしながら相談することも可能です。	子ども家庭支援センター	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	外国人相談窓口の運営	日本語が不自由な在住外国人が区内で安心安全に暮らせるよう、国際都市おおた協会において、外国人を対象にした日常生活に関する相談や、区立施設への通訳派遣・翻訳を、英語、中国語、タガログ語等の多言語で行います。	(一般) 国際都市おおた協会	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
②	障がい児等の早期支援(相談・療育等)	こども発達センターわかばの家において、発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。	障害福祉課(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
③	児童の発達相談・サービス等利用相談	心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。	障害福祉課(わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
④	家庭相談・女性相談	①夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談 ②母子家庭等および寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談 ③緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑤	ひとり親家庭の相談	ひとり親に関する施策の案内や、生活についての相談を実施します。	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑥	離婚と養育費に関わる総合相談	子どもが健やかに成長するための環境整備を支援するため、精神的・経済的に負担が大きい離婚や養育費にかかわる問題について、弁護士による無料法律相談を実施します。	福祉管理課	おおた子どもの生活応援プラン
⑦	子ども生活応援臨時窓口の運営	「生活困難層」の家庭の孤立防止と課題の深刻化を防ぎ早期の支援に繋げるため、子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、大田区生活再建・就労サポートセンター(JOBOTA)による出張型の臨時相談窓口を開設します。	蒲田生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン

個別目標 1-2 子育ての情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	子育てハンドブックの発行	子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや子育てに関する事業を掲載した手引書を作成・配布します。	子育て支援課	
②	保育サービスアドバイザーによる相談(再掲)	保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。	保育サービス課	
③	大田区きずなメールの配信	妊婦や乳幼児の保護者が安心して出産・子育てできるように、子どもの健康や子育てのアドバイス、区のイベント情報などをタイムリーに配信します。	健康づくり課	おおた健康プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
④	外国人向け多言語情報誌の発行	日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、身近な生活情報などを、より多くの言語やルビ付きの日本語で提供します。	国際都市・多文化共生推進課	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑤	児童館子育て講座の開催	子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。	子育て支援課	
⑥	児童虐待防止に向けた啓発の推進	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、新設保育施設等への配布により啓発活動を推進します。	子ども家庭支援センター	
⑦	発達障がいの理解啓発の推進	発達障がいの理解啓発と地域支援力の向上のため、講演会・シンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成・配布を行います。	障害福祉課 (わかばの家) 障がい者総合サポートセンター	おおた障がい施策推進プラン
⑧	サポートブックかけはし作成講座の開催	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。サポートブックかけはしの普及に努め、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン

個別目標 1-3 子育て家庭の地域との交流の促進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	子育てひろば	児童館、子ども家庭支援センター及び一部の保育園に設置され、親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、子育て親子同士の交流を進めます。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援センター	
②	ファミリー・サポート・センター事業	育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と地域の育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会員と交流しながら、育児の支援を行います。	子ども家庭支援センター	
③	初めてのお子さんのパパ・ママ子育て教室の開催	乳児とパパ・ママと一緒に参加する教室を開催し、夫婦の相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消と仲間作りにつなげていきます。	子ども家庭支援センター	
④	保育所の園庭開放	地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。	保育サービス課	
⑤	体験保育	家庭で育児をしている方に、親子で保育所での遊びや子ども同士の交流を体験する機会を提供します。	保育サービス課	
⑥	地域の育児支援	地域の中での育児を民生委員・児童委員が支援します。	福祉管理課	大田区地域福祉計画

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑦	親子で遊ぼうイベントの開催	さまざまな遊具を使った遊びを1～3歳未満の子どもと保護者に提供する出前型講座。子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委員とともに企画、運営します。	子ども家庭支援センター	
⑧	子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催	子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座。講師による講演会の他、栄養士と実習する離乳食の作り方など子育てに関する学びの機会を提供します。	子ども家庭支援センター	
⑨	子育てサロン「キッズな」の開催	キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定期的に実施し、親子と地域の方々との交流を図っています。	子ども家庭支援センター	
⑩	子ども交流センターの運営支援	地域が中心となって設立したNPO法人「おももり子どもセンター」と区が協働し、子ども交流センターを通して地域の子育て・子育てを支援します。	子育て支援課	

個別目標1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、児童のあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を設置します。	子育て支援課	
②	母子(女性)緊急一時保護事業	家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な時、一時的な生活の場を提供します。	生活福祉課	
③	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	児童を養育することが一時的に困難となった要支援家庭を対象としたショートステイサービスを実施します。	子ども家庭支援センター	
④	虐待防止支援訪問	養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、子どもの健全な成長が懸念される家庭を訪問し支援します。	子ども家庭支援センター	
⑤	見守りサポート事業	虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。	子ども家庭支援センター	
⑥	養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、指導助言等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。	子ども家庭支援センター	
⑦	養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。	子ども家庭支援センター	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑧	児童虐待防止に向けた啓発の推進（再掲）	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、新設保育施設等への配布により啓発活動を推進します。	子ども家庭支援センター	
⑨	児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議・個別ケース会議）を開催し児童虐待防止ネットワークの推進を図ります。	子ども家庭支援センター	
⑩	小・中学校における子どもの心サポート月間の実施	6月と11月を「子どもの心サポート月間」と位置付け、区立小学校4年から中学校3年の児童・生徒を対象に学校生活調査（メンタルヘルスチェック）を実施し、その結果から必要に応じて個別面談等を行い、適切に組織的な対応をします。	指導課	おおた教育ビジョン
⑪	中学校における学級集団調査	学校生活への意欲や満足度、対人関係への配慮や関わりを調査します。調査結果を踏まえ、声掛けや面談を行うことで、居心地のよい学級集団をつくり、不登校やいじめの未然防止に取り組みます。	指導課	おおた教育ビジョン
⑫	問題行動対策の充実	児童・生徒の問題行動に対して、専門的な力を有する経験豊かな人材を学校に派遣します。	指導課	おおた教育ビジョン
⑬	スクールカウンセラーの配置	都費のスクールカウンセラーを全小中学校に配置し、区費のスクールカウンセラーも全中学校と規模の大きな小学校、館山さざなみ学校、2つの中学校の相談学級、4つの適応指導教室に配置します。計画的にスクールカウンセラーの研修を実施し、学校内における相談体制の充実を図り、学校不適応状態にある児童・生徒及びその保護者、教員へのきめ細かい支援を行います。	教育センター	おおた教育ビジョン
⑭	登校支援員の配置	登校をためらいがちな児童・生徒に対して、顔見知りの学校の非常勤講師等が登校支援員として送迎や別室対応を行います。担任教師・保護者と連携しながら児童・生徒が安心して登校することができる、きめ細かな支援を行います。	指導課	おおた教育ビジョン
⑮	メンタルフレンドの派遣	不登校等の子どもを対象に、心理学や教育学専攻の大学生等をその家庭に派遣し、話し相手などの活動を通して学校生活への復帰を支援します。	教育センター	おおた教育ビジョン
⑯	適応指導教室「つばさ」	不登校状態の児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援・集団での活動支援を行います。	教育センター	おおた教育ビジョン
⑰	スクールソーシャルワーカーの配置	経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題を抱える児童・生徒とその家庭を支援するため、社会福祉の専門的な知識と経験を兼ね備えたスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える家庭への支援を推進します。	教育センター	おおた教育ビジョン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑧	障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲)	こども発達センターわかばの家において、発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。	障害福祉課 (わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
⑨	児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲)	心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。	障害福祉課 (わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン

個別目標1-5 子育て世帯への多様な生活支援

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	児童扶養手当	父または母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。	子育て支援課	
②	特別児童扶養手当	身体又は精神に障がいをもつ児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。	子育て支援課	
③	児童育成手当	児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。	子育て支援課	
④	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母等の就労を支援するため、職業能力開発のための講座受講や国家資格取得のための修業期間中に給付金を支給します。	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑤	母子及び父子福祉資金貸付	母子家庭または父子家庭が経済的に自立した生活を送るために必要な資金の貸付(転宅資金、修学資金、就学支度資金、事業開始資金、等)を実施します。	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑥	母子生活支援施設(区立ひまわり苑・コスモス苑)の運営	施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立への支援を図ります。	子育て支援課 生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑦	ひとり親世帯の住宅確保支援	住宅に困窮するひとり親世帯の民間住宅への入居を支援するために、相談を受けて助言を行い、必要があれば、不動産関係団体へ住宅の照会を依頼します。また、入居時に必要な火災保険料や保証料等の一部を、所得制限を設けて助成します。	建築調整課	大田区住宅マスタープラン
⑧	ひとり親世帯への転居一時金助成	取壊し等のため民間の賃貸住宅から別の民間住宅に転居が必要となった、現に児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対して、転居に必要な礼金・権利金、仲介手数料の一部を、所得制限を設けて助成します。	建築調整課	大田区住宅マスタープラン
⑨	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合、ホームヘルパーを派遣します。	生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑩	重症心身障がい児（者）短期入所	医療的ケアの必要な方も含む重症心身障がい児（者）で6歳以上の方を対象とした短期入所事業を行います。	障がい者総合サポートセンター	おおた障がい施策推進プラン
⑪	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の利用についての相談やサービス利用に必要な給付決定を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所などの利用を支援します。	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン
⑫	重症心身障がい児在宅レスパイト事業	重症心身障がい児や医療的ケア児の家族に、一時的な休息や用事をすませてもらうために、訪問看護師等が自宅などでの介護を代わりに行います。	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン
⑬	一時預かり保育	家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや萩中児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課	
⑭	ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	2歳から5歳までの児童を対象にショートステイ（宿泊型保育）、トワイライトステイ（17時から22時までの夜間一時保育）、休日デイサービス（日曜・祝祭日の日中における保育）を実施します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課	

個別目標1-6 子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	地域とつくる支援の輪プロジェクト	地域で子どもを見守るための体制をつくっていくため、子どもの生活応援に資する地域の活動団体等をつなぐネットワークづくりに取り組みます。	福祉管理課	おおた子どもの生活応援プラン
②	子育て力向上支援事業	子育てに悩む乳幼児を持つ親たちが相互に学びあうグループを支援するためのプログラムを児童館で実施します。	子育て支援課	
③	子育て関係機関による連絡会	関係機関との情報交換等の連携と子育て支援の充実のため連絡会を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
④	子育てすすすくネット事業	児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。	子育て支援課	
⑤	民生委員・児童委員との連携	子育てに関する相談・虐待等に関する通報を受けて、地域と連携して課題を解決します。	福祉管理課	大田区地域福祉計画
⑥	児童発達支援地域ネットワーク会議等	関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。	障がい者総合サポートセンター	おおた障がい施策推進プラン
⑦	医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営	医療的ケアの必要な方が適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援機関による「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催し、情報交換、連絡等を行います。	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン
⑧	大田区心身障がい児（者）地域活動支援センター運営支援	心身障がい児（者）を対象としている地域活動支援センターの運営を支援します。	障害福祉課	おおた障がい施策推進プラン

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

個別目標2-1 保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	私立（認可）保育園の整備	認可保育所の入所希望者の増加や待機児童の状況を踏まえ、多様なニーズに応える保育サービス基盤の拡充を進めるため、民間事業者による認可保育所の新規開設を支援します。	保育サービス課	
②	小規模保育所の整備	低年齢児の待機児解消を進めるため、民間事業者による定員19人以下の小規模保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。	保育サービス課	
③	定期利用保育事業の充実	パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進します。	保育サービス課	
④	認証保育所の整備	長時間保育等の多様なニーズに応えるため、民間事業者による認証保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。	保育サービス課	
⑤	家庭福祉員（保育ママ）による保育の拡充	2歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員（保育ママ）が、自宅又はグループ保育室で実施する保育事業を推進します。	保育サービス課	
⑥	事業所内保育所開設等の支援	区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援します。	保育サービス課	
⑦	時間外保育	就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育（延長保育）事業を実施します。	保育サービス課	
⑧	私立幼稚園預かり保育事業	私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業を支援します。	教育総務課	
⑨	休日保育	年末年始を除く日曜日、祝祭日に保護者が就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育所で保育します。	保育サービス課	
⑩	年末保育	12月29・30日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を、認可保育所で保育します。	保育サービス課	
⑪	病児・病後児保育	病気等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。	保育サービス課	
⑫	区立保育園における医療的ケア児の受け入れ	1歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受け入れを行います。	保育サービス課	
⑬	保育所等における障がい児等の受け入れ	全認可園で保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。	保育サービス課	
⑭	区立保育園の改築・改修	耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。	子育て支援課	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑮	保育士確保対策の実施	区内保育施設における人材の確保を支援し、定着を図るため、職員の処遇改善や宿舍借上げ補助、保育人材情報ポータルサイト「おおたほいくぽーと」の運営、保育園就職フェア等を実施します。	保育サービス課	
⑯	保育士等研修の実施	区内の保育施設で従事する職員の専門知識・技術のスキルアップを図ります。相談事業・サービス向上のための研修を実施します。	保育サービス課	
⑰	区立保育園の拠点機能強化	地域の保育水準の向上のため、18の区立拠点園を中心として、家庭福祉員への訪問支援、認証保育所、小規模保育所等との交流保育、拠点園での公開保育研修など、保育連携推進事業を実施します。	保育サービス課	
⑱	第三者評価の実施	保育サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として区民に提供します。	保育サービス課	
⑲	学童保育事業（放課後児童健全育成事業）	就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童（1年生から6年生）に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。	子育て支援課	
⑳	学童保育（放課後児童健全育成事業）の延長保育、夏休み利用、一時利用	【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで（委託児童館及び放課後ひろばについては19時まで）預かります。 【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。 【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。	子育て支援課	
㉑	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ	小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課	

個別目標2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	女性のための相談	男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。対人関係、自分の生き方や性格、夫婦や親子関係、雇用、ハラスメント等に関する相談を受けています。	人権・男女平等推進課	男女共同参画推進プラン
②	ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、男性の家庭参画を促すため、男性のための日常的な家事や子育て参加支援の講座などを開催します。	人権・男女平等推進課	男女共同参画推進プラン
③	男女平等・男女共同参画に関する講演会やセミナー等の開催	男女共同参画に対する理解を深め、家庭や職場などあらゆる場で性別役割分担意識を解消できるように、講演会やセミナー等を開催します。	人権・男女平等推進課	男女共同参画推進プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
④	男女平等に関する情報誌「パステル」の発行	男女平等・男女共同参画に関する情報の提供や、性別役割分担意識の解消に向けた意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課	男女共同参画推進プラン
⑤	女性のエンパワーメントセミナー	女性が様々な分野でチャレンジできるよう、潜在能力の引き出しとスキルアップを図り、再就職を支援する講座を実施します。	人権・男女平等推進課	男女共同参画推進プラン
⑥	「テクノプラザ」等による呼びかけ	子育てや女性の就労に対する理解を深め、支援する気運を盛り上げるため、記事を掲載します。	(公財)大田区産業振興協会	
⑦	商業団体他産業団体への働きかけ	商業団体他産業団体の情報誌等への掲載を働きかけます。	産業振興課	

基本目標 3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります

個別目標 3-1 保護者と子どもの健康の確保

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と子の保健バックを交付します。	健康づくり課 地域健康課 特別出張所等	おおた健康プラン
②	妊婦健康診査	妊婦健康診査の費用を14回まで、超音波検査の費用を1回助成します。	健康づくり課	おおた健康プラン
③	妊婦歯科健康診査	地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施します。	健康づくり課	おおた健康プラン
④	妊娠高血圧症候群等療養援護	妊産婦が妊娠高血圧症などの病気にかかり、入院して治療する必要がある場合、健康保険の自己負担分を助成します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑤	すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)	すべての乳児家庭を生後4か月までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑥	出産・育児支援事業(子育て世代への健康相談)	随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題について医師、保健師、栄養士、歯科衛生士が、面接・電話や家庭訪問などで相談に応じます。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑦	産後ケア	出産直後は母親の体調が不安定で、育児不安も強くなりやすい時期であるため、母親の身体的、心理的な安定をはかるため、訪問型、デイサービス型などの支援を行います。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑧	産後家事・育児援助事業	心身共に静養が必要な産婦のいる家庭が低額で利用できる家事援助・育児補助を行うヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援センター	
⑨	乳幼児健康診査(4か月児～3歳児)	乳幼児の健全育成や健康管理のために健康診査を実施するとともに、栄養・育児相談を行うことで養育者が安心して子育てができるよう支援します。(4か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児)	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑩	乳幼児歯科相談	乳幼児歯科相談を実施します。 ①歯科健康教育 ②歯科健康相談 ③歯科経過観察健診 ④予防処置 ⑤保健指導	地域健康課	おおた健康プラン
⑪	幼児歯科健康診 査・う蝕予防	地区歯科医師会に委託して歯科健診、フッ化 物塗布を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑫	予防接種	予防接種法に基づき、各種ワクチンを医療機 関に委託して行い、感染症の感染・発病を予 防します。	感染症対策課	おおた健康プラン
⑬	乳幼児経過観察 健康診査	小児科医による健診・指導が必要な乳幼児に 健康診査を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
⑭	乳幼児保健指導	保健師・栄養士・歯科衛生士等による訪問・ 面接・電話等による育児等の相談を実施しま す。	地域健康課	おおた健康プラン
⑮	39歳以下基本健 診	18歳以上39歳以下で、職場などで健診を 受ける機会のない方に対し、健康診査を実施 します。	健康づくり課	おおた健康プラン
⑯	両親学級	妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を実 施します。	地域健康課	おおた健康プラン
⑰	育児学級等	保健師・栄養士・歯科衛生士等による育児・ 栄養・歯科指導を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
⑱	地域（出張型） 健康教育	地域の依頼により地域に出張して講習を実 施します。	地域健康課	おおた健康プラン
⑲	絵本との出会い 事業	4か月健診で絵本セットを配布して、読み聞 かせの支援や子どもの健全な発達を促しま す。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
⑳	みんなでよい歯 のまちづくり	依頼により保育所や児童館、学校などに出 張し、歯科健康教育・健康相談を実施しま す。	地域健康課	おおた健康プラン
㉑	乳幼児発達健康 診査	小児神経専門医による健診・指導を実施しま す。	地域健康課	おおた健康プラン
㉒	新生児聴覚検査 公費負担	新生児の聴覚障害の早期発見・早期療養を 図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助 成します。	健康づくり課	おおた健康プラン
㉓	子育てグルー プワーク（子育 て支援事業）	心理相談員、保健師等とともにグループワ ークを行い、子育てを支援します。	地域健康課	おおた健康プラン
㉔	都の重症心身障 がい児支援（訪 問事業等）との 連携	都の保健師・看護師が訪問し家族とともに 日常生活上の看護をし、相談に応じる都の 制度に対し、区の保健師が連携をとり、障 がい児と家族の支援をします。	地域健康課	おおた健康プラン
㉕	療育給付	骨関節結核及びその他の結果に罹患してい る18歳未満の児童に対して、指定医療機 関に入院させ医療給付を行い、学習や療 養生活に必要な学用品、日用品を給付 します。	健康づくり課	おおた健康プラン
㉖	養育医療給付	医療を必要とする未熟児に対する養育に 必要な給付を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
㉗	育成医療費給付	身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される18歳未満の児童に対し医療給付を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
㉘	子ども医療費助成事業	児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	
㉙	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て支援課	

個別目標3-2 学童期・思春期の保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	自殺総合対策の推進	大田区自殺対策戦略本部を設置して対策を検討すると共に、関係機関による大田区自殺総合対策協議会を開催し、自殺対策の推進を図ります。	健康医療政策課	おおた健康プラン
②	精神保健に関する医師・保健師による相談	専門医や保健師による相談（来所、家庭訪問、電話等）を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
③	精神講演会	毎年テーマを設定し、専門医等による講演を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
④	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。	生活衛生課	おおた健康プラン
⑤	区立小中学校における喫煙防止教育	がん教育の一環として区立小学校の6年生、区立中学校の3年生を対象に喫煙が体に及ぼす影響等を学ぶ喫煙防止教育を実施します。	学務課	おおた教育ビジョン
⑥	性感染症予防講演会	性感染症予防のための講演会を実施します。	感染症対策課	おおた健康プラン
⑦	学校におけるがん教育	小学校は体育科の保健領域、中学校は保健体育科の保健分野において、がんについて学習します。	指導課	おおた教育ビジョン

個別目標3-3 食育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	食育推進検討会・食育フェア	関係機関との情報交換等の連携と充実のため、食育推進検討会を実施します。また、食育に関する活動について広く区民に周知するため、駅ビルなど民間と連携してパネル展を開催します。	健康づくり課 地域健康課 生活衛生課 子育て支援課 保育サービス課	おおた健康プラン
②	在宅栄養士（会）との連携による食育パネルシアター等	グループ間の情報・意見交換で連携・協力し、児童館等を利用している児童を対象としたパネルシアター等の活動の充実を図ります。	地域健康課	おおた健康プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
③	栄養セミナー・ 栄養講習会（妊婦・一般）	健康的な食生活のための講習会を実施します。また、「パパの」「ママの」クッキングスクール、妊婦に対して離乳食の調理実習を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
④	保育園における 食育指導	園児に対して野菜栽培や米づくりなどの体験を通じ食への関心と食を大切にすることを育みます。また、保護者に対して離乳食講習会や給食と食材の展示、地域の子育て世代に対して食育指導などを行います。	保育サービス課	
⑤	学校における食育指導	全校に食育推進チームを組織するとともに、学校における食育を推進する中核となる食育リーダーを配置し、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。	指導課	おおた教育ビジョン
⑥	児童館における 食育指導	乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。	子育て支援課	

個別目標 3-4 産科・小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	かかりつけ医の 推進	両親学級、すこやか赤ちゃん訪問（新生児・産婦訪問指導）、健診等の機会ごとに近隣医を紹介し、かかりつけ医をもつことを勧めます。	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
②	休日診療・休日 準夜診療・土曜 準夜診療	医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病患者的の診療を実施します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
③	平日準夜小児初 期救急診療	平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
④	歯科休日応急診 療	休日における歯科応急診療医療を実施します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
⑤	産科医療機関の 設備整備費助成 事業	分娩機能の拡充を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心して子どもを産める環境を整備します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
⑥	地域医療機関と の協議会等の開 催	医師会や医療機関と入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。	健康医療政策課	おおた健康プラン

基本目標 4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

個別目標 4-1 幼児期・学齢期の教育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	保幼小の交流及び連携事業	体験を広げる子ども同士の交流を充実させるとともに、子どもの成長を一貫して支援するため、各教育機関の教職員同士の相互連携を図るための研修や情報共有を推進します。	幼児教育センター 指導課	おおた教育ビジョン
②	幼児教育連絡協議会の設置	幼稚園・保育所・小学校等の連携や交流の機会を充実し、共通理解を深めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
③	幼稚園教諭・保育士合同研修	幼稚園教諭・保育士の資質向上を図る研修を推進し、教諭・保育士一人ひとりの幼児理解を深めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
④	私立幼稚園特別支援教育事業	特別な支援を要する園児の教育条件の維持、向上のために必要な経費の一部を補助金として交付します。	教育総務課	
⑤	大田区学習効果測定	児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握し、授業改善を図ることを目的に調査を実施します。 また、測定結果に基づき、教育課題とその解決策を分析し、教員の授業力向上のための研修会や学校支援を行います。	指導課	おおた教育ビジョン
⑥	学習カルテに基づいた学習カウンセリング	大田区学習効果測定の結果や日常の学習内容の定着度を把握し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を記録した学習カルテに基づき、児童・生徒と面談し、一人ひとりの学習のつまずきや学習方法について指導し、基礎学力の定着を図ります。	指導課	おおた教育ビジョン
⑦	習熟度別少人数指導	英語、算数、数学において、児童・生徒の習熟度に応じて少人数学級を編成し指導を行い、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を確実に定着させます。	指導課	おおた教育ビジョン
⑧	補習教室	学習指導講師などを配置し、放課後及び土曜日の補習教室を通して、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を確実に定着させます。	指導課	おおた教育ビジョン
⑨	子どもの学習支援	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着と高校進学を支援します。	蒲田生活福祉課	おおた子どもの生活応援プラン
⑩	日本語特別指導（初期指導）、日本語学級	日本語指導が必要な外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒を対象に個別や小集団による日本語指導を行います。 さらに、日本語特別指導を終了した児童・生徒に対して、日本語による学習適応力の更なる向上のため学習言語の習得を支援します。	指導課 学務課	おおた教育ビジョン
⑪	こども日本語教室	日本語が不自由なため未就学となっている外国籍等の子どもに日本語指導を行うことで、就学に結び付けます。	(一般)国際都市 おおた協会	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
⑫	特別支援学級の運営	特別支援学級への介添員の配置及び教材等整備を行います。	学務課 指導課	おおた教育ビジョン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑬	特別支援教育実施体制の整備	特別支援教育における教育内容・方法を充実し、小中学校における総合的支援体制を整備します。	学務課 指導課	おおた教育ビジョン
⑭	学齢期の発達障がい児支援（専門相談・療育）	学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・療育事業等を障がい者総合サポートセンターで実施します。	障がい者総合サポートセンター	おおた障がい施策推進プラン
⑮	道徳授業地区公開講座	道徳の授業公開と保護者、地域住民との意見交換会を実施します。	指導課	おおた教育ビジョン
⑯	小中一貫の視点に立った道徳教育	小学校から中学校への円滑な接続を行うため、義務教育を9年間の枠で考え、小中一貫教育プログラムに基づき、一貫した教育を行い、規範意識の向上をめざします。	指導課	おおた教育ビジョン
⑰	人権教育の推進	学校と家庭、地域が連携し、道徳授業地区公開講座の充実を図り、子どもたちの他者を尊重し、生命を尊ぶ心を育てるとともに、児童・生徒一人ひとりの自己肯定感や自己決定力を育成します。	指導課	おおた教育ビジョン
⑱	規範意識向上プログラム	幼児教育、小中学校の発達の段階に応じた道徳教育を実施することで、幼児教育期から学校教育期まで体系的に規範意識の育成を図ります。	指導課	おおた教育ビジョン
⑲	体育指導と外遊び	小学校第1・2学年の体育指導の充実を図ります。また、中休みの時間の延長など、外遊びの指導による体力向上を図ります。	指導課	おおた教育ビジョン
⑳	幼児期運動指導リーダー保育者養成	幼稚園、保育園の保育者に対して、幼児の発達に応じた効果的な運動遊びの理解を深める研修会を実施し、効果的な指導方法の普及と実践を進めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
㉑	親子運動遊び講座	親子で楽しく実践できる運動遊びの講座を行い、体を動かす楽しさと適切な生活習慣、運動習慣の重要性について啓発を進めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョン
㉒	I C T教育の推進	電子黒板やタブレット端末などのI C Tを積極的に授業に活用し、分かりやすく質の高い授業を行うことで確かな学力の定着を図るとともに、児童・生徒自身がこれらの機器を使いこなし、自分の考えをまとめ、課題解決する力を育てます。	学務課 指導課	おおた教育ビジョン
㉓	学校教育施設の整備	良好な教育環境づくりを進めるとともに、今後、大量に見込まれる学校施設等の改築需要に対応するため、計画的な改築を進めます。	教育総務課	おおた教育ビジョン

個別目標 4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	青少年健全育成（青少年対策地区委員会）	地域における青少年健全育成活動を積極的に推進するため、青少年対策地区委員会への委託契約により地区活動事業を実施します。	地域力推進課	青少年健全育成のための大田区行動計画

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
②	大田区子どもガーデンパーティー	青少年対策地区委員会が中心となり、各会場実行委員会を組織し実施します。区内10会場でゲームや軽スポーツを楽しみながら、地域の人たちと一緒に活動する体験を通して、子どもたちが健やかに成長することを願って、地域ぐるみの協力を得て開催します。	地域力推進課	青少年健全育成のための大田区行動計画
③	子ども向け人材育成事業（工場見学とものづくり体験）	工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり産業の意義とその魅力を知ってもらいます。また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロボットづくりなど、工業大学や産業技術高等専門学校等と連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくりの楽しさを通じて、未来のものづくり人材を育成します。	産業振興課	
④	家庭教育学習会（学校デビュー応援プログラム）	子どもの小学校生活がより充実したものになるための家庭や親の役割について学習会を実施します。	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑤	区立学校における職場体験活動の充実	勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の選択等に必要なる勤労観や職業観を身に付け、キャリア教育充実の視点から共に助け合って生きる人間としての生き方についての自覚を深め、将来の社会人として自立していくための態度を育成する教育を推進します。	指導課	おおた教育ビジョン
⑥	区立学校における自然体験活動の実施	豊かな自然環境の中で、移動教室等を通じて自然に親しむとともに人々との交流を深め集団生活の在り方を体験するなど、心身ともに健全で調和のとれた人間の育成を推進します。	学務課 指導課	おおた教育ビジョン
⑦	国際理解教育の推進	日本の伝統・文化や異文化を理解するとともに、外国の方々とのコミュニケーション能力の育成や互いの人権を尊重する態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教育活動を推進します。	指導課	おおた教育ビジョン
⑧	子どもの長期休暇応援プロジェクト	夏休みなどの長期休暇中に深刻化しやすい子どもの課題に着目し、学習支援、昼食提供、体験機会の提供を行います。	福祉管理課	おおた子どもの生活応援プラン
⑨	放課後の居場所づくり（放課後ひろば事業）	【学童保育事業】就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童（1年生から6年生）の健全育成を図ります。 【放課後子ども教室】学校の施設を活用して、児童の放課後の安心・安全な居場所を実現し、児童の放課後の活動と交流を通じたプログラムを実施します。	子育て支援課 教育総務課	おおた教育ビジョン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑩	学童保育（放課後児童健全育成事業）の延長保育、夏休み利用、一時利用（再掲）	【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の学童を対象に18時まで（委託児童館及び放課後ひろばについては19時まで）預かります。 【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。 【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。	子育て支援課	
⑪	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ（再掲）	小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。	子育て支援課	
⑫	児童館の学童保育・一般利用（自由来館）	小学生、中学生が自由に利用できる施設です。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。	子育て支援課	
⑬	学校施設開放事業	児童の安全な遊び場として校庭を開放するほか、スポーツやレクリエーションなどの身近な活動の場として土日休日に学校施設を開放します。	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑭	中高生ひろば	中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う中高生専用施設として、羽田地域力推進センターに「中高生ひろば羽田」を設置しています。今後は令和3年度開設予定の（仮称）新蒲田一丁目複合施設内に設置するほか、大森地区等での設置を検討し、充実に図ります。	子育て支援課	
⑮	保育園・児童館の児童と高齢者との交流	保育園、児童館の児童が高齢者と交流します。	保育サービス課 子育て支援課	
⑯	保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進	中高生のボランティアを受け入れ、園児や児童との生活や遊びを通してふれあいの機会を持ちます。	保育サービス課 子育て支援課	
⑰	リーダー講習会（小学生・中高生）	青少年向けリーダー講習会を実施します。 ①リーダー講習会（小学生対象） （※青少対会長会に事業委託） ②リーダー講習会（中学・高校生対象）	地域力推進課	青少年健全育成のための大田区行動計画
⑱	リーダー講習会（成人）	指導者向けリーダー講習会を実施します。 ①自然体験キャンプセミナー ②青少年教育指導者セミナーⅠ（リスクマネジメント） ③青少年教育指導者セミナーⅡ（居場所）	地域力推進課	青少年健全育成のための大田区行動計画
⑲	地域に根ざした公園・緑地の整備	乳幼児親子や小、中学生に遊びの場を提供します。	都市基盤管理課 建設工事課 地域基盤整備課	おおた緑の基本計画グリーンプラン おおた

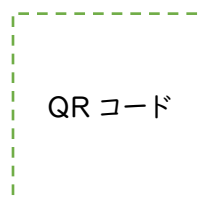
基本目標 5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

個別目標 5-1 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
①	防災対応マニュアル・防災の手引き等	災害に備えて、児童館、保育所等の各施設で防災の手引きの作成をしています。	子育て支援課 保育サービス課	
②	災害物品の備蓄	大規模災害に備え、区内すべての児童館、保育施設等に3日分の水・食料を備蓄し、子どもたちの安全・安心を図ります。	子育て支援課 保育サービス課	
③	妊産婦避難所の設置	産後間もない母子等が災害時に安心して過ごせる生活の場として、分娩医療機関の近隣に「妊産婦避難所」を設置します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
④	保育園における福祉避難所の整備	災害発生後、被災した乳児とその保護者の一時的な生活の場を確保するための福祉避難所を保育園において整備します。	保育サービス課	
⑤	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	「おでかけマップ」の充実を図ります。	福祉管理課	大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針アクションプラン
⑥	区民安全・安心メールサービスの運用	子どもの安全・安心を確保するため、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報のメールを配信します。	防災危機管理課	
⑦	こどもSOSの家による見守り活動の推進	子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や気軽に相談できる場所としてSOSの家を設置しました。自治会・町会、PTA、学校、警察などの地域と連携した子どもの見守り活動を進めるとともに、子どもたちの健全育成を図ります。	地域力推進課	青少年健全育成のための大田区行動計画
⑧	公共空間での防犯カメラの設置	公共空間における犯罪抑止力を高めるため、自治会・町会や商店街に対して、防犯カメラ設置費用の一部を補助するなどにより設置を促進しています。	防災危機管理課	
⑨	防犯教育・訓練の実施	小・中学校におけるセーフティ教室、保育園などでの不審者侵入を想定した訓練を実施します。	指導課	おおた教育ビジョン
⑩	小学生への防犯ブザーの配布	防犯教育の一環として、区立小学校に通う児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第1学年児童は申請により防犯ブザーを配布し、児童の安全・安心の確保を図ります。	学務課	おおた教育ビジョン
⑪	学校と警察等の関係機関との情報交換の実施	学校だけでは解決の難しい非行等の問題行動に関し、必要な情報の連絡を行い、対策を講じます。	指導課	おおた教育ビジョン
⑫	子育て家庭（世代）への交通安全教育	乳児や幼児を抱える保護者（世代）を対象に、未就学保育施設等において子ども乗せ自転車の正しい乗り方などを指導することにより交通事故減少を推進します。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画
⑬	「交通安全だより」の発行	保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を対象に「交通安全だより」を発行し、交通ルールや交通標識、道路標示など交通に関する知識の修得や交通安全の普及を推進します。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画
⑭	交通安全巡回指導	専任の交通安全指導員を配置し、児童に交通安全意識を身につけさせ、児童自身でその場の状況に応じた正しい判断ができるよう指導します。	教育総務課	おおた教育ビジョン
⑮	交通安全移動教室の開催	保育園児を対象に、事故多発地点である交差点対策として模擬交差点（信号機・横断歩道マット持参）での訓練や施設周辺を歩行する実地訓練等を通して、幼少時における交通ルールの習得と保育者等の指導により歩行時の交通事故防止を進めます。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画
⑯	交通安全自転車教室の開催	主として子どもを対象とし、交通公園の施設内で自転車の運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画
⑰	少年の非行防止啓発活動	薬物乱用防止の推進及び少年が特殊詐欺の加害者とならないために、警察・地域・学校等の関係団体と連携して少年の意識改革を促します。	防災危機管理課	
⑱	万引きしにくい環境づくり	警察・地域・学校等の関係団体と連携し、万引きしにくい店舗づくりのため、万引き被害防止に向けた支援を行うとともに、小学5・6年生及び中学生に、万引きは犯罪であるというチラシを配布します。	防災危機管理課	
⑲	有害図書等対策の推進	各地区青少年対策地区委員会を中心に、青少年に悪影響を及ぼす有害環境浄化のため、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店、成人向け雑誌・映像ソフト等販売店に対し、自粛要請活動を行います。	地域力推進課	青少年健全育成のための大田区行動計画

※QRコードの掲載を検討しています



2 大田区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 5 月 31 日

条例第 43 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、区長の附属機関として大田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。

(1) 区民及び関係団体との連携協働による子育て支援施策に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、区長が委嘱する委員 15 名以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から子育て会議の招集の請求があったときは、子育て会議を招集しなければならない。

(会議)

第 7 条 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 子育て会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 9 条 会議は、原則として公開とする。ただし、子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

3 大田区子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 5 月 31 日

規則第 92 号

改正 平成 27 年 3 月 26 日

規則第 33 号

改正 令和元年 5 月 31 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田区子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 43 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条に規定する区長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 1 名以内
- (2) 区民 1 名以内
- (3) 子どもの保護者 1 名以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4 名以内
- (5) 区内関係団体の推薦を受けた者 6 名以内
- (6) 区議会議員 2 名以内（庶務）

(部会)

第 3 条 子育て会議には、所掌事項を分掌して調査審議を行わせるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第 4 条 子育て会議及び部会の庶務は、こども家庭部子育て支援課が処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

4 大田区子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名等	氏名（敬称略）
学識経験者（1名）	関東学院大学	◎澁谷 昌史
区民（1名）	公募委員	柴田 まゆみ
子どもの保護者（1名）	公募委員	松田 徹生
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（4名）	私立幼稚園連合会	江尻 雅樹
	私立保育園連合会	加藤 保
	学校法人 簡野育英会	菊地 渉道
	社会福祉法人 大洋社	齋藤 弘美
区内関係団体の推薦を受けた者（6名）	大田区3医師会	内山 浩志
	大田助産師会	古川 かほる
	大田区民生委員児童委員協議会	○吉田 久司
	青少年対策地区委員会	渡邊 義太
	労働団体	森谷 憲光
	東京商工会議所大田支部	田尻 久美子
区議会議員（2名）	こども文教委員会 委員長	田村 英樹
	こども文教委員会 副委員長	海老澤 圭介

※ ◎会長、○副会長

5 策定経過

1 保護者ニーズ調査及び中高生本人を対象としたアンケート調査の実施

対象者	配布数	回収数	回収率	調査期間
就学前児童の保護者	2,500 件	1,234 件	49.4%	平成 30 年 11 月 16 日 から 12 月 3 日
小学校児童の保護者	2,500 件	1,398 件	55.9%	
中学生	850 件	247 件	29.1%	
高校生世代	850 件	217 件	25.5%	
合 計	6,700 件	3,096 件	46.2%	

2 大田区子ども・子育て会議における検討

回	開催日	主な議事内容
第 1 回	令和元年 6 月 28 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおた子ども・子育てかがやきプラン」(現行計画)の概要 ・大田区子ども・子育て支援事業計画の策定概要 ・計画策定スケジュール
第 2 回	令和元年 8 月 30 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおた子ども・子育てかがやきプラン」の事業実績及び総合評価 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みワークシート
第 3 回	令和元年 11 月 15 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大田区子育て支援計画準備稿 ・量の見込みワークシートに関する委員意見
第 4 回	令和 2 年 2 月 13 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの意見 ・大田区子ども・子育て支援計画最終案

3 パブリックコメント(区民意見公募手続)の実施

募集期間	令和元年 12 月 16 日 (月) から令和 2 年 1 月 15 日 (水) まで
意見提出件数	パブリックコメント 106 件

4 区民説明会の開催

回	開催日	会場
第 1 回	令和元年 12 月 17 日 (火)	大田区役所本庁舎
第 2 回	令和元年 12 月 20 日 (金)	大田区役所本庁舎

6 用語解説(50音順)

【あ行】

ICT (アイシーティー)

情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術の総称

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた力

NPO

特定非営利活動団体。Non Profit Organization の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。

【か行】

核家族化

夫婦のみの世帯、または夫婦(ひとり親の場合も含む)と未婚の子どものみの世帯が増加する現象。

家庭福祉員 (保育ママ)

区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後43日から2歳未満の子どもを預かり、自宅またはグループ保育室で家庭的保育を実施する。

規範意識

社会生活を営む上で基本となるルールを守ろうとする意識のこと。

キャリア教育

将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくために、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てていく教育。

協働

区民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組

むこと。

区民安全・安心メールサービス

防災情報や気象警報の発令や解除、防犯情報などを携帯電話にメール送信するサービス。

グループ保育室

自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員（保育ママ）が、複数で自宅以外の同じ施設を使用し保育を行う事業。

合計特殊出生率

1人の女性（15歳から49歳）が一生で出産する子どもの平均人数。

子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援や他の関係機関との連絡調整を行うなど、切れ目のない支援を提供するための仕組みのこと。

【さ行】

自己肯定感

自分をかけがえのない存在として感じ、自分を大切にし、自分らしさを力強く実現していくこうとする態度や考え方。

児童虐待

児童虐待は、親または養育者によって子どもに加えられた行為の中で、子どもの心を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為をいう。大きく次の4つに分類される。

①身体的虐待、②育児放棄／ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待。

児童相談所

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（児童福祉法第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう）に設置される行政機関。

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

周産期医療

「周産期」とは、妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死等、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。「周産期」を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現する。

小中一貫

小学校で行われる内容と中学校で行われる内容を連携させ、一貫性をもたせた体系的教育などを行うこと。

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てること。

スクールカウンセラー

いじめ、不登校などの学校不適応の未然防止や解決を図るため学校に配置され、児童・生徒の悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉などの専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

青少年対策地区委員会

地域社会の力を結集して、青少年を取り巻く地域社会の環境浄化と青少年の健全育成を図ることを目的に、特別出張所を単位として、自治会・町会代表、青少年委員、スポーツ推進委員、PTA代表、民生委員児童委員、保護司、青少年団体関係者などによって構成される組織。

【た行】

男女共同参画

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

定期利用保育

毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間（4時間以上）を柔軟に決められる保育事業。

適応指導教室

不登校状態の児童・生徒が家で引きこもりにならないよう、在籍する学校以外の場所で生活習慣の改善や学習指導を受けながら集団活動を通し、学校生活への適応を図る施設。

特別支援教育

障がいなどにより、学習上・生活上の困難がある子どもに対して、小中高校などに準ずる内容で、自立を図ることを目的とする教育。

【な行】

認可保育所

児童福祉法に基づく児童施設で、建物や園庭の広さ、保育者の人数、保育時間などについて国が定めた基準を満たし、自治体によって認可された保育園。

認証保育所

都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準（0歳児保育、13時間所など）に基づく保育所。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。

バリアフリー

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況（病気や経済的な理由によるものを除く）であること。

保育所保育指針

保育の内容やこれに関連する運営等について国が定めたもの。

ポータルサイト

インターネットに接続したとき、ウェブブラウザで最初に表示してもらうことを目的に作られているウェブサイトのこと。

母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設（児童福祉法第38条）

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。

**大田区子ども・子育て支援計画(最終案)
第4期大田区次世代育成支援行動計画
第2期大田区子ども・子育て支援事業計画**

令和2年3月

発行:大田区 こども家庭部 子育て支援課
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電話:03-5744-1272
FAX:03-5744-1525